

令和3年 第4回定例会

令和3年12月 7日 開会

令和3年12月16日 閉会

網 走 市 議 会

令和3年網走市議会第4回定例会会議録目次

〔12月7日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	1
開会宣告	1
本日の会議録署名議員	1
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
日程第2 議案第1号～第6号	4
散 会	7

〔12月9日（木曜日）第2日〕

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
説明のため出席した者	9
事務局職員	9
開議宣告	9
本日の会議録署名議員	9
日程第1 議案第1号～第6号	10
散 会	10

〔12月14日（火曜日）第3日〕

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員	13
開議宣告	13
本日の会議録署名議員	14
日程第1 一般質問	14
古田議員	14
伊倉観光商工部長	14
田口学校教育部長	14
澤谷議員	15
田口学校教育部長	15
大嶋選挙管理委員会事務局長	17
近藤議員	18
秋葉企画総務部長	18
伊倉観光商工部長	21
水谷市長	22

川合農林水産部長	23
吉村社会教育部長	24
武田市民環境部長	25
山田議員	30
秋葉企画総務部長	31
水谷市長	33
武田市民環境部長	34
後藤副市長	37
大嶋選挙管理委員会事務局長	37
村椿議員	41
秋葉企画総務部長	41
武田市民環境部長	41
川合農林水産部長	48
吉田建設港湾部長	49
立花庁舎整備推進室長	50
田口学校教育部長	51
永本議員	53
吉田建設港湾部長	53
川合農林水産部長	57
伊倉観光商工部長	58
桶屋健康福祉部長	60
延 会	65

[12月15日（水曜日）第4日]

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
説明のため出席した者	67
事務局職員	67
開議宣告	67
本日の会議録署名議員	67
日程第1 一般質問	68
石垣議員	68
武田市民環境部長	68
秋葉企画総務部長	71
小田部議員	71
桶屋健康福祉部長	71
伊倉観光商工部長	73
水谷市長	76
吉田建設港湾部長	76
松浦議員	79
川合農林水産部長	80
伊倉観光商工部長	84
桶屋健康福祉部長	85
秋葉企画総務部長	85
栗田議員	90

吉田建設港湾部長	91
川合農林水産部長	92
散 会	95

[12月16日（木曜日）第5日]

議事日程	97
議事日程第5号の追加及び変更	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
説明のため出席した者	97
事務局職員	97
開議宣告	97
本日の会議録署名議員	98
諸般の報告（追加）	98
日程第1 委員会審査報告案7件（議案第1号～第7号）	98
日程第2 議案第8号	99
日程第3 議案第9号	99
日程第4 その他会議に付すべき事件（1件）	99
閉会宣告	99

12月 7日 (火曜日) 第 1 号

令和3年第4回定例会
網走市議会会議録第1日
令和3年12月7日(火曜日)

○議事日程第1号

令和3年12月7日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第6号

村 椿 敏 章

山 田 庫 司 郎

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付すべき

事件(1)

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(説明)

議案第2号 令和3年度網走市市有財産整備特別
会計補正予算(同)

議案第3号 令和3年度網走市国民健康保険特別会
計補正予算(同)

議案第4号 令和3年度網走市介護保険特別会計
補正予算(同)

議案第5号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市附属機関条例及び報酬職員給
与条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

陳情第30号 「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺
骨等を含む土砂を埋立てに使用しな
いよう国に求める意見書」の採択を
求める陳情(総務経済委員会付託)

○出席議員(15名)

石 垣 直 樹
井 戸 達 也
小田部 照
金 兵 智 則
工 藤 英 治
栗 田 政 男
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
松 浦 敏 司

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 一
副 市 長 後 藤 利 博
企画総務部長 秋 葉 孝 博
市民環境部長 武 田 浩 一
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹
農林水産部長 川 合 正 人
観光商工部長 伊 倉 直 樹
建設港湾部長 吉 田 憲 弘
水道部長 柏 木 弦
庁舎整備推進室長 立 花 学
企画調整課長 佐々木 司
総務防災課長 田 邊 雄 三
財政課長 古 田 孝 仁

.....
教 育 長 岩 永 雅 浩
学校教育部長 田 口 徹
社会教育部長 吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長 林 幸 一
次 長 石 井 公 晶
総務議事係長 法 師 人 絵 理
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹
係 早 渕 由 樹

午前10時00開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和3年網走市議会第4回定例会
を開会します。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しており
ます。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石
垣直樹議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、本定例会に当たり提出されました陳情1件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 本日をもって招集されました本年第4回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る12月3日午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定議件は、議案6件、その他会議に付すべき事件1件、さらに本議会で関係委員会に付託されます陳情1件の合わせて8件であります。

また、一般質問は、通告期限までに10名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日から12月16日までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます、当委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和3年第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集を頂き、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、公共施設の暖房用燃料等の高騰に係る経費、オホーツク流氷館展示物改修事業、畑作構造転換事業補助金などの追加を主な内容とする一般会計補正予算と、国民健康保険特別会計のほか二つの特別会計の補正予算、並びに条例改正として、国民健康保険条例、附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部改正についてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、農業についてですが、今年は降雪量が少なく雪解けも早く、平年より早く進みましたが、夏期の記録的な高温少雨で畑が干ばつ傾向となり、農作物によっては生育に影響を受けたところであります。

J Aオホーツク網走によりますと、秋まき小麦は細粒傾向で製品化率が89.4%と平年を下回りましたが、麦類の収量は計画を上回り、取扱額は計画比約8.8%増となっております。

また、てん菜につきましては、糖分含有率が16.1%と計画を下回っておりますが、収量は計画を

上回っており、取扱額は計画比約3%の増となる見込みです。

バレイショについては、高温少雨の影響から小玉傾向で収量が低く、でん粉の含有率も19.5%と計画を下回っており、取扱額は計画比約12.4%の減となる見込みです。

また、豆類については、高温少雨の影響から小豆の着きょう数が少なく小粒傾向となり、取扱額は計画比約14.8%の減となる見込みですが、農産物全体の取扱額としては麦類とてん菜が全体をカバーして計画を若干上回る見込みです。

青果については、加工用バレイショが高温少雨の影響を受けたことで、取扱額は計画比約5.7%の減となる見込みです。

酪農・畜産は、新型コロナ禍による牛乳の消費の落ち込みが乳価に影響したことなどにより、取扱額は計画比約1.9%の減となる見込みです。

その結果、J Aオホーツク網走の現段階での予測によりますと、農業生産取扱額は前年と比較して約2.7%の減となりましたが、ほぼ計画どおりの約226億円の見込みとなっております。

次に、漁業についてであります。11月末までの網走漁協の漁獲状況は、主要魚種であるサケは漁獲量4,874トン、対前年比110%、金額約42億3,300万円、対前年比135%と、漁獲量、金額ともに前年を上回っております。

また、ホタテは今年は非常に歩留りがよく漁獲も好調であり、漁獲量で1万8,884トン、対前年比138%、金額約46億9,300万円、対前年比314%となり、金額は史上最高を記録をしております。

網走漁協全体では、漁獲量5万385トン、対前年比92%、金額約123億2,100万円、対前年比142%と漁獲量では昨年を下回りましたが金額は4割上回っております。

次に、西網走漁協についてですが、網走湖では昨年に引き続きシラウオ漁が操業され、漁獲量で対前年比180%、金額173%と、量・金額ともに前年を上回りました。

シジミは環境変化により資源が減少しているため、漁獲制限を行っていることもあり、漁獲量526トン、対前年比88%、金額約4億5,800万円、対前年比93%と量・金額ともに昨年を下回り、網走湖全体では漁獲量662トン、対前年比84%、金額約5億2,700万円、対前年比91%と昨年を下回っておりま

す。

能取湖でもホタテ成員が好調で、漁獲量1,891トン、対前年比186%、金額5億2,700万円、対前年比306%と量・金額ともに史上最高となりました。

また、サケについても漁獲量380トン、対前年比118%、金額3億4,600万円、対前年比152%と昨年を上回っており、能取湖全体では漁獲量4,787トン、対前年比114%、金額約16億円、対前年比144%となっております。

西網走漁協全体としては、漁獲量5,449トン、対前年比109%、金額約21億2,700万円、対前年比126%と量・金額ともに前年を上回り、金額は史上最高となっております。

また、今年のサケ漁獲量につきましては、網走漁協、西網走漁協を合わせた網走市としての水揚げでは日本一となっております。

次に、観光の動向についてですが、本年4月から9月までの上期の観光客の入込数は、39万6,000人で、前年比109%、前々年比47%となり、延べ宿泊者数は14万7,000人、前年比110%、前々年比59%となりました。

第1四半期の4月から6月までにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言発出による外出自粛要請の影響もありましたが、長期滞在者やビジネス利用客が比較的堅調に推移したことから入込数、宿泊数とも前年よりも増加をしております。

第2四半期の7月から9月までにつきましては、各種キャンペーン事業や連休中の道内観光客の入込みの好調、スポーツ合宿の底支えもあり、7月、8月は前年よりも増加傾向にありましたが、8月27日に緊急事態宣言が発出をされ、一部の施設を除き市内観光施設が休館となり、9月の観光客入込数は前年よりも半減し、第2四半期としては減少しております。

上期の外国人観光客の宿泊数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海外への渡航規制や制限が行われ、外国人全体としては前年比62%、前々年比1%となりました。

また、上期の観光施設の入館者数につきましては、7月の道内・道外観光客の動きが活発でありましたが、インバウンド入館者数の激減や緊急事態宣言発出時の休館等の影響もあり、オホーツク流氷館は前年比96%、前々年比26%、博物館網走監獄では

前年比116%、前々年比41%となりました。

次に、オホーツク網走マラソン2021 on the webについてですが、2ウィークスとして開催した8月7日から8月20日、及び2デイズとして開催した9月25日と26日の期間で開催をいたしました。

今大会では、昨年に引き続きウェブ上での開催といたしましたが、全国各地から2,012名の方に御参加を頂き、大きなトラブルもなく無事に終了することができました。

また、今大会では2デイズについて全国的にも初の試みとして、FMあばしりとタイアップし、開催2日目の26日には午前8時30分から午後3時30分までの間、網走マラソン特別放送を行い様々な企画で参加者と交流を図ったところ、参加者からは喜びの声が数多く寄せられたところです。

引き続き、次回大会の開催に向けて準備を進めてまいります。常にランナー目線による大会運営を心がけ、さらに満足度の高い大会を目指して取り組んでまいります。

次に、建設工事についてであります。11月末までの発注率は約89%で工事・業務の発注はおおむね完了をいたしました。

現在施工中の工事につきまして、引き続き早期完成に努め工事の進捗を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。当市におきましては、医療機関や医師・看護師の皆様の多大な御協力と御理解を賜り、3月9日から開始をした医療従事者の優先接種以降、集団接種、巡回接種、個別接種、職域接種に取り組み、11月28日終了時点で2万8,289人が1回目の接種を終了し、90.4%と高い接種率を確保しております。

現在におきましても、12歳到達や未接種の市民を対象といたしまして、保健センターを会場とした集団接種及び医療機関における個別接種を継続していることから、接種率のさらなる上昇が見込まれているところであります。

また、3回目接種についてであります。国はワクチン接種に伴う効果の持続期間や諸外国における対応状況を踏まえ、2回目接種、ワクチン接種の終了から8か月を経過した方を対象に追加接種の方向性を示しているため、現在当市におきましても接種に向けた準備を進めており、今月中旬に医療従事者の接種を開始し、来年7月までに希望する市民の接

種終了を目途に取り組んでまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも市民生活と地域経済の影響を考慮し、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶といたします。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第1号から議案第6号までの合わせて6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 —登壇— ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第4号の令和3年度網走市各会計補正予算につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で1億877万5,000円を追加、市有財産整備特別会計で180万4,000円の減額、国民健康保険特別会計で2,435万3,000円を追加、介護保険特別会計で296万円を追加しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、継続費では、一般会計のオホーツク流氷館展示物改修事業について、2か年を要することから継続費を設定しようとするものでございます。総額で1億2,000万円、年割額では令和3年度で700万円、令和4年度で1億1,300万円でございます。款項の区分につきましては、一般会計議案の第2表のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、一般会計の観光事業債の限度額追加、及び公共土木災害復旧債の限度額変更といたしまして1,320万円を追加しようとするものでございます。追加及び変更の内容は、一般会計議案の第3表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、人件費につきましては、一般会計と特別会計の各費目にわたっておりますので、ここで一括説明し、事項別明細書の中ではそれ以外の補正項目のみ説明させていただくことで御了承いただきたいと思います。

議案資料7ページを御覧願います。

人件費補正額は、合計で4,803万6,000円の減額でございます。内訳は全額一般職で、詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、人件費以外の項目につきまして御説明申し上げます。

別冊でお配りしております、事項別明細書7ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費では、燃料高騰に係る経費として、庁舎管理費で200万円の追加、食品加工体験センター管理運営事業で30万円の追加でございます。

財政調整基金費では、麦類乾燥施設の建設に係る負担金を減債基金に積み立てるもので10億650万円の追加でございます。

次に、9ページを御覧願います。

民生費の社会福祉総務費、総合福祉センター管理運営事業では、燃料高騰に係る経費として130万円の追加でございます。

障がい者福祉費、障がい者訪問入浴サービス事業では、利用者の増加に伴う給付費として196万2,000円の追加でございます。

その下、ふれあい活動センター管理事業では、燃料高騰に係る経費として30万円の追加でございます。

次に、11ページを御覧願います。

児童福祉費では、児童手当システムの改修経費として370万円の追加でございます。

扶助費では、生活保護費に係る国庫負担金の精算に伴う返還金として5,302万9,000円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費、保健センター管理運営事業では燃料高騰に係る経費として40万円の追加でございます。

次に、13ページを御覧願います。

健康管理費では、健康管理システムの改修経費として140万円の追加、及び麻疹・風疹予防接種事業における国庫補助金の追加に伴う財源補正でございます。

環境衛生費では、燃料高騰に係る経費として、火葬場管理運営事業で90万円の追加、破碎処理事業で40万円の追加、埋立処理事業で160万円の追加、リ

サイクル資源物収集事業で80万円の追加、リサイクルセンター運営事業で10万円の追加でございます。

次に、15ページを御覧願います。

農林水産業費の農業振興費では、農業機械の導入に対する補助金として4,264万2,000円の追加でございます。

商工費の商工振興費、営業継続応援金給付事業では、国庫補助金の追加に伴う財源補正でございます。

その下、緊急社交飲食店自主休業支援金給付事業では、申請者の増加に伴う支援金390万円の追加と国庫補助金の追加に伴う財源補正でございます。

次に、17ページを御覧願います。

観光施設費では、オホーツク流氷館の展示物の改修経費として700万円の追加でございます。

土木費の建築総務費、住環境改善補助金では、申請者の増加に伴う補助金800万円の追加でございます。

消防費の消防組合負担金では、前年度繰越金の確定などにより1,042万6,000円の減額でございます。

次に、19ページを御覧願います。

教育費の教育委員会費、スクールバス密集対策事業では、スクールバス増便に係る経費として740万円の追加と国庫補助金の追加に伴う財源補正でございます。

次に、燃料高騰に係る経費として、小学校管理運営費で290万円の追加、中学校管理運営費で200万円の追加、市民会館管理事業で70万円の追加、オホーツク・文化交流センター管理事業で280万円の追加でございます。

社会教育振興費、成人講座開設事業では、道補助金の追加に伴う財源補正でございます。

次に、21ページを御覧願います。

燃料高騰に係る経費として、学校給食費で70万円の追加、総合体育館管理運営事業で400万円の追加、市営スケート場管理運営事業で20万円の追加、スキー場管理運営事業で100万円の追加、市民健康プール管理運営事業で350万円の追加、屋内ゲートボール場管理運営事業で50万円の追加、オホーツクドーム管理運営事業で350万円の追加でございます。

災害復旧費の道路等災害復旧費では、国の災害査定に伴い補助災害と単独災害の区分変更及び財源補正を行うものでございます。

以上が、令和3年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税3,569万2,000円を追加しようとするものでございます。

22ページ、23ページを御覧願います。

この表は給与費明細書でございます。

24ページを御覧願います。

この表は継続費の事業の進行状況等に関する調書でございます。

25ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

次に、人件費以外の各特別会計の補正につきまして御説明申し上げます。

32ページ、33ページを御覧願います。

この表は市有財産整備特別会計における給与費明細書でございます。

次に、38ページ、39ページを御覧願います。

国民健康保険特別会計を御説明申し上げます。

総務費の一般管理費では、オンライン資格確認システムの整備に係る経費として25万5,000円の追加でございます。

同じく基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので621万2,000円の追加でございます。

諸支出金、償還金では、過年度の精算に伴い保険給付費等交付金償還金で315万7,000円の追加、災害等臨時特例補助金償還金で1,141万6,000円の追加でございます。

40ページ、41ページを御覧願います。

この表は給与費明細書でございます。

次に、48ページ、49ページを御覧ください。

この表は介護保険特別会計における給与費明細書でございます。

以上、議案第1号から議案第4号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました、議案第5号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の42ページ、資料2号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、全世代対応型の

社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、改正政令に係る改正としまして、出産育児一時金について産科医療補償制度見直しによる掛金引下げにより、規定で定める加算額を1万6,000円から1万2,000円に改定するため、給付総額が減額とならないよう40万4,000円から40万8,000円に引き上げる改正等を行うものであります。

また、改正法に係る改正としまして、未就学児の国民健康保険料について、被保険者均等割額に10分の5を乗じて算定し減額することとなったため、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、令和4年1月1日から施行し、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る改正後の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、経過措置としては従前の例によるものであります。

以上、議案第5号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 一登壇一 ただいま御上程を頂きました議案第6号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料47ページから49ページ、資料3号を御覧願います。

趣旨でございますが、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の調査審議を行う委員会を附属機関に位置づけ、またその委員報酬を定めるため関係する2条例につきまして所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、第1条の改正では、附属機関に医師及び網走保健所長からなる網走市予防接種健康被害調査委員会を追加する別表の改正を行い、第2条の改正では、報酬額を委員会の長6,500円、委員6,000円とするため、別表の改正を行うものであります。

施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第6号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は9日、午前10時といたしますから参集願います。

本日はこれにて散会とします。

大変御苦労さまでした。

午前10時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 石 垣 直 樹

署名議員 村 椿 敏 章

12月 9日 (木曜日) 第 2 号

令和3年第4回定例会
網走市議会会議録第2日
令和3年12月9日(木曜日)

○議事日程第2号

令和3年12月9日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第6号

日程第2 議案第7号

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)

議案第2号 令和3年度網走市市有財産整備特別
会計補正予算(総務経済委員会付託)

議案第3号 令和3年度網走市国民健康保険特別
会計補正予算(各委員会付託)

議案第4号 令和3年度網走市介護保険特別会計
補正予算(総務経済委員会付託)

議案第5号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(文教民生
委員会付託)

議案第6号 網走市附属機関条例及び報酬職員給
与条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

議案第7号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(説明及び文教民生委員会付託)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦
庁舎整備推進室長 立花学
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

.....
教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達矢議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案1件を追加しておりますので承知願います。

本日の議事日程は既に印刷して配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第6号までの合わせて6件を議題とし、大綱質疑を行うわけではありますが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 日程第2、議案第7号令和3年度一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第7号令和3年度網走市一般会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料4号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、2億4,260万円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

民生費の児童福祉費でございますが、国の子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費といたしまして2億4,260万円の追加でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る財源は全て国庫補助金となっております。

以上、議案第7号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

それでは、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事に進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第7号につきまして、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本議会の審議日程に従いまして、各常任委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は12月14日、午前10時としますから参集願います。

本日は、これにて散会します。

大変御苦労さまでした。

午前10時04分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 小田部 照

署名議員 永 本 浩 子

1 2 月 1 4 日 (火曜日) 第 3 号

令和3年第4回定例会
網走市議会会議録第3日
令和3年12月14日(火曜日)

○議事日程第3号

令和3年12月14日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、澤谷議員、近藤議員、山田議員、村椿議員、永本議員)

○出席議員(14名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

立崎聡一

○説明のため出席をした者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部次長 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦学
庁舎整備推進室長 立花学
企画調整課長 佐々木司
情報政策課長 高橋剛

総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁
戸籍保険課長 渡邊眞知子
生活環境課長 近藤賢
健康推進課長 今野多賀子
農林課長 佐藤岳郎
農林課参事 中塚威史
水産漁港課長 渡部貴聰
観光課長 高井秀利
商工労働課長 北村幸彦
観光商工部参事 高橋勉
観光商工部参事 高橋優紀
建築課長 小原功
港湾課長 梅津義則

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小路谷勝巳
学校教育課長 小松広典
社会教育部参事 高橋善彦
社会教育課長 岩尾弘敏

選挙管理委員会事務局長 大嶋尚士

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、立崎聡一議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、松浦敏司議員、山田庫司郎議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

古田純也議員。

○古田純也議員 ー登壇ー おはようございます。志誠会の古田純也です。

通告書に従い、質問させていただきます。

網走レイクビュースキー場の活用について。

レイクビュースキー場の稼働は、冬期間1月から3月、3か月間で、年間の4分の3は使用されていない状態ですが、この使用されていない期間のゲレンデを活用し、網走の新たな魅力を発信していくのはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 現在、当市におきましては、レイクビュースキー場の第6コースを活用して、夏場にフラワーガーデンはな・てんとに取り組んでおりますが、アウトドアコンテンツに注目が集まっている中、他地域においても夏場のスキー場を活用した様々な取組が行われており、当市においても新たなコンテンツの造成は可能であると認識しております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今や体験型の観光は大変人気が高く、LCC航空を利用して今後もさらに網走に来られる観光客は予想されます。

経済収益を上げるためにも、観光客の滞在日数を一日でも延ばすことだと私は思います。そこでお尋ねします。

市としては、夏場の活用されていないゲレンデ、私が言う、リフトのあるほうなのですけれども、今後も活用の見通しはあるのかないのか。ないとした場合の理由をあわせてお尋ねいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 観光で稼ぐ地域を目指すためには、議員御指摘のとおり、滞在時間の延長と消費拡大につなげるコンテンツの充実が重要であります。

夏場のスキー場を活用したコンテンツの造成は、滞在時間の延長につながることから経済収益を上げる取組をされている地域もあると認識をしております。

その一方で、夏場の利用に当たってはスキー場内の雑草駆除が大きな課題となりますことから、スキー場の管理の一環でゲレンデを除草した時期のみに開放するなどスポット的な利用の可能性について、観光事業者や施設を管理するスポーツ課とも協議をしながら研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今、御答弁いただきましたゲレンデの維持管理に大きな課題があることは十分理解しております。ただ、あの景観のすばらしい場所を活用した新たな網走の魅力を発信し、スキー場シーズンオフのゲレンデを生かして考えたいという民間の方、企業の方もいると思いますので、その方と今後連携を図り、事業を進めてはいかがかと思いますが、それについて考えをお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 体験型観光のコンテンツ造成につきましては、今年度も観光協会を通して民間事業者と連携を図っており、御提案のあった夏場のゲレンデの活用につきましても観光協会や民間事業者と連携をし、どのようなアウトドアコンテンツのニーズがあるのか情報交換を行い、今後の展開について研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今後大変期待しております。

続いての質問に移りたいと思います。

学校教育の環境改善についてお尋ねいたします。

小中学校の机の規格について。

小中学校で使用されている机の規格には、新JIS規格と旧JIS規格があると伺っております。

ノートや教科書のサイズもB5からA4に移行されたので、机の天板も広がったと。最近では、ICT教育が進み、さらに机の上にタブレットを置くことによりまして、机の上が狭くなっていることを学校で確認いたしました。

現在、網走市内の小中学校で使用されている机の規格をお尋ねいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 通常市内の小中学校の机の規格は、旧JIS規格の40センチ×60センチのものを使用しております。使用に堪えない天板は学校と

協議をし交換を行っておりますが、教室の面積に余裕がないため、新JIS規格、これは45センチ×65センチになりますけれども、その新JIS規格の天板は郊外校の一部に導入されている程度となっております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 学校の教室が狭いということで、当該校のみに新規規格が採用されているのを確認いたしました。

では、今私も学校で見に行ったときに、結構教科書を、タブレットを置きながらなので落としている児童を見受けしたのですけれども、では今度教科書ではないタブレット、高価なタブレットを落下したとき、また落下させない対策についてどのような対策が取られているかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 各小中学校では、児童生徒に端末が高価なものであることを周知し、取扱いについては十分注意を払うこととあわせ、学習技術の指導として、机の上に必要ないものは載せないように指導しております。

また、一部の学校では既存の机に奥行き10センチメートル拡張できる天板拡張器材を取り付け、落下防止をしている学校も見られる状況です。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 私も実は机の周りに拡張をつけるのは望ましいなという考えはあったのですが、実際に天板を取り替えるというよりも授業に応じて拡張する器材をつけるという考えで進むのかどうかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 天板につきましては、1クラスにおける児童生徒数の人数と教室の広さなどを考慮し、学校の意見や希望を聞きながら決定しております。

今後も学校と協議しながら、天板の整備を進めるとか、もしくは拡張器材をつけるとか、協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

タブレットを落とした場合の損害について、これは落とした人の責任になるのでしょうか、学校の責任なのでしょうか。その辺最後にちょっと質問なのですけれども。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 タブレットにつきましては、児童生徒数のタブレットを配付しておりますけれども、一部予備も与えておりますので、故障、それから破損したものについては予備のものを使っていただくようお話ししているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 落とした損傷について、取り替えるのはその場で取り替えることが可能なのは認識しましたけれども、その補償ですね。補償問題についてはどのようになっているのか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 落としたというときですけれども、それが故意ではない以上は教育委員会のほうで新たなものを与えるという考え方でおります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。ありがとうございます。

私からの質問は以上となります。

○井戸達也議長 澤谷淳子議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、ヤングケアラーについてお伺いいたします。

最近、新聞やテレビなどでヤングケアラーという言葉も聞くようになりましたが、ケアラーの子供自身も大人も目にするができるようCM放送も始まっています。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子供自身の権利が守られていないと思われる子供と定義し、わかりやすくは親の介護や幼い兄弟の世話に追われる18歳未満の子供であります。ヤングケアラーの背景として、少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が考えられ、都会も田舎も同じなのではないかと考えております。

こうした中で、厚労省は文科省と連携し、昨年12月から本年1月にかけてヤングケアラーの実態調査を行いました。その結果が5月に初の支援策を盛り込んで報告書が公表されています。

その当市の認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 本年3月に厚生労働省と文部科学省が連携して組織するヤングケアラーの支援

に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが立ち上がり、5月に今後国が取り進むべき施策内容が報告されたことは承知しているところでございます。

その連携プロジェクトチームによる施策の大きな方向性として、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が柱とされており、この報告にもあるように、当市としましても、まずは福祉・介護・医療・教育・地域などといった様々な分野が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要であると認識しております。

さらに、北海道では、仮称北海道ケアラー支援条例の素案をまとめ、令和4年道議会第1回定例会に条例案を提出するとの報道もあり、これを注視する必要もあると考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 それでは、当市には該当する生徒は実際にはいないのかもしれませんが、報告書には中学2年生の場合、17人に1人の割合でヤングケアラーが存在しています。また、ケアの対象は兄弟が最多で、特に年の離れた幼い兄弟の世話をする子供が多いことがわかりました。

そこで問題なのは、そのケアラーの4割近くが自分自身をヤングケアラーだと自覚できていないことです。もちろん、お手伝いの範囲なら問題はないのですが、例えばひとり親世帯のため本人が世話を当たり前と思っていたり、過度な負担を強いていることを親が気づいていないといった要因もあり、ヤングケアラーの問題がこれまで表面化しなかった一つにこうした背景があると考えられています。

そこで、政府の示した主な支援策の中で、自治体による現状把握が必要になってきます。

昨年、新1年生になった児童生徒を考えますと、コロナ禍で生徒、保護者との家庭訪問、面談など十分にできない状況でもありましたし、家族の状況まではわかりにくくなっています。

この間、生理の貧困のときでは早くタブレットを活用してアンケートを調査、実施していただいたおかげで、保護者の状況で生理用品を用意できない児童生徒が当市にもいることが判明して、これによってすぐポスターを作成していただいて、保健室に生理用品がありますよというポスターを用意していただいて、すぐ早い対応をしていただきました。

このように、いるとわかれば支援につながる行動が変わると思いますので、ヤングケアラーのアンケ

ートを実施をお願いしたいと思います。計画や予定などはおありでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 市内の小中学校におけるヤングケアラーの実態について、学校に聞き取り調査を行ったところ、幼い兄弟の世話をしているという事例はあったもののヤングケアラーに該当するような実態は見られないとの回答を頂いております。

学校におけるヤングケアラーの実態把握につきましては、先生と児童生徒のやり取りの中で児童生徒の家庭内の実態などを把握し、保護者との面談や家庭訪問などを行い確認することが可能と考えておりますが、1人1台端末を活用したアンケート調査もプライバシーが守られ確実に調査ができることから有効な手段と考えております。

一方で、国の調査におきまして、子供たちがヤングケアラーについて理解していないという結果も報じられておりますので、子供が自らの置かれている状況を正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、児童生徒に対しヤングケアラーとはどのような状態を表すのかを周知するとともに、地域住民や関係機関などへの普及啓発も必要であると考えております。

今後、関係部署と連携を図り、まずは学校におけるヤングケアラーの周知、理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 既にアンケート調査も行っていただいたということで、厳しい状況にある子供が自ら声を上げ、市役所や児童相談所に支援を依頼するということはもうまずないので、むしろ状況を隠したり当たり前と思っていたりするのを、何とか保護者や大人のほうの支援にも結びつけられればと思っています。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

また、子供自体も大人もやっぱりヤングケアラーを学習していくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に選挙の投票の仕方について質問いたします。

市議会では3年連続「選挙に行こう」と題して、桂陽高校、南ヶ丘高校の皆さんへ出前授業を行いました。昨年のコロナ禍ではリモート開催もしました。その中で、事前アンケートや当日のグループディスカッションなどで、どうすれば選挙に行くかの

問いに、スマホで投票できるようにと、コンビニなどで投票できるように、この2つは全グループから出ていたようです。

高校生に限らず、今の若者にスマホとコンビニは身近でなじみのあるツールで、早く利用できるというのにといい真っすぐな気持ちが伝わり、選挙の投票行動に直結しそうです。

そこで、市議会でも今月21日には、まずインターネット投票を活用した主権者教育というオンライン行政視察を行うところです。ただ、今まで電子投票を導入していた自治体もあったと聞いていますが、若者の思うスマホ投票とは違うようです。認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 環境改善の向上方策として体制を整えていくことは、選挙管理委員会として取り組むべきことと認識しているところです。

電子投票については、コスト面、あと国政選挙への未導入、それから技術的信頼性への不安などから導入が進んだとは言えない状況にあります。また、開発事業者によります機器の供給が困難な状況でございまして、実質的に実施できない状況となっております。

電子投票システムにつきまして、投票カードを用いた場合の一例を申し上げますと、選挙人が指定された投票所へ出向き、名簿対照を行った上で電子投票カードを受け取り投票いたします。その結果を電磁的記録媒体を通して集計するもので、スマホ利用ですとかコンビニ投票という仕組みではございません。

令和2年3月に電子投票システムに関する技術的条件が改定されまして、これまでの専用機に加えてタブレット端末等の汎用機の活用ですとか、新たな技術として実施可能となったタッチペン方式によります候補者選択が追加されてきておりまして、引き続き国の投票環境の向上方策等に関する研究会における研究、検討結果を踏まえた国の制度改定等について注視する必要があると考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 やっぱりスマホでやられたということでは全然なくて、わざわざ来て機械に入力というか、そういう感じだったのですよね。

やっぱりスマホで投票するには、まだまだ有権者の特定などの課題もあって、今後の国の対策が待た

れるところだと思います。

以前にも質問させていただいたのですが、高校生が思う、次のコンビニ投票とはいかないまでも、スーパーなど商業施設で投票できるように何か工夫はできないでしょうか。

特に投票所が廃止され市役所へ変わった錦町地域では、お住まいのお年を召した方から、「少しだと思いかもしれないが歩いて市役所へは遠い。結局投票に行けなかった」との声をお聞きしています。

また、統廃合はしていないものの二ツ岩地域の方からは、「車がないのでタクシーを使ってまで投票に行けない」と、こちらが高齢の方がおっしゃっていました。いずれも買物へは行く方々です。やはり商業施設やまたその近くでもいいのですけれども、投票所を設けるのは無理なのでしょうか。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 投票所の設置につきましては、選挙管理委員会での決定により可能となるものでございます。選挙時の安定的な会場確保、それから二重投票の防止策など対応が必要な事項についての整理はございますけれども、バリアフリーですとか来場しやすいなどの観点から、例えばエコーセンターで行うような具体的な施策というか、施設等を想定しての検討に取り組んでまいりたいと思います。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 エコーセンター、下でいうとスーパーのすぐ近くで大変喜んでいただけると思いますが。実質はまだシステム改修とかいろいろやらなければならないこともあるかもしれませんけれどもよろしくお願ひします。

それでもう一つの提案で、10月31日今衆議院選から石狩市では期日前投票について、移動式期日前投票所としてハイエース車両で、投票所が集約や廃止により遠くまでは行けなくなってしまった方に配慮した移動投票車を出しました。さらに大変手厚く投票日当日もその廃止した地区を統合した投票所を結ぶバス運行もしたそうです。どのまちも地域の投票所の統廃合がある中、もしかしたら当市でも早い対応ができるのではないかとと思うのですが、移動式期日前投票車の考えはどうでしょうか。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 市内の投票区の中で人口が少なくなった地域を中心に検討をしなければならないと考えているところです。

市役所以外での期日前投票につきましては、別会場の開設ですとか車両による移動式というものも考えられますけれども、二重投票の防止ですとか、秘匿管理、それから投票管理者及び従事者の確保などを含めしっかりした投票管理など管理する必要があります。

現在、二重投票の防止に関するシステムの改修、設備の構築、ランニングコストなどについて、当市の基幹系システムのベンダー、供給元になりますけれども、そちらに提案を依頼しておりまして、その内容を踏まえて検討していきたいと考えております。

比較的小さな規模の地域においても、投票環境の改善に向けた取組というものが実施されておりますので、当市といたしましても今後検討を進めてまいりたいと思います。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 検討いただいてありがとうございます。現実にはまだまだ各個人のスマホで地方も国政も選挙の投票ができるようになるまではもう少し時間がかかりそうですので、今後も改善できるものがあればぜひよろしくお願ひしたいと思います。

質問は以上で終わります。

○井戸達也議長 近藤憲治議員。

○近藤憲治議員 一登壇― それでは、私からも通告をしておりました4項目についてお伺いをさせていただきます。

まず最初に、地域を挙げたデジタルトランスフォーメーションの推進についてであります。

少子高齢化と労働人口の減少、そしてコロナ禍に端を発した感染リスクを低減するための非接触型の仕組みづくりとオンラインの活用など、デジタルテクノロジーによる社会の変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションは必要不可欠・不可避であるとともに、行政の効率化とサービス向上だけではなく、地域全体に新たな可能性をもたらすものとして積極的に取り組んでいく認識が必要であります。

その点で、9月1日にデジタルファースト宣言を発した当市の姿勢については評価をしております。その前提に立ってお伺いをいたします。

デジタルファースト宣言以降、当市の各種施策のデジタル化の進捗状況、特に宣言の中でもうたわれていた業務効率化、市民サービス向上、観光情報発信の強化の視点から、検討状況も含めてどのような政策が具体的にどのように変化したか、また変化さ

せようとしているのかを伺います。

併せて、当市におけるデジタルテクノロジーによる社会の変革、すなわちデジタルトランスフォーメーションを庁舎内外で強力に進めていくに当たり、デジタル版の総合計画に当たるデジタルファースト推進計画のような全体のビジョンの確立と共有が必要であり、こちらについては既に作業も進んでいるところだと思いますけれども、併せて状況を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 9月1日に網走市デジタルファースト宣言をさせていただいておりますが、この間専門的知見から支援、助言を頂くため、フェローを委嘱し、さらに具体的な実務の支援、助言を頂くため参与を任命しております。

これまで管理職研修、デジタルマーケティング研修、若手職員による研究会の設置など、庁内におけるデジタルファーストへの意識の浸透を図りつつ、全庁的に刊行物のデジタル化、申請書の押印廃止、電子申請サービスの導入、来年度以降に取り組む事業などを調査してきたところでございます。

令和4年度予算編成方針におきましては、デジタル推進を重点施策として位置づけ、現在作業を進めているところでございますので、具体的な取組につきましては予算編成の中でよく精査してまいります。

現在、当市における中期的なデジタル化の方向性や具体的な取組を示すDX推進計画の策定を、予算編成と並行して進めているところでございます。

国のDX推進が加速する中、総務省が示した自治体DX推進計画も変更や追加が予想され、また進展著しいデジタル技術の動向を踏まえますと、網走市DX推進計画は既存の計画とは異なり、常にバージョンアップをしていく、そのような計画になると考えているところです。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 具体的な政策への落とし込みは予算編成の中でのということなので、まだ大きく具体的に見えるものというのはあまりないという御答弁がありました。そして、またあわせて計画については今つくっていますよというお話でした。

今、御答弁あったように、全国の各地の自治体ではデジタルトランスフォーメーションを念頭に置いて、地域全体をデジタルテクノロジーで変革していく考え方をまとめるという動きが急速に広がってき

ております。

各地のデジタル系の計画を概観いたしますと、特徴といたしましては、行政内部でのDXと地域全体のあらゆる政策のDXを同時並行していくという考え方が多いです。行政機関だけでデジタルトランスフォーメーションするのではなく、地域のあらゆる課題をデジタルテクノロジーで解決していくというビジョンを示すことが大切であります。

例えば、交通、子育て・教育、健康・医療、障がいのある方への配慮、環境・エネルギー、防災・減災、にぎわいの創出、地域産業の振興などにもデジタルテクノロジーを組み合わせ、よりよく変化させていこうという計画を各地で策定をしています。こういった視点は、先ほどの答弁にもあったDX推進計画の中でデジタルファースト宣言の理念を具現化するための当市の計画として盛り込まれていくものと勝手に想像はしていますが、現状の検討状況と重視している論点があれば併せてお示しをいただきたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 行政運営のデジタル化だけではなくデジタル化やDXにより、地域課題の解決を図ることは重要な視点であると考えております。

現在作成中でございますので、まずは関係人口の創出、市民サービス、行政運営のデジタル化を推進してまいります。DXを地域全体に浸透させることも必要なことだと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは認識を共にできたものと受け止めさせていただきました。

あわせて、昨今SDGsやカーボンニュートラルの視点から、このデジタルトランスフォーメーションをグリーントランスフォーメーションへと昇華させていくべきなのだという考え方も定着しつつあります。つまりデジタルテクノロジーの活用で生産性を上げることで低環境負荷社会も同時に実現していこうという考え方です。

簡単な部分で言いますと、ペーパーレスでありませつか、資源利用の抑制、また高度な部分では労働生産性の向上とエネルギー効率の変革等がございます。カーボンニュートラルやSDGsの達成に貢献していこうという考え方です。

当市の策定する、先ほどDX推進計画という言葉がありましたけれども、この計画にもこのDXから

GXへという視点を盛り込んでいただく必要があると考えておりますけれども認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 DXの取組により、結果として低環境負荷社会の実現に貢献するものと認識しておりますが、同時に一朝一夕にはなし得ないものとも考えております。

今後のDXの推進状況を踏まえ、計画のバージョンアップ時に御指摘の視点も取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ここは折に触れて、あわせて議論も今後もさせていただきたいと思いますが、できれば最初から入れていくほうが計画の精度としては高くなるのかなというふうに思いますので、あわせてこれからも議論をさせていただければと思います。

続いて、行政内部の業務効率化と働き方改革、市民サービスの向上、そしてEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングという考え方を具体化する取組としてのDXについてお伺いをいたします。

行政組織内部のDXについては国としても既に指針を示してございまして、全国の自治体でもおおよその方向性は共通をしております。その内容は、手続のデジタル化による利便性の向上、官民データの容易な利用、マイナンバーカードの普及・活用、デジタルデバイス対策、情報システムの規格の整備と互換性の確保、AIやRPAなど先端技術の活用、そしてデジタルテクノロジーを活用した新たな価値の創造という論点に収れんしてきているように見受けられます。

当市がこのデジタルファースト宣言に基づいて策定をする自治体内部のDXに係る方針にはこういった、今述べた論点が盛り込まれているのか。また、そういった論点に対して、どのような評価指標とスケジュール感で進めていくかまで、これ計画で明らかにしていく必要がありますけれども、現在の検討状況を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話の項目につきましては、総務省が示しました自治体DX推進計画の中で自治体に取り組むべき事項として整理されております。全ての項目が当市に当てはまるのか精査しながら、極力DX推進計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、スケジュールにつきましては、国が目標年度を設定した取組事項につきましてはそれに合わせて取り組んでいくことを基本とし、評価指標につきましては他の自治体の設定状況をよく研究させていただき取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これもこれから具体化をしていくというようなニュアンスのお話でしたので、具体的に出来上がった段階で議論もさせていただきたいと思っておりますけれども、ここで次の項目に行きますけれども、自治体のDXと地域のあらゆる課題解決に資するDXを同時並行で進めていくために、大きく手を打っていきべきであるという御提言を少しさせていただきますと思います。

極めて早いスピードで進化するデジタルテクノロジーを政策に応用しつつ、地域の課題解決や市役所組織の変革を進めていくに当たり、国も外部人材の活用を推奨していますが、自治体としてさらに踏み込んで世界レベルのプレーヤー、いわゆるメガプラットフォームと連携を深めていくべきだと私は考えています。

餅は餅屋ということわざがありますように、我々の想像を超えた技術が様々な社会の変革、よりよい社会の実現をもたらしている例を数多く既に聞いております。

自動運転の実装による公共交通の利便性の向上、AIによる地域内議論の論点整理と合意形成、人口過疎地へのドローンを使った医薬品や生活必需品の配送、国政や地方選挙でのインターネット投票の導入、人工衛星の画像データを活用した水道管の漏水箇所の精緻な把握など、今まで、本当にそれができるのですかというようなことが国内外で既に実装をされてきています。

国内においては、自治体がグーグルやマイクロソフトといったメガプラットフォームと連携をして地域の課題解決や行政の組織変革に進んでいる例も増えてきました。

連携の仕方も多様であります。教育や防災、観光振興などテーマ別の連携から地域全体のスマートシティ化での連携といった大枠のものまで、地域の実情を反映した形態が全国各地で既に見られてきています。

また私自身もこういったメガプラットフォームの方々と直接お話する機会もございますけれども、共通しているのは人口減少地域の課題解決をテ

クノロジーで実現できれば、それは今後人口減少局面に入る世界各地の未来の在り方を示す一つのモデルとなるという考えを持っている点であります。

人口が減った社会をどう維持していくのか、その未来を示す取組であるとの認識に立って、当市もメガプラットフォームなどとも明確な形の連携を取り、地域を挙げたDXを進めていただきたいと思います。

この点については、できないという前提ではなく、どうやったらやれるかを念頭に強力で進めさせていただきたいと考えますが認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 専門的知見から支援や助言を頂くため、フェローを委嘱し参与を任命しておりますが、お二人ともお名前、所属などは御本人の申出により非公表としております。これまで御案内はしていませんが、フェローの方はメガプラットフォームに所属する方です。また、お二人とも国、県などにおきましてマーケティングやデジタルに関する責任者に任用されているなど、多くの自治体でアドバイザーとして活躍されております。

引き続き、フェローや参与に専門的なアドバイスを頂きながら、DXによる地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そういった形のつながりが既にあるという御答弁だと思いました。それぞれの事情はありますので、公にできること、できないことあるかと思いますが、例えば福岡県の久留米市は教育分野でグーグルと組むということを明確にうたって政策を推進をしています。

今後様々な施策を具現化する上で、そういったメガプラットフォームの知見をより具体的に生かしていく仕組みというのは必要になってまいりますので、そこは改めて折に触れて議論をさせていただきたいと思いますし、市民の皆さんにもこういった変化がプロフィットとなって私たちに返ってくるのだなというのを実感していただくような施策の推進を望みたいというふうに思います。

次に、地域課題の解決に資するデジタルトランスフォーメーションという視点でお伺いをいたします。

今後の人口減少や労働人口の減少を前提として、行政のデジタル化だけでなく、地域のあらゆる産業にデジタルテクノロジーによる生産性の向上を働き

かけ、網走市全体の持続可能性の確保に力を入れていくべきであります。しかし、現状は地域の様々な産業を担っている方々とお話をする、具体的に何をやっていいのですかという声が多く聞かれる状況であります。

そこで、地域を挙げたデジタルトランスフォーメーションを推進していくために、産官学が連携をしたDX推進協議会、これは仮称でございますけれども、のようなプラットフォームを設置する必要があると考えますけれども、市としての認識お伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まず関係人口の創出、市民サービス、行政運営のデジタル化を推進してまいります。地域におけるDXの推進につきましてもどのような手法がよいのか、商工会議所など関係機関との意見交換に努めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 意見交換に努めるということなのですが、こういったプラットフォームの必要性についてはどういう認識をされているのか、改めて伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まず今議員お話ししたとおり、実際中小企業の方、これは今ではなくその前からICT化の推進ということでメニューはありますが、参加者が少ないとか、なかなか人が集まらない、何をすればいいのかといった、そうしたことが聞かれておるのは承知しております。

実際、それを地域に落とし込もうとしたときに、プラットフォームという組織がいいのか、その辺も含めてまずは今実際やっている取組をさらに強化していくような、その方向性についても商工会議所とよく相談をさせていただいて、その体制づくりがいいのか、商工会議所が頭になったそうした組織がいいのかと、その辺をよく相談をしてみたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 必要性は認識しているのけれども、やはり、受け止めさせていただきました。

最後に、地域におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するために、これは9月の定例会の一般質問でも少し議論をさせていただきましたが、

地元でのデジタル人材の育成、それから外部からのデジタル人材の誘致のためのテレワーク拠点の整備やシェアオフィスの開設を望む声が地域内である中、国の地方創生テレワーク交付金の活用をしたいという相談を複数受けております。

国としても100億円の予算を組んでおり、強力にこちらも進めていきたいというメッセージを各地方自治体に送っておりますけれども、交付金の活用を念頭に置くと、必要不可欠なのが当市として地方創生テレワーク推進実施計画があるかないかという部分であります。

これはほかのデジタル系の計画であります。先ほどDX推進計画というフレーズも出ておりましたけれども、こういった計画類の策定とともに各種施策の落とし込みにも関連する実施計画も同時に検討を進めていただきたいと思います。簡単に言いますと、地方創生テレワーク推進実施計画がないと、国の地方創生テレワーク交付金が得られないというスキームになっていますので、地元でやりたいのだけれども申請できないという状況が既に現出をしております。

地域で既に芽吹いている様々な動きをスピード感持ってバックアップしていくべきだと考えますけれども認識を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 地方創生テレワーク推進実施計画についてでございますが、政府は新しい資本主義実現に向け、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めながら都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できるデジタル田園都市国家構想の実現を図ることとしています。

現在開催されている臨時国会にて、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設される予定となっております。この交付金は、現行の地方創生テレワーク交付金の後継事業となっており、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の開設に係る経費などが対象となっております。

今後、地域におけるDX推進を図り、テレワークの拠点整備や新たな人の流れを創出するためにも、この交付金の活用について検討してみたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今活用について検討するということはこういった地方創生テレワーク推進実施計画をつくる方向で考えていくというニュアンスが含まれ

ているということでもよろしかったですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 そういった方向で考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 デジタルトランスフォーメーションについて様々な施策についてお伺いをさせていただきました。

網走市はかなり早い段階でデジタルファースト宣言もして、様々な施策にデジタルテクノロジーを活用していこうという大枠の意思表示はされているというふうに思います。

あとは、この意思表示を具体的な施策に落とし込んでいく作業が必要だと思っております、そこは新年度予算の編成で行っていくということが冒頭の答弁にありましたけれども、ちょっと最後に市長に大枠のお考えだけ伺いたいのですけれども。

デジタルファースト宣言のファーストは政策としての優先順位を上げるというニュアンスとともに、ファーストというのはスピードも速いという意味がございます。周りの自治体、全国の自治体見ますと、相当なスピードでデジタルテクノロジーの活用を進めている自治体と、何をやったらいいのだろう、国の動向を見ながら進めようみたいな感じでじわじわとやっているところと二極化しているように私は感じています。網走市はやはりデジタルファースト宣言をいち早くやっているわけですから、具体的な施策への落とし込みもスピードを上げて進めたいというふうに考えておりますけれども、最後に市長の決意を少しお伺いをさせていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 突然の質問でございます、ありがとうございます。

デジタルファースト宣言でありますけれども、デジタルファースト、行政のデジタル化、市民サービスのデジタル化、そして関係人口のデジタル化、この三本柱をデジタルによって地方の活性化、そしてまた市民サービスを向上させていこうということでデジタルファースト宣言というのを行ったわけでありまして。

このことで、先ほどから答弁で申し上げています平成4年度の予算編成方針において、デジタルというものを取り組みながらこの三本柱について取り組むようにという予算編成方針を出したところであり

ます。

その具体的お話も刊行物のデジタル化、また判をなくすみたいな話も含めて、個別具体的なものから大きな枠組みを通した中でデジタル化の推進をしていこうということでもあります。

この一つの大きなきっかけは、やはり庁舎建設に向けてリアルな庁舎と併せて庁舎に来なくても常にこうした市行政とのつながりが持てるという意味での手のひら庁舎と申しますか、全てどこにいても行政サービスが受けられるような、そんなまちづくりを目指していこうということのデジタルファースト宣言でありますので、テクノロジーの進展も含めて、また先ほど質問にもございましたように、様々なフェロー、また参与を任命をいたしまして、大きな視点から、そしてまた個別具体的からフェロー、また参与の御指導を頂きながら今取り組んでいるところでございますので、十分そこら辺を意を用いて今後とも推進をしてみたいと、このように考えているところでございます。ありがとうございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 それでは、続きまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

2項目めは網走側流域の自治体間連携の強化についてであります。

網走川流域みらい意見交換会という行事が去る11月20日土曜日にエコーセンターで開かれました。こちらに私も参加をさせていただきましたけれども、環境省と北海道環境パートナーシップオフィスが主催をし、網走川流域の会が協力ということで、開催趣旨は「網走川の流域全体の持続可能性を向上させるためのビジョンや連携・協働の方法を探る」ということで、大変多くの学びを頂いたとともに、問題提起も頂戴をいたしましたので、今日この場で一部を議論させていただこうと思った次第であります。

環境省は、環境、社会、経済というSDGsドーナツをイメージした地域循環共生圏の概念を提唱しております。SDGsが言う「環境、経済及び社会の統合的向上」を地域に置き換えて、その実現を図ろうという取組であります。環境を基盤として経済や社会は成り立っています。経済で生んだ価値を環境や社会に巡らせて、経済も含めた地域の持続可能性を高めていくことが大事な視点であるということでもあります。

この意見交換会を主催した環境省の言葉を借りま

すと、「網走川流域の会が志向していること、その活動自体が地域循環共生圏の基盤として位置づけられる」とのことです。

流域を水の循環で考え、上流が下流に負荷をかけるという考え方にとらわれずに広い視点で、流域の将来像や価値観を共有し、さらに強力なプラットフォームをつくるのが求められているということが、この意見交換会で確認をされた大変重要な視点であったと認識をしております。

当市も網走川流域の会の一翼を担いつつ、この意見交換会にも参加をされておりましたが、この意見交換会に参加をして市として得た問題意識をまずは伺いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走川流域みらい意見交換会で得た市の問題意識についてというお尋ねでございますが、今回は網走川流域の会の事務局の一員として意見交換会に参加をしておりますので、原課としての考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず、網走川流域の会についてでございますが、この会は平成27年3月に網走川流域の全ての農協、漁協、森林組合、自治体、そして網走川流域の会の発足趣旨に賛同した企業、団体、大学などによりまして設立をされております。設立当初より当市も積極的に参加をしてきているところでございます。

網走川流域の会が設置された目的は、網走川流域の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能な流域社会を構築することでありまして、農業や漁業の連携によるいわゆる環境学習の実施や流域一斉清掃を実施するとともに、会員間の共通の問題であります農地崩落などの解決に向けた取組なども行っているところであります。

流域の会の取組を通じまして、SDGsの考えに合った持続可能な産業を未来につなげていくことが重要であり、地域協働による流域社会の構築が必要であるというふうにも考えております。そのためにも流域の会の長期的な活動が必要であるというふうに思っておりますし、それにはその担い手となる次世代の人づくりが大切であり、それが課題であるというふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この意見交換会に参加をして私自身が感じたのは、今一部御答弁にもありましたけれども、まず一つは目の前の課題解決のための地域連

携の必要性、そしてもう一つは今後のプラットフォームの強化のための人材、担い手の育成の必要性の2点でありました。

目の前の課題解決といたしましては、今答弁もありましたけれども、農地崩落の未然防止と影響の抑制、それから今回の意見交換会でかなり議論になっていたのが、収奪型の釣りレジャーに対する規制、これは流域全体で自然保全や環境保全に取り組んできた成果として漁業資源がある中で、趣味の枠を超えた大規模・長期間・出荷前提の釣りが行われ、資源量にも影響を出しかねないという切実な声が漁業者の方からこの意見交換会の中で出されておりました。

またそれ以外にも、交流人口の増加に向けた流域周遊体験観光プログラムの充実といったような論点で議論がされていたわけですが、こういった目の前の課題解決に市としても引き続き積極的に関与していただきたいと思うところであります。

この意見交換会で挙げられた課題に対して、市としてはどのように今後取り組んでいこうとお考えか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 意見交換会での課題に対しての市の考えについてでございますが、まず農地崩落の未然防止と影響抑制につきましては、網走川流域の4自治体、4農協、2漁協及び関係機関で構成されました農地崩落プロジェクト会議が設立をされ、その取組を行っております。

当該会議が中心となりまして国への要請活動を行い、結果として農地災害復旧事業費のかさ上げがされたところでもあります。

また、その要請後には、北海道が中心となりまして農地保全対策連絡会議が設立され、危険箇所の把握や土砂流出予測マップの作成、農地保全を重視した基盤整備の推進、災害時における役割分担や連携体制などが構築されたところであります。

次に、収奪型の釣りレジャーに対する規制につきましては、近年コロナ禍によるアウトドアブームや全道的なサケ来遊地の釣り場規制による釣り場の減少などから、当市沿岸におけるサケ遊漁者が増加をしております。危険行為やごみ、トイレ問題など様々な課題が発生しております。この問題につきましては、国や道及び漁業関係者と対策について協議・検討を行っており、引き続き課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、交流人口の増加に向けた流域周遊体験観光プログラムの充実につきましては、網走湖湖岸にありますコネクトリップにより網走湖でのカヤックやカヌーツアー、サケ親魚捕獲施設や地元の農業施設や農業機械の見学を行うサイクリングツアーなど、地元の自然や産業を生かしたコンテンツを造成してきておりまして、引き続き市といたしましても協力をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 次に、大きな論点の2つ目ですけれども、次世代のこういった流域連携の担い手をどう育成していくかという課題についてお伺いをいたします。

意見交換会全体を伺いながら私が感じたのは、流域全体の連携の基礎となっているのは人のつながりでありました。その人のつながりをより多様に、また厚みのある流れをつくっていく必要があります。

その点で、環境教育のステージとして網走川流域を活用していく、その活用を通じて担い手を育てていくという視点が肝要であります。既に学校現場での出前授業等も行われているものと承知をしておりますけれども、デジタルテクノロジーの活用などでより多様な発信と教育素材としての利用を広げていく取組を進めていくとともに、様々な立場の方が関わるような連携体制を流域自治体間で構築する機運をさらに高めていっていただきたいと思っております。

網走川流域の環境教育の素材としてのさらなる活用と、活用を通じての人材育成を、流域自治体の連携をリードしながら進めていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 網走川流域の環境教育といたしましての活用と人材育成でございますけれども、社会教育事業では自然景観や歴史的資源を活用し、地域の魅力や価値を改めて認識する地域学として網走学講座を開設しております。

平成29年度からは網走川流域の会と連携しまして、網走川流域を学習素材とした講座を開催し、子供たちが広い視点で自然環境と生活の関わりを学ぶよい機会になっているものと考えております。

網走学講座は多様な団体と連携し、自然体験事業や地域課題をテーマとして市民が地域の魅力の再認識、再発見、また地域の課題を学ぶ機会でございます。中学、高校、大学生が学生ヒーローズとしてスタッフ登録をして、参加の小学生、大人と交流し

ながらジュニアリーダーとしても広域的視点で地域を学ぶ機会ともなっております。

今後あばしり学を通じた市民の学習機会と中学生、高校生、大学生といった未来の担い手が地域の魅力や地域の課題を体験、学ぶ機会の創出に努め、地域学の学習素材としても網走川流域を活用した取組について、関係団体とも連携して進めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この項目最後の部分ですけれども、環境保全を主眼といたしまして、農業や漁業といった一次産業が連携を深めている網走川流域地域を一体として、低環境負荷、持続可能性の向上などを主眼としたまちづくりのビジョンを共有できるような、より強固な自治体間連携の可能性を今後も模索していくべきであると考えております。

これまでの網走川の環境保全だけではなく、今ある官民のつながりを基礎として、例えばごみ処理でありますとか、バックヤードを共有するようなデジタル化、それから空港の利活用、広域観光などを切り口として多様な連携へと昇華させていく広い視野を持って、流域の地域循環共生圏をこの地域のエリアの価値として打ち立てていくべきであると考えておりますけれども、最後に見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 自治体間連携につきましては、現在生活環境、公共交通、観光振興など専門的知識を共有する分野ごとに様々な連携体を構築することで、直面する課題に対して効率的かつ効果的に迅速な取組を進めているところでございます。

また、定住自立圏構想では定住に必要な生活機能を共同で確保し、地域の生活機能をさらに強固なものとするべく、大空町に加え、現在斜里町、小清水町、清里町を含めた1市4町による新たな圏域の形成に向けた協議を重ねているところでございます。

現状では、網走川流域地域に限らず民間団体も含めた様々な自治体連携が構築されておりますので、既存の連携体制を基軸としながら環境をテーマとした横断的な展開の可能性について、各関係自治体との意見交換を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

近藤議員の質問から。

○近藤憲治議員 失礼をいたしました。

それでは、3項目めに入らせていただきます。ごみ処理行政についてであります。

まず、網走市における廃棄物処理の現状認識について、改めてですけれどもお伺いをいたします。

当市においては、資源物等の分別収集を実施した上で、中間処理として破碎減容し直接埋立てによる最終処分を行っていることと承知をしております。

そこで、分別収集についてまずお伺いをいたしますけれども、そもそもなぜ分別収集をするのかという根本的な考え方についてであります。分別収集は分別した品目をごみとして処分することなく、リユースまたはリサイクルすることを目的としているはずであります。

そうした視点から現状を見てみますと、以前から行ってきました瓶、缶、ペットボトルや新聞等の紙類等々についてはリサイクルルートが確立をされており、市民の皆さんの協力も定着をしていることから、いわゆるリサイクルの優等生と見て問題はないと考えております。

一方で、平成29年度から新たに開始をしました使用済み紙おむつ、それから生ごみ、容器包装プラスチックについてはどうなっているかという点であります。

紙おむつについては、分別収集した全量が、これは過去埋め立てられておまして、本年度から隣町の大空町に有償で焼却を依頼するという形になっておりますが、そこには費用が生じているという状況であります。

生ごみについても、2台目の破袋機が導入をされましたけれども、まだ全量が堆肥化できているわけではないというのは、これは6月そして9月の一般質問等でのやり取りでも明らかになっているところでもあります。

さらに、容器包装プラスチックについても分別が難しいと、汚れをちゃんと洗い落としてくださいというような部分が難しいということから、これも相当数が埋め立てられていると伺っております。

このように、平成29年度から導入をした、いわゆる後発の分別品目については市民の皆さんの理解と協力をしっかりと得られていると言えない状況にあるのではないかと考えています。

従来の質問に対する答弁では、市民の皆さんの協力を得てということと答弁を繰り返されておりますけれども、かなり限界があるのではないかとというような思いも一面ではいたします。当市の見解をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別の内容と市民の協力についてでございますけれども、紙おむつ類は処理の区分として埋立てするごみではありますけれども、収集手数料を低く抑えることと、週2回収集できるようにするため分別をした形となっております。

大空町での委託焼却でございますが、一部の紙おむつを焼却していることから減量効果はあるものと考えております。

資源物につきましては、平成10年度から分別を開始したところでありますが、ごみ質調査の一般ごみへの資源物への混入率では、10年経過後の平成21年度の調査で14.3%、20年経過した平成30年度の調査で7.3%と、20年の経過でようやく10%を下回る形となったところでございます。

また、容器包装プラスチックにつきましては、搬入された量のうち約4分の3を出荷しているため、埋立減量の効果はあるものと考えております。

分別を変更して5年目に入っているわけですが、わかりやすい分別資料の提供をし、最終処分するごみを少しでも減らすため、徹底した分別とリサイクルについて、引き続き市民の皆様の御理解と御協力を求めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 認識としては伺わせていただきましたけれども、一方でなかなか全てが考えたとおりににはなっていないという現状もあると思います。

ただ一方で、最終処分場の延命は図らなければならない状況にありますから、こういった状況になってしまった以上必要なのは、今答弁にもありましたけれども、やはりそもそもなぜ分別をしているのかという原点に立ち返ることだと思っております。

分別が地域の未来にどのような影響をもたらすのかという部分の見える化や理念を共有する取組が必要だと思っております。

一見複雑な分別も最終処分場の延命、さらに言えば将来の行政コストの抑制、それは市民の皆さんの生活に直結していることであることと見える化する必要があると思っております。

最終処分場の埋まってしまっている状況を示すリアルタイムでの表示でありますとか、これまでのごみ処理全般にかかった費用からシミュレーションをして、分別が適切に行われるとこうなる、分別が適切になされないとこうなるといった将来負担の数字を示すでありますとか、市民の皆さんの協力を得るためには、リアリティーと説得力のある伝え方が不可欠であります。ぜひこの部分もまさにデジタルテクノロジーを活用して進めていただきたいと思っておりますけれども認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ごみ処理の状況と費用の見える化につきましては、市民の皆様の御理解と御協力を得るためには必要なことの一つであると思っておりますので、市民説明の資料としてわかりやすい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そういった部分を示していくという部分については認識を共有できたというふうに、今の答弁で承らせていただきます。

次に、現最終処分場の残余年数の見通しについてお尋ねをいたします。

従来の議会議論の経緯から最終処分場の残余年数はあと6年、そしてプラスアルファで二、三年ということでありましたけれども、これは最新の測量調査の結果が出ております。残余年数を改めて明確にお示しいただきたいと思っております。

また、こうなったらうまくいくという楽観論ではなくて、このままのペースで何も様々な施策が成果を表さなかった場合、結果的にはあと5年ないし4年ではないのかという、私は強い危機感を持っておりますけれども、最新の状況を含めてお伺いをいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在の最終処分場の残余年数の見通しについてであります。令和3年10月の最終処分場の残余量調査の結果では、今のペースで埋立てをするとあと四、五年、4年、5年で満量との結果が出ています。なお、生ごみ施設を改良したことで生ごみ残渣の埋立て量が半減していますが、それでもあと6年、7年で満量してしまうものと見込んでおります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これはこれまでも議論させていただいた部分でありますけれども、埋まってしまった

ではやはり事は済まないで、次の最終処分場をどのタイミングでどのように計画していくのかという部分も大事な視点になってまいります。

環境アセスメント等の期間も含めて処分場、最終処分場を造るには6年程度が必要だというのは、これ過去答弁いただいておりますけれども、この点についても確認をしておきたいと思っております。

今、様々な施策が何も効果を生まなければ、あと四、五年という答弁ありました。それらの見通しに変化がないのであれば、次期処分場の整備計画の着手に一刻の猶予もないと考えます。過去の答弁では、時期を逸することなくという発言をされておりましたが、その時期はまさに今なのではないかという思いもあります。

次期処分場の整備計画への着手は、これは次年度に行うとか、近いうちにと、具体的なタイミングを併せてどういった認識をお持ちなのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 次期最終処分場の整備計画につきましては、令和4年度から着手する予定としております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは思いを共にするところであります。

次に、次期ごみ処理計画を考えていくに当たっての、これは最終処分場とはまた別個の議論なのですが、中間処理の在り方についてであります。

現状はハンマーによる破碎処理で容積を減らすという仕組みでやっておりますけれども、破碎処理というのはいわゆるごみの中間処理の方法では容積を減らす効果が最も低いと言われております。

私は、次期ごみ処理基本計画を含めて網走のごみ処理の在り方を考えていくに当たっては、中間処理の中で最も一般的な処理方法として定着をしており、かつ破碎処理よりも減容効果の高い焼却処理を導入すべきだと考えております。

以下、その理由を申し述べて市の見解をお伺いしたいと思いますけれども、焼却処理を導入する最も大きな理由は、まずは容積を減らす減容効果が高いということであります。一般的に焼却による減容効果は破碎埋立ての約6倍と言われております。つまり破碎埋立てによって10年使う処分場というのは、焼却であれば60年使える計算になります。このことによって、処分場の造成に伴う森林の伐採を抑えることもでき、温暖化防止にも大きく貢献できるとい

うふうに考えております。

森林の果たす役割は、温暖化の防止はもとより、水源の確保や防災や海への恩恵など多岐にわたります。私は、私たちの生活に大きく貢献している豊かな森林をまだ埋めるところがあると、既に用地を用意しているからといった論点で伐採をし、次々と最終処分場を造るというようなことは避けるべきだというふうに思っております。未来の網走市民の貴重な財産を奪わないという視点からも、より減容効果の高い中間処理の在り方を考えていく必要があると思いますけれども、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 次期の中間処理の在り方についてであります。ごみの総排出量は資源化できるものの分別などで減少傾向ではありますが、ライフスタイルの変化から市民1人当たりのごみの量は少しずつ増加している状況でございます。

当市のごみ処理方法では1人当たりのごみの排出量が増えると埋立て処理するごみの量も増えてくる状況となります。再資源化できるものは再資源化し、中間処理できるものは中間処理をすることで、埋立て量を減らすことができるものと考えております。

地球温暖化対策と環境保全の観点からも、中間処理をする量と埋立てする量は減らしていくことが必要と認識しております。

なお、焼却処理を行う場合でも、焼却灰が発生し、それは埋立て処理をすることとなります。また、最終処分場の大きさは計画する埋め立てるごみの量の15年分の容量で計算して計画する内容となります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 容積を減らすという認識については共有できているというふうに思いました。

次に、焼却施設はお金がかかるのではないかとというイメージについても少し議論をさせていただきたいと思えます。

施設の建設費用だけで比較すると、破砕に比べ焼却という中間処理方法は確かにコストが高くなります。しかし、最終処分までの費用を15年のトータルコストで比較するとどうなるかという点であります。最終処分場はより長く使える、また森林の不要な伐採を抑えられ自然環境の破壊も防止できるという点なども考慮すると、施設の建設費の高い安さだけの議論ではないというふうに考えますけれども、

この中間処理に焼却を用いる場合のコスト面での考え方、市としては現状どのような認識をお持ちか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 可能な限り分別をして再資源化することが大事と考えておりますが、埋立処理量を減らすためには中間を処理することも必要と考えております。中間処理することで埋立て処理する量を減らすと最終処分場の大きさも小さくなることから、その設置費用が抑えられ環境の保全にも寄与するものと考えております。

なお、最終処分場は国の交付金を充て、また北海道の承認を得て設置するものであります。また、先ほども触れましたが、最終処分場の大きさは計画する埋め立てるごみの量の15年分の容量で計算して計画する内容となります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ちょっと議論がかみ合っていないので、そもそもこれ焼却という中間処理方法をどう捉えているのかという、一般論的な答弁でもいいのですね、まさにこれから議論しなければならない部分なので。なので、最終処分場は15年のスパンで造るのだ、それはもうわかりました。その中間処理の方法として焼却という方法をどう捉えているのかという部分で概論を聞きたい。それから、お金がかかるのではないかとというコスト面でのイメージについてどういう認識をお持ちなのかという部分を伺っているのですけれども、これ全く市としては焼却という中間処理方法について念頭にないから何も考えてない、何も知らないというニュアンスなのか。それとも、いろいろな議論の中で検討もしたこともあるからこういう認識は少なくとも持っているよみたいなのがあればお話いただきたいのですけれども、どうなのですかね、その辺は。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 焼却施設につきましては、中間処理の一つの手法であるという認識を持っております。

また、今現在最終処分をしている埋立場を建設する際には今の現在のやり方で建設され、平成24年の焼却処理施設の試算ということでは約31億円の焼却処理施設ですね、の部分についてはかかるというような試算も出ているところでございます。

今現在使っているのは破砕リサイクル施設ですとか堆肥化施設、最終処分場合わせて約45億円という

ような形でかかっているところがございます。そのときにいろいろな試算をしたときに、焼却処理施設については約31億円という試算も出ているところです。ただしこれは前の話でありますので、いろいろな形で変わっておりますので、あくまでその時点の試算ということで御理解いただければと思います。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 中間処理の方法として焼却についての認識というのは今お話いただいて、何となくそういう考えをお持ちなのだなということは認識をさせていただきました。

あわせて、現状お年を召された市民の皆さんがなかなか難しいとおっしゃっている分別について、仮にこの中間処理の方法が焼却になると分別がどうなるのかという部分もちょっとお伺いをしてみたいと思いますが、現状行っている分別を大きく分け、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物の3区分プラスチックにシンプル化することができて、市民の皆さんの協力が得やすくなるのではないかという思いを私は持っていますけれども、中間処理に焼却を入れた場合、分別は今より簡素化されるというような考え方もあるのかなのか、現段階ではどのように、そもそも焼却についての考え方がまだ判然としていない部分もあるので答弁は難しいかもしれませんが、仮に中間処理が焼却になったとしたら分別はどういう考え方になるのかという、現状の考え方があればお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別についてでございますが、住み続けられるまちづくり、気候変動対策といったSDGsの観点から考えますと、リサイクルが求められてきます。また、何でも燃やす、埋めるといったこともできなくなっていくと思います。仮に焼却施設とした場合でございますが、基本は分別してリサイクルすることであり、現状の赤いゴミ袋に入れている今の埋立ごみを燃える・燃えないに分けなければならないものと考えております。

現在の分別は難しいといった声がありますが、中間処理をすることで生ごみは調理くずと食べ残しだけにするなど、わかりやすい分別に変えていくことが必要と考えております。

なお、2050年カーボンニュートラルの観点から、燃えるものは何でも燃やしてよいという、焼却ありきのごみ焼却施設の設置はできなくなるものと考えております。現在プラスチックは燃料として使うこ

とがサーマルリサイクルとされていますが、令和4年からプラスチック資源循環促進法が施行されることに伴い、今後はプラスチックは燃やさずに再資源化の材料リサイクル、もしくは油化などのケミカルリサイクルに回すことが求められます。

現在埋め立てている容器包装プラスチック以外のプラスチックも分別してリサイクルに回すといったことが法律の柱であり、これらを埋める、または燃やすといったことはできないことになり、リサイクルが中心となっていきます。

新たな施設を設置する場合は、国の施策に合わせて計画する必要がありますが、プラスチックの区分を統一するなど、分別の内容もわかりやすくするということが同時に考えていく必要があるものと認識しております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 様々な検討はなされているということは今の答弁で理解をさせていただきました。これは今後また様々な場面で議論させていただく案件になっていくかと思っております。

あわせて、先ほど中間処理に焼却をとする場合の試算のお話がありました。その試算の際に議論がされたのかどうか定かではありませんが、仮に焼却という中間処理方法を持った場合、排熱の利用という視点が出てきます。この排熱の利用でプロフィットを得て建設コストを抑制するような検討は過去あったのかどうかというのも、もしあればお示しいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 排熱の利用ということでございますけれども、国の交付金を利用して廃棄物処理施設を整備する場合は熱回収が要件となってきますので、計画の段階では熱を回収して再利用する内容を検討しなければならないというふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 考え方は理解させていただきました。

最後に、現在近隣自治体との間で検討が進んでいる、いわゆる広域処理についてもお伺いをいたします。

広域で中間処理施設を設置する場合は、原則論だと私は思いますけれども、施設はエリアのできるだけ中心に近い自治体で、しかもごみの排出量が最も多いところに処理施設を設置するというのが、費用

対効果の視点でいえば原則論ではないかというふうに考えております。

この点を考えますと、人口が最も多いのが網走市ですから、網走市に処理施設を設置するというのが一つの選択肢だと思いますけれども、現時点での議論の方向について伺いをします。

あわせて、議論がそこまで進んでいないのであれば、今後の議論について、網走市が場合によっては処理施設単独でも設置をして周りの自治体に呼びかけるぐらいの気構えで進めていくべきだと私は考えていますけれども、市としてのお考えを伺いたしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現時点では広域で施設を整備するか否かの合意形成を進めている段階でありまして、設置場所については議論はしていないところでございます。広域で処理を進めるとした場合、改めて報告をさせていただくこととなります。

また、国の交付金で施設を整備する場合は、単独ではなく広域利用という点が求められています。ごみ処理施設の整備には多額の費用がかかることから、交付金なしで整備することは現在のところ難しいものと考えております。

設置場所については、地域住民の意見と広域に参加する自治体の意見を踏まえ慎重に検討していくことが必要と考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 議論の最中ということでしたので、ここについてもまた改めて議論、私としても議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、最後のJR石北本線の活性化についてであります。

もともとの経営状況の厳しさに加えて、コロナ禍の影響を受けてきたJR北海道の各路線でありますけれども、直近の11月中旬に示されましたJR北海道の9月の中間連結決算では、過去最高の183億円の純損益を計上しました。これは国の金融支援に関連した債権等の売却益が膨らんだということでありまして、運輸事業そのものは鉄道運輸収入がコロナ禍前の2019年同期比で52.9%の減ということで、依然として厳しい状況にあるのは御案内のとおりであります。

国といたしましては、10月に当時の斉藤国土交通大臣が国や地元自治体などからの負担を前提に存続する方針の8区間、ここには石北本線や釧網本線も

含まれておりますけれども、について、地域と事業者が一体となってあらゆる努力をすることが必要であるとした上で、国としてしっかり支援していきたいと発言をしております。

都市間輸送とタマネギ貨物列車をはじめとした物流を担うルートとしての石北本線の維持と活性化は起終点の一翼を担う網走市も既に様々な形で取組を進めていると認識をしておりますけれども、現状のお考えを伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 JR石北本線の活性化についての現状認識でございますが、これまでJR北海道、沿線自治体、道、観光協会、市民団体などと連携をし、第1期アクションプランに基づき地域利用と観光利用の促進に取り組んできており、国からJR北海道の経営努力に加え、沿線自治体での利用促進に対しましても一定の評価を頂いていたと認識をしております。

現在は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第2期アクションプランに基づいた取組を進めておりますが、引き続きJR北海道、沿線自治体、道、観光協会、市民団体などとの連携に加え、市民の皆様にも御協力を頂きながら、石北本線、釧網本線の維持存続に向けて地域一体となって活性化を図ってまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 その活性化を図る際に入れていただきたい視点があるのでお話しいたしますが、少子高齢化と人口減少による労働人口の激減は、物流に大きな影響を及ぼすという認識に立っていただきたいと思っております。オホーツク圏域と東京や札幌といった大消費地を結ぶルートを重層的に確保していくことが大変重要であります。その視点に立ちますと、石北本線は貨物輸送の面でトラックの運転手不足への対応や輸送時のCO₂の削減などの効果が期待され、石北本線の維持活性化は旅客輸送にとどまらず、地域の産業を支える意味でも不可欠な取組であるということを沿線自治体が共通の認識としていく必要があります。

石北本線が果たす物流面での役割について、労働人口の減少という現実への対応やCO₂削減に向けた流れとの兼ね合いからも認識をアップデートしていくべきだと考えますが、沿線での議論に網走市はどのようなスタンスで臨んでいるか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 石北本線は生活移動、都市間移動、物流、観光を担う重要な線区であると認識をしております。

政府は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとして宣言したところであり、世界規模で発生している地球温暖化の原因でもある温室効果ガスの抑制など、鉄道の持つ環境面の優位性のほか多面的視点を持ちながら、今後沿線自治体等と鉄道の維持・存続に向けた検討をしてみたいと思います。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 認識は共有できたと思います。

そして、石北本線は都市間輸送の機能も、今答弁いただいておりますけれども、備えています。

網走－札幌だけではなく、美幌や北見、遠軽などと道北の拠点都市旭川、さらに札幌を結ぶルートとして地元住民、観光客の利用がある路線であります。

一方で、これ以上の高速化は施設などの制約から困難なため、移動時間を利活用できるサービス展開を路線の活性化策として、沿線自体とJR北海道が連携して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

例えば、コロナ禍で需要が急増したテレワークが可能な設備の整備であります。乗車時間が長い長距離路線の特徴を逆手に取った発想でありまして、北海道がJRと連携し、まずは宗谷線の特急でWi-Fiと電源を備えた車両を運用して実証実験を行うというお話も聞いておりますが、こういった取組をぜひとも石北本線の特急でも行っていくべきであります。沿線自治体として、次の時代を見据えた取組をリードしていただきたいと思いますと考えますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 議員お話のとおり、現在宗谷線において、テレワーク実証実験が行われております。この取組は昨年JR北海道で整備した特急はまなす編成を活用したもので、この車両にはWi-Fiが完備され、全座席にコンセントが利用可能となっております。

ビジネス客や観光客にとってWi-Fiは当たり前前の時代になってきており、利用促進、利用者の利便性向上を図る上でも列車に無料公衆無線LANの整備は必要であると考えます。

現在、石北本線においては無料公衆無線LANが

装備された列車は運行されておりましたが、宗谷線の実証実験を踏まえ、石北線においてもこのような取組ができるようJR北海道へ要望をまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 この項目が最後です。

JR北海道の各路線、石北本線も含めてですけれども、車両の更新が今急速に進んできています。普通列車の車両の新型化が今優先的に進んでいるわけですけれども、今後石北本線も車両の更新が進んでいくと聞いております。

一方で、さきにも述べましたけれども、都市間輸送の機能を担っている特急列車の魅力の向上を様々な角度から具体化していくことが必要であります。

既に現在の車両はJR北海道で現存する最古参の世代となっております。未来永劫現在の車両のままというわけではないと私は見ておりまして、温故知新の観点で古いものは歴史を伝える存在としての魅力を、そして次世代の展開が見えたところで、先ほど答弁も頂きましたけれども、テレワークの環境整備のような新たな顧客層の開拓につながる試みをJR北海道と沿線自治体及び住民が一体となって進めていただきたいと思いますと考えますけれども、今後の取組についての考え方を最後に伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今後の取組への考え方についてでございますが、答弁の繰り返しにはなりますが、現在第2期アクションプランに基づき様々な取組を行っております。

コロナ禍によりなかなか計画どおりにいかないものもございますが、JR北海道、沿線自治体、道、観光協会、市民団体などと連携をし、アイデアを出し合いながら様々な観点からより線区の魅力向上を図る取組を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

山田庫司郎議員。

○山田庫司郎議員 ー登壇ー 私からは通告してあ

ります3点について質問をさせていただきたいと思
います。

まず1点目ですが、昨年も聞かせていただきました
が、令和3年度の決算見込みについて、そして令
和4年度の予算編成についてを聞かせていただき
たいし、議論をさせていただきたいと思いま
す。

まず1点目であります、令和3年度の決算見
込みについて、令和2年度の決算額でいきますと市
税が約46億円、交付税が65億円、令和3年度
の当初予算では市税が約42億円、交付税が65
億円ということで算出をされているわけであり
ますが、この当初予算の市税及び使用料・手
数料等を含めた収入の見込み並びに財政調整
基金とか減債基金、またはふるさと基金等の
基金があるというふうに思いますが、この
基金の残高の見込みについてもお聞かせを
いただきたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 初めに市税について
でございますが、11月末現在の収入額は約34
億6,000万円で、前年同月比では約3,400
万円の増となっております。徴収率は73.9%、
前年同月比1.8ポイントの増となっております。

次に使用料・手数料についてでございますが、
11月末現在の収入額は約3億5,000万
円で、前年同月比では1,100万円の減
となっております。

現時点におきましては、市税及び使用料・
手数料の収入見込みにつきましては、前年と
同程度になるものと見込んでおります。

今お話のあった交付税、これ臨時財政
対策債も含めた金額でございますが、当初
予算対比に對しましてプラスで7,900
万円の増となっておりますが、この財
源につきましては今回の議会まで踏ま
えまして、これまで経済対策、コ
ロナの対策についていろいろ
対策をしてきましたので、留
保財源はない状況で使い切
っているという状況になって
います。

次に基金残高でございますが、令和3
年3月末現在が最も新しい数字
となります。財政調整基金は
約3億8,000万円、減債
基金は約5億7,000万円、
ふるさと寄附基金は約22
億9,000万円となってい
ます。一般会計における使
用可能な基金残高は約32
億5,000万円となってい
ます。

近年ふるさと納税の受入額
が多額となっております。基
金残高にも大きなウエー
トを占めております。また、
寄附の時期が例年12月に
集中するといった実態が
ございます。こうした現
状から、現時点に

おいて基金残高の見通しを
お示しすることは困難であ
ることに御理解を頂きたい
と存じます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 まず市税
については11月段階とい
うことで今お話を頂いたの
ですが、前年同期比、前
年の11月と比較すると3,
400万円の増と、こうい
う報告を頂きました。こ
の後、市税の状況がどう
なるかというのは、今年
を振り返りますと、農業
そして水産業含めて部分
的には昨年と比較すると
厳しい面もひとつあった
わけですが、網走市の税
制、税の体系からいきま
すと一次産業がやっぱり
非常に割合を占めるとい
うことになれば、今年
はある程度よかったの
かなというふうに私
なりに判断をしていると
ころもひとつございま
すし、あとは公務員が
やはり多いということ
も含めて、市税につ
いては当初の予算ど
おりか、ある程度
の見込みは立てら
れるのかなという
ふうにならざるに
ちよつと勝手に思
ったところがござ
います。後ほど見
解も頂きたいとい
うふうに思いま
す。

それで、基金も減債が5
億円ということ
ですから、この
後に10億円
プラスになる
というふう
に思いま
すが、麦
乾の関
係でこ
れは加
味され
てない
数字で
すね。で
すから、
32億
円がも
う少し
基金が
増える
という
ことも
考
えてい
いのだ
らうと
いう
ふう
にちよ
つと思
うわけ
ですけ
れども
、交付
税の関
係は当
初見込
み等
ある
程度
考
えたい
とい
う部
分も
含
めて
ござ
いま
すけ
れども
、な
かな
か
まだ
想
定が
つか
ない
とい
う、
今
お
話
を
頂
き
ま
し
た。

それで、今年も1年間
昨年と同じようにや
っぱりコロナの、この
ウイルスの関
係で非常
に大変
な思い
をした
1年
だ
った
とい
う
ふう
に
振
り
返
ら
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
と
思
い
ま
す。
そ
う
い
う
意
味
で、
収
入
等
い
ろ
い
ろ
な
意
味
で
財
政
も
厳
し
く
な
っ
て
き
て
い
る
部
分
も
ひ
と
つ
あ
り
ま
す
け
れ
ど
も、
国
が
一
番
大
変
な
財
政
状
況
に
な
る
の
だ
ら
う
と
い
う
ふう
に
ち
よ
つ
と
思
う
わ
け
で
あ
り
ま
す
け
れ
ど
も、
自
治
体
と
し
て
こ
の
コ
ロ
ナ
も
含
め
た
中
で
決
算、
5
月
の
出
納
閉
鎖
ま
で
正
直
わ
か
ら
な
い
と
は
思
い
ま
す
が、
今
の
段
階
で
見
込
み
の
総
合
的
な
こ
と
の
見
解
が
も
し
あ
れ
ば
頂
き
たい
と
思
い
ま
す
け
れ
ど
も。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まず
初めに基金の、先
ほど質問がござ
いしましたが、
今回12月議
会に上程して
いる補正、基
金の補正につ
いては加味を
しておりませ
ん。昨年度末
の決算状況を
お知らせした
ところで、現
状的には今
お話もあり
ましたとお
り、支

出の状況が確定しないとどれだけの基金を下ろすかというのが確定しませんので、昨年の数字と全体的な見通しとして示すことは困難だという答弁をさせていただいたところです。

令和3年度の決算見込みについてであります。新型コロナウイルス感染拡大に伴うワクチン接種、感染防止対策、それから消費喚起対策のほか、大きな影響を受けている観光、飲食、公共交通事業者に対する支援など、こうした一連の対策は国の財源措置により、また迅速な対応が求められるものは基金を財源に取り組んできたところでございます。

一方で、昨年の傾向と同様にイベントの中止や事業規模の縮小などにより、予算の執行残も見込まれているところでございます。さらに今後臨時交付金の追加配分が予定されていることもあり、現時点では新型コロナウイルス感染症による本市財政面への影響につきましては小さいものと認識をしております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今年もそういう意味では厳しい1年だったと思いますが、今部長のほうから答弁を頂きました。決算見込みについては、大きな心配はないだろうと、こういうふうに考えていいのかなと、こんなふうにちょっと思うわけであります。

それで、今この決算の見込みについてお聞きをさせていただいて、これが今度ベースになって令和4年度の、新年度の予算の編成に取り組むことになるわけですが、先ほどもちょっと私今年の産業の状況についてちょっとお話をしたのが、来年の市税に影響してくるということに、逆に言うとながってしまったのかもしれませんが、来年度の予算編成に当たって、税収の見通しと地方交付税、いわゆる国の地財計画の中で交付税または臨時財政対策債含めてどんな状況になり得るのか、今非常に情報が薄い状況です。今は臨時国会をやって補正の議論もされていますけれども、その辺も手元の情報でわかり得る範囲で令和4年度の税収なり地方交付税の見込みについて、もし見解があればお示しいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和4年度予算の税収見通しについてでございますが、現在市民税につきましては主要な法人の決算状況の把握や事業所などへの調査を行っているところであり、固定資産税につきましても積算中でございます。

また、国会におきまして、令和4年度税制改正の議論が今後されているところでもございますので、その動向について注視をしている状況にあります。

こうした状況から、現時点において来年度の税収見通しについてお示しすることは困難であることに御理解を頂きたいと存じます。ただ、現時点で、いわゆる新型コロナウイルスの影響で税収が大きく落ちるといったことは、こうしたことはないだろうという認識をしております。

次に、令和4年度の地方交付税や臨時財政対策債などの地方財政対策の見通しについてでございますが、これは例年12月下旬になりますが、いわゆる地財決着を待たなければならない、こうした状況でございますが、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」、この中では地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については令和4年度から3年間、今年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準確保するとされております。

また、8月の総務省の概算要求では、地方税や交付税、臨時財政対策債など一般財源の総額は交付団体ベースで0.2%増とされたところでございます。おおむね前年度と同水準が確保される、こうした見通しであると認識をしております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今御答弁いただきました。確かに最終的な地財計画もまだ明らかになっていませんから、部長おっしゃるとおりだというふうに思いますが、予算をつくることによってというか、予算をつくるに当たっては、やはり歳入どうするかということがまず根本になければ歳出等も出てこないわけでありまして、そこは今部長が答えたように、大きな減額なり影響はないだろうという判断の中で、これから実質的な数字も含めた予算編成に取り組むのだというふうに思うのですよね。

それで、来年は庁舎の建設も出てきます。そして、ぜひこのコロナウイルス、今新種株も含めて出てきていまして、冬季になればウイルスが何か元気になるという話も当初ありましたけれども、インフルエンザとのコラボではありませんが、一緒になったときにどうなるということも含めたコロナで言えば第6波がやはり心配をされている状況がひとつございまして、コロナが終わるとは言えませんが、ぜひ今の状況がこれですと続けばインフルエンザと同じような対応に最終的に国も結論を出し

ていくのではないかというふうに期待も含めて思っているわけであります。

そういう意味でいきますと、やっぱりこのコロナのアフター対応を含めて国がこれから、補正の中でもいろいろたっていますが、具体的なことが来年度の予算の中にもまた出てくるのだろうと思いますけれども、当市として令和4年度の予算編成に当たって、先ほど言った庁舎の建設、コロナのアフター対応、そしてとりわけこれはもし市長からコメント頂ければあれですが、市長の3期目の最後の年の予算になるということもひとつございますから、その辺令和4年度の予算編成に当たっての基本的な考え方についてぜひお示しをいただきたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和4年度の予算編成方針は、ウィズコロナ、ポストコロナ、それからデジタル、グリーン、子育て、活力、安全・安心、この六つを重点施策として位置づけたところでございます。

長期化する新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、地域経済の活性化、人口減少・少子高齢化、人材不足など課題が山積しておりますが、令和6年度の新庁舎の供用開始を見据えつつ、デジタルトランスフォーメーションの取組を進めながら、新たな時代においても継続的、安定的な行政サービスの提供を図り、「豊かな自然にひと・もの・まちが輝く健康都市、網走」の実現を目指してまいります。具体的な取組内容につきましては、予算編成の中で精査してまいります。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 六つの方針、骨格を今示されまして、これを要するに骨格にして具体的にはまた肉づけいろいろの部分にしていくのだろうというふうになっちゃうと思うわけですが、コロナがどうなるかということの見極めと、庁舎は令和6年度に新庁舎が完成の予定ですけども着手をするということも含めて、新たなスタートに令和4年というのはなっほしいというふうに私自身ちょっと期待も含めてあるわけですが、今六つの指針、これがひとつは間違いだ、これはどうだという議論はする気はありませんし、今度新年度予算が示されたときにまた議論をしていきたいというふうにももちろん思うわけですが。

市長も3期目、最終年になるのですがね。骨格予算ではないと思うのです、11月ですから、選挙の予

定が。8か月執行するわけですから、本格的にはやっぱり令和4年度の予算として1年間の予算をつくり上げると、こういうことだというふうに思いたいのですが、市長のまた何か最後の年ということの思いもあれば、市長からも伺いたいと思いますけどうでしょうかね。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 御質問ありがとうございます。

今、部長からも御答弁申し上げましたように、ウィズコロナ、ポストコロナ、デジタル、グリーン、子育て、活力、安全・安心、この六つを重点施策として予算編成を行うように各課に指示をしたところでございます。個別具体的につきましては、今後予算政策検討を踏まえ、予算のヒアリングを、予算ヒアを議会終了後直ちに開始をいたしまして、年度当初には一定のヒアリングを終え、約1か月かけてその予算編成をしまいたい、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、令和6年には新庁舎が供用開始をいたしますので、デジタルトランスフォーメーションの取組をしっかりと進めていながら、新しい時代に向けた継続的そして安定的な行政サービスができるように取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 ぜひ、予算というのは大変な作業だと思います。そういう意味で、1年間の行政を運営するに当たっての骨格になる予算ですから、3月の議会でも、また議会との議論もさせていただこうとももちろん思っていますけれども、ぜひワクチンの3回目の接種も含めて、職員の皆さん、大変忙しい大変だと思いますが、ぜひ財政課を中心にして頑張ってくださいをお願いをさせていただいて、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次、2点目であります。ごみ収集と処分場の対策についてということで質問するわけですが、さきの近藤議員からも質問がされていまして、かなり私が聞こうとしたことと相当重なる部分がございますが、その辺考慮しながら再確認のような質問もあるかもしれませんが、お許しを頂いて何か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、先ほども議論になっていました。今の網走市の収集方法、できるだけ利用できる

ものはやっぱり再利用するというを基本にしなが
ら進めてきて、最終的には埋立てということで処
分をしていこうと。この処分方法、処理方法で網走
市は走ってきたというふうに思っていますし、その
基本認識で私もいるわけですが、先ほどの議論の中
で紙おむつの関係でいきますと、途中からやっぱり
対処できなくなってきた、近隣の大空町さんに焼却
ということで一部頼んでいる経過がございますから、
新たに一部であります焼却という方法も、当初の
考え方から新たな部分はひとつ出てきているのだ
ろうと。ここは私も理解をさせていただきたいと
いうふうに思うのですが、基本的な考え方は先ほど
議論ありました、焼却だという議論もありました。
当初は溶融という方法もありますし、いろいろな方
法がごみの処分方法にはあるわけですが、網走市
の考え方としては一部今焼却も入っていますけれ
ども、この基本的なごみの処分方法については、こ
れからも変わりはないということで確認させてい
だいていいかどうか、まず1点目です。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ごみの処理方法につ
いてはリデュース、リユース、リサイクルの3つのR
を基本として取組を進めておりまして、現在国が進
めているカーボンニュートラル策においても同様に
進められております。

処理方法は基本的に現状のまま変更しないこと
としておりますが、現在、生ごみ施設改良による残
渣の減量と大空町での紙おむつ類の焼却処理により
埋立て量を減らしております。

また、使用済み紙おむつ類などについては、再資
源化し減容化する手法なども順次開発されているこ
となどから、引き続き最終処分場への負担を減らせ
るよう検討してまいりたいと考えているところでご
ざいます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 確かに紙おむつも当初走り出
したときには中間処理の方法というのがまだ見つか
らない状況でしたし、技術の進歩によって普通の紙
に何か戻せるような技術もあるような話もありまし
たけれども、コストの問題やいろいろな問題があり
まして、それがうちのほうで網走市でそれを採用す
るという動きにはなかなかならないような状況もひ
とつあるわけですから、ただお示しいただいたよ
うに、リデュース、リサイクル含めたものを基本と
しながら最終的に再利用できないものは埋立てを

いくと、この方法に基本的な考え方に変わらない
ということで御答弁いただいたというふうに思いま
す。

それで、先ほども現状について御答弁いただいて
私も聞かせていただきました。大変厳しい状況に今
あるということだと思うのですが……、聞こえます
か。

厳しい状況にあるということが、先ほどの答弁の
中で私も理解をさせていただいたのですが、このま
までいくと、四、五年で処分場も満杯になる可能性
もあると。もし何らかの対策ができれば六、七年と
いうこともあり得るようなお話もありました。

計画当初は2032年までですから、15年間もつと
いう形で動いてきたわけですが、実際4年間たつ中
であと四、五年となると8年か9年しかもたない。
延びても6年としても、10年ぐらいいかもたない
ということが新たに現実味が帯びてきたのだらうと、
こう思うわけですが。私は計画ですから、乱暴な言
方をすれば、計画どおりいかないことはたくさんあ
ると思います。ただやはり当初計画を立てたことに
よって動いてきた状況を鑑みますと、やはり今のこ
の現実ということをしっかり今説明があったわけ
ですから、そこをやっぱり責任も含めて、誰が悪い
彼が悪いという問題は別にして、この事実だけやっ
ぱり認識、まず認めてこれから一歩前へどう進むか
という議論をしていかなければならないというふう
に思うのですが、それはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども答弁の中で話
させていただいて、議員のほうからもお話がありま
したけれども、当市のごみ処理についてはリデュ
ース、リユース、リサイクルの3つのRを基本に進
めているところですが、議員御指摘のとおり、計画
どおりに進んでいないという状況でございます。

年度については、最終処分場の設置は年数が必要
ということがあります。先ほど近藤議員のお話の中
でもございましたけれども、次期最終処分場に向け
た調査・検討等に入っていきたいというふうに考
えているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 市民の多くの方が知っている
かなのですが、やはり処分場は15年もたないと、
こういう認識は多くの市民は知っていると思う
のですが、詳細については全く私はまだ市民の多
くは認識されてないというふうに思うのですね。
ですから、

現状をやっぱり市民と共有しなければ駄目だと思うのです。そこから前に進まない。だから、やっぱり先ほど答弁いただいたことも含めて、いろいろな機会にやっぱり、コロナもありますからなかなか集まれないこともあると思いますが、いろいろな情報提供をやっぱりしていかなければ駄目だというふうになんて私は思うのです。非常に厳しい言い方すれば、私だけかもしれませんが、皆さん方から危機感が伝わらないのです。本当に処分場大変だと思いますよ、僕は。その危機感を市民は持っていませんよ。そこをやっぱりね、危機的な状況だとやっぱり現状の共有をまずすることを考えていただきたいと思うのですがどうですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ごみ処理問題につきましては、今年度はまちづくり住民懇談会、ごみ減量に関する意見交換会、区長会議で意見交換をさせていただきましたが、引き続き機会あるごとに説明してまいりたいと考えているところであります。

また、市民の皆さんに現状を御理解いただくために、町内会等の団体でごみ処理施設の見学会を実施していただくことなども考えているところであります。

また、先ほど説明したまちづくり懇談会をはじめ、市民の方と対話ができる場において引き続き協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 やれることは限られてくるのかもしれませんが、やっぱり現状大変だということを市民にもやっぱり共有、認識していただくということが大切だというふうにまず私は思います。

それで、先ほどの議論の中で広域計画の話もございました。この広域計画は結論出るのは、私も1市5町ですから複数あれば会議がどうふうになっていくかということも含めてですが、これはやっぱり広域でごみの処分、処理をしていこうと、部分的なものも含めてということの発端はそういうことの始まりなのですか、この1市5町の広域計画というのは、どういう意味でこの計画をやるようとしているのか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 1市5町のごみの広域化につきましては、それぞれ現在、今1市5町それぞれごみの問題については課題を抱えているところで

ございます。そんな中でどのような形でどういふことを、これからの人口減少社会ですとか、いろいろな問題が抱える中でどのようにしていったらいいかというのも含めまして考えていくというふうな形のもので、発端はそんなような形の中で来ているものがございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 先ほど近藤議員との議論の中で、令和4年から処分場の造成の動きをすると、こういう答弁だったというふうには私は認識していますが、ちょっと再確認させてもらいますが、令和4年度から網走市のごみ最終処分場の造成含めた計画に動き出すという答弁だったのかどうか、再確認させてください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほどの近藤議員に対する御質問の中でお答えした形につきましては、市の最終処分場のこれから進める計画等々について着手をしていくということでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 最終処分場ですから、そのやっぱり造成含めた計画に令和4年度から着手したいと、こういう答弁だったということですね。

それで、実際その環境アセス含め許認可の必要な日数含めて、造成工事も含めると、3年、4年最短期間でもかかるのだらうという、先ほどもそういう議論だったと思うのですが、そうなったときにあと四、五年、5年か6年しかもたないという中で、間に合わなくなるようなことがないよう、ここが心配をしているのだというふうに思います、私もそうなのですが。来年から投げるところがなくなりましたということにはならないわけでありまして、この1市5町の計画はまだそれ以上かかるのかもしれませんが、ですから、令和4年度から計画を始めて何年度までにやっぱり完成をさせる予定も含めて動き出さなければ、処分場大丈夫ですか、ここ本当に。令和4年からは計画を始めて、造成工事、今度は用地買収もありませんし、最終処分場の造成だけです。建物等はないと思いますけれどもね。そうすると工事期間も4年前に建てた工事よりは短くなるし金額も安くなるとは思いますが、その辺も含めて、許認可、環境アセス、それと工事の期間含めて必要な年数何年なので、令和4年から始めてこのぐらいの間にぜひ完成させる予定ですよということももしかあればお聞かせいただきたいと思いますが。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在いろいろな形で議論等々しているところでございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたとおり、議員御指摘のとおり、まだ詳細については決まっていない状況ではございますが、今後協議を進めていく中では、最短で、ちょっとどうなるかわかりませんが最短で令和10年度には新たなものができるものではないかと。これは全部うまくいってということになるかと思えますけれども、そのような形になりますので、先ほどのごみの埋立ての年数プラスをしていく考えの中では間に合うのではないかとというふうには現在考えているところですが、詳細については今後ということになるかと思えます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 私が心配し過ぎかもしれませんが、本当に来年から投げるところがありませんということはないようにしなければならぬですね。ですから、実際これから造成しようというふうには今思っているのなら、何年最短でかかるかきちんと計画を立てて、いつまでには仕上げる。その間に1市5町の広域計画がどういうふうにならぬか。その計画がわかった段階で網走市がどういう関わりを持つかということ、そこでまた明らかになれば処分方法が幾らか変わる、変更になる可能性もあるということも私は頭に入れていますが、まず処分場を何とか確保しなければならないというのが大丈夫なのかなということがあるので、10年で大丈夫なのですか、令和10年完成で。今令和3年ですから、あと7年。7年今の処分場がもてばいいのですが、そこはやっぱり網渡りしないで、ある程度余裕を持つ計画を持たないと。そして、最終処分場を造っても無駄になりませんよ。仮にですよ、1市5町の焼却の関係がそこに入れるようになって、焼却の分の灰だけを今度入れればいいし、埋立ては埋立てでまたするわけですから、処分場は無駄にならないと思うのですが。

見えないことばかり言っていて申し訳ないですが、いや、本当に心配ないならいいのですよ。処分場が四、五年、このままでいくと四、五年だとさっき答弁ありましたよね。造成地は四、五年でいっぱいになるという、最終処分場が四、五年でいっぱいになるということですね、それはね、今の最終処分場は。そうすると、新しいものをそれに合わせて造っていかねばならないということで、先ほど令

和4年から計画を始めたいと、こういう答弁いただいたと思うのですが、この辺は、大丈夫ならいいのですけれども。

それで、もしそういうことの計画の、先ほど私初めて聞きましたから、市民の皆さんにもこうであらうで、こうしたらこうなってこうときちんと説明しながら、市民にも周知しなければ私はいけないと思うのですがいかがですか、この辺。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど今年の10月に最終処分場の埋立量の調査ということの、四、五年ということ御説明させていただいたところでございます。それと併せまして、今現在大空町にて焼却処分による減量等を実施しているということで、そこで六、七年もつのではないかとということで見込みを持っているということでお答えをさせていただいたところでございます。

そうした中で、最終処分場については、造成に当たっては、計画から供用開始まで6年程度はかかるということになってございますので、処分場についてはまず6年ぐらいかかるということで大丈夫という見込みを御説明をさせていただいたところでございます。

また、広域に関しましては、広域は広域の処理として、あと市の最終処分場については同時並行的にそれは議論を進めていくということで考えているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 処分場が6年もつ前提、そしてまた新たな最終処分場も造るのに6年かかると、ちょっと余力を持っているのかもしれませんが、やっぱり1年早くぐらい、1年前ぐらいにやっぱり最終処分場ができないと心配ではないですか。私年寄りだからそう思うのかもしれませんが、ぎりぎりのところであまり計画でいろいろなもの進めるというのは、もう一度精査していただいてしっかり対応していただきたいと思えます、そういう意味では。

そして、1市5町の広域の計画も私はすばらしいと思えます。やっぱりいろいろな意味で広域を進めなければならない、これからの時代です。どこがリーダーシップを取るか、どこに造るのか、それはまた新たなことで議論の中から出てくることだと思いますから、そこは触れないにしても、ぜひ最終処分場が、何回も言いますが、来年から投げる場所がありませんということがないように、市民にやっぱり

安心をさせて協力を頂いて、今6年というのが延命が1年できれば、またこれはありがたいことですから、そこは分別の徹底を試みたり、いろいろなやっぱり今までの工夫をまた再度していったら、1年で延命するということが、45億円かかったのですから、1年で割り返しますと3掛けて15年もったとして、それが短くなるということは年間当たりの単価が高くなるのですよ。税金の持ち出しが高くなるということです。そして新たにまた造らなければならぬとなると、そこに何年間がかぶさってくるのですから、またさらに負担が多くなる年もあるということも含めて、ぜひその辺精査していただいて、市民にやっぱり丁寧な説明をぜひしていただいて、現状の共有とこれからの対策の共有もぜひごみの処理方法については、ぜひお願いして質問を終わりたいと思いますが、何か御見解あれば最終的に。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 今ごみ処理のことについてのお尋ねでございます。

基本的にまず今最終処分場のお話をテーマとされましたけれども、最終処分場を造るに当たってはどのような中間処理施設を造って、どのようなものをどれだけ埋め立てるのかというものが決まらないうと、これは最終処分場の計画を立てることはできませんし、国もその数量がどのような形で計算されたかというのは当然求められるわけでございます。そうすると、順番でいきますと、今1市5町の広域でということでの中間処理の在り方も含めて協議をさせていただいておりますけれども、まずそこで見えてくるものがどういうものなのか、それが見えないと計画、埋立てをするものの数量、もの、どういうものであって、そしてそれを国にお示しをして見せてお金を頂くというスタイルになりますので、まず1市5町の中での中間処理がどういうものであるか、まずそこを目安、立てるとということが第一というふうに考えてございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 そういふスケジュール感を話していただくと見えてくるのですが、まず1市5町のほうをなるべく先に結論を見いだすと。それが長かかるとなるとまた並行してまたいろいろな議論をしていかなければならないと思いますが、副市長言われるように、どれだけの量を埋めるための最終処分場なのか、確かにそうです。乱暴に言えば、造っておいてあとからまだまだ方法が変わって5年、6

年延びても構わないだろうというのは、これ計画の時点でいろいろありますから、許認可のときに出ないと思いますね、きちんとしないと。だから、今、副市長答えられたように、やっぱりそっちをまずしたら重きを置いて結論を出していただいて、それによって中間処理がどういうふうに変っていくのか。それはきちんと議会にも説明いただいて市民にも説明して、納得の上で今度はこういう最終処分場にしていきますと。こういう計画的なものを含めてきちんとやっぱり報告等していただければと、こんなふうに思いますので、本当に心配しているのですよ。処分場というのは本当に、明日ということはないですが来年から投げられなくなるなんて、これは大変な問題になりますから、ここだけしっかりお願いさせていただきたいと思います。

そうしたら、ごみの関係これで終わりますが、最後、投票率の向上ということで項目を通告させていただいたのですが、これもさきに澤谷議員のほうから聞かれています。それでなるべく簡潔に要点だけを聞かせていただきたいと思うのですが、まず網走市の選挙管理委員会として、今回の衆議院選挙では網走市は前回よりちょっと投票率伸びました。ただ、全国的な傾向ですが6割を切るような状況が続いていますし、ほかの自治体のことはとやかく言わないにしても、50%を切ってる選挙もたくさんあるということを含めて、この投票率の今網走市の数字について網走市の選挙管理委員会として何か御見解があればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 総務省発表の速報値と比較いたしますと、小選挙区、比例代表ともに全国、北海道における投票率を若干上回っており、前回の平成29年のときの衆院選時と比較しても微増傾向にあるのは、議員おっしゃられたとおりかと思います。

ただ今回の選挙に関しては、10月14日に衆議院が解散されて、選挙期日までの間が17日間と。衆議院議員総選挙史上最短であったことですか、あとコロナ禍において初めて全国規模で行われた選挙であったことを考えますと、前回の衆議院選時と比較して投票率が下回ることがなくよかったのではないかとこのように認識しているところでございます。

しかしながら、若年層、18歳、19歳の投票率は全国の値を下回っていることから、引き続き投票参加

の呼びかけ、選挙期日の周知に加えまして、期日前投票制度ですとか、あと選挙人に必要な情報の周知を行うなど、選挙啓発が必要であると考えているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 本当に先ほど澤谷議員も言っています、議会報告兼ねて桂陽高校、それから南高の高校生とも議論させていただいて、やっぱり便利な投票方法が出てきたらよくなるのかなど期待もひとつあるわけですが、ただやっぱり60%の投票率であって40%の人が投票していないとなると、網走市だけでも有権者は3万人、2万9,000台ですけども、3万としても1万2,000人の方が投票していないという、この数字なのですよ。これをやっぱりいかに投票率を上げていくかということは選挙管理委員会としても、私は大事な使命だというふうにちょっと思うのです。そういう意味で、先ほども議論されていました。私はやっぱり投票は義務だと、そして投票に行かないのも権利だと、こういうことも議論がよくありますが、行かない人はやむを得ないと私は言いません。何とかやっぱり行ってくれるようにここは教育を含めて周知をしていかなければならないのだろうというふうに思うのですが、問題は投票に行かない方ではなくて、行きたいけれども行けない方をどう選挙管理委員会としてどう救えるのかという問題だと思うのです。今回、例えば福祉施設、介護福祉施設、介護施設等からぜひうちの施設へ来て投票できないかという依頼が何件かあったと思うのですが、その辺は実態もしつかまえていけば、そして何件あってどういう返事をされたのか、その辺の実態も含めて押さえていけばお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 病院ですとか、国立の保養所からは今回42件です。老人ホームからは135件となっております、病院、老人ホーム、国立の保養所、あと養護施設、または保護施設における合計は177件となっております、全件受領しております。

これらは不在者投票を行うことができる病院等の指定を受けた施設から請求を受けたものでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 最初からもうここはそうですよとなっている施設もあると思うのですが、今回ぜひ

うちの施設でやれないかと要望あったのは何件あったのですか。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 先ほど申し上げましたとおり、不在者投票を行うことができる病院等の指定を受けた施設からの関係でいきますと、10施設ございますけれども、ほぼほぼ要請というか請求行為があったというふうな形にはなりませんけれども、それ以外の単独でというふうなことでのお話であれば、特段私ども選挙管理委員会のほうにこちらに来てくださいというふうな要望のほうは特にございませんでした。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 自分の経験から言うのもおかしいのですが、私の母が入っている施設で要請したけれども、対応できないと、こういうお断りをされたという話もちょっと聞いているのですが、だからそういう施設というのはほかにも何ほかあったのかなと。それが悪い、いいは後の議論ですよ。ただ今回そういうことが何件あって、何件お断りしているのか、そこを聞きかかったのです。最初からできるころは大体やるでしょう、病院も含めて。その実態がもしなければあれですが。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 今、議員からのお話でいくと施設からというふうなお話ですけども、私どもの認識としては指定を受けた施設以外のところから、施設のほうで投票したいのだけれどもというふうな御要望があったというふうな認識はございません。

ただ、個人的に今は自分がこういう状況なのだけれども、どういうふうに投票したらいいだろうかとか、そういった形でのお問合せはございましたけれども、施設というふうな形で指定を受けていない施設からということでは御要望は受けていないというふうなお答えになるかと思えます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 もう一回聞きます。指定されている施設から要望はあったら全て応えるのです、まず。対応しますということで応える。指定されていない施設からは要望できないのですか。その辺はどうなのですか。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 指定を受けている施設からの請求行為等があれば、当然受ける形

になります。ただ、今おっしゃられた指定を受けていない施設からの御要望については、指定病院ですとか、指定病院というか指定病院ですとか、あと老人ホームとかいろいろ区分はあるのですけれども、そちらの指定をするのは北海道選挙管理委員会になります。ですから、御要望があった場合については、相談内容を受けて、私ども選挙管理委員会、市の選挙管理委員会を通じて北海道選挙管理委員会のほうに進達をするというふうな形を取る形になるのですけれども、その中で北海道選挙管理委員会の中で、投票所として認められるのか認められないのかという実際の審査等を経て指定を受ける受けないというふうな形になります。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 いや、ちょっと仕組みがわかったようでわからないのですが、要するに指定されているところはいいですね。指定されないところ、指定されていないところが指定を頂きたいということでも市の選管通じて道選管の許可をもらうという流れなのですか。そうしたら、やっぱり指定されていないところは、うちの施設で不在者投票やってほしいのだけれどもと網走市の選管に要請来ても、まず指定を受けてくださいという話になるということですか。そういうことですか。そこで独自判断して、網走市選管としては、いいですよと、そちらに行って投票させてもらいますということではできないということですね、法的には。そこをちょっと確認させてください。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 あくまでも選挙に伴う投票と、あとそれを受け取るというふうな形での行為が発生しますので、一投票所というふうな形になります。ですから、投票所として認められるか認められないかというふうな判断が当然必要になってくるかと思えます。その判断自体が北海道の選挙管理委員会で行うものというふうな形になりますので、実際に施設として指定をされてない施設、施設と言っていいのですかね、病院であったり老人ホームというふうな形、あと規模要件とかもございいますので、そういったものに合致していて、なおかつ投票管理者ですとか、施設の管理者等がしっかりと投票管理等ができるというふうな条件等がそろえば北海道選挙管理委員会にこういう要望というか、要請が上がっているのだけれどもということ認定していただけるかどうかの審査をしていただくこと

は可能かとは考えます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 わかりました。まず指定を受けなければならないと。これが大前提だということですね。これは施設の方たち知っているのでしょうか、そういうことは。選挙はそういうふうにして指定を受ければ、もし許可が出て自分の自治体の選管が対応してくれる可能性はありますと。

なぜかという、先ほど言ったように、投票に行きたいのだけれども行けないのだと。この人たちをいかに救うかだと僕は思うのですね。だからちょっと今聞かせていただいたのですが、まず手続としては指定を受けてくださいと。それから話は始まりまずということなのですが、先ほど議論になった移動投票所、これはそうすると選管の許可がないと、石狩市やっていますから許可頂いたのだと思うのですが、それも許可取らなければならないのですか。どこどこどこ行くことをきちんと決めて、そこを投票所に、投票所は移動の車になるのかもしれませんが、これ移動をぜひ、私は前向きに考えてほしいという思いで今聞こうと思うのですが、これも同じですか、そうなる。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 今お伝えしようとしているのは、あくまでも病院ですとか、老人ホームという中での施設投票と言われる、施設に例えば病気でちょうど選挙期日のときに入院をされているという方が病院等で選挙を、実際の投票を、網走市内の投票所に足を運んで投票することができないので、投票することができませんかというふうな形であったりだとか、老人ホームに入所しているのだけれども、その老人ホームで1票を投じることができないのかといったような方たちのための施設かどうかというふうなお話なのですよね。ですから、何というのでしょうか、施設の指定云々というふうな形は当然必要になりますし、例えば市外で札幌市であったりだとか、旭川市にある病院で入院をされているといった方たちが、今回もお話ありましたが、自分は投票当日、選挙期日当日に網走にはいないということで、その病院に入院しているのだけれども1票投じることができなのかというお問合せはありました。その方たちについては、入院されている病院、または施設等が先ほどからちょっと繰り返しになりますけれども、北海道選管のほうから指定を受けた病院であったり施設にな

っているのでしょうか、どうでしょうかということ、まず確認をしていただきたいというふうなことはお伝えをしました。

移動投票所についての、二つ目の話ですけれども、そちらについては移動支援というふうな形の考え方なので、病院とか老人ホーム等の施設投票という部分での認定を受ける受けないというものとはちょっとまた別のお話になります。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 私の聞き方がちょっとまずかったのかな。

施設に入っている、例えば1人、私は投票所に行けないからそこに来てくださいという意味ではなくて、施設としてここで投票したいのだと、みんな、入所者みんなが、そういうことで要請なかったかという質問を最初したのですが、1人か2人の話で受けちゃった。だから……、いや、はっきり言いまして、個人的な話ですが、ある方の施設が要望したけれども、選管には対応できないと言われたと。その方は郵便投票をさせてもらいました。介護5以上だったから対象になりましたので。だから、どこの施設でももし要望されて対応できるのなら、網走市の選管が礼所としてできないのかなと単純に思っていたのだけれども、道選管の指定を頂かないとできないというから、やっぱり厳しいものなのかなと思ったのだけれども、そこは変わらないですね、同じですね、当然。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

山田議員の質問に対する答弁から。

選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 先ほどのお話ですけれども、不在者投票をすることができる病院等の指定というふうな意味合いでいきますと、病院ですとか、あと老人ホーム等が該当すると思いますけれども、そういった施設での不在者投票をする施設になるためには、北海道選挙管理委員会の指定を受ける必要があります。そのために私ども市町村の選挙管理委員会については、それらを、御要望等があれば北海道の選挙管理委員会さんのほうにその旨を報告をさせていただくという仕組みになってい

るのがまず一つあります。

それともう1点、移動式の投票所のお話ございましたけれども、こちらについては指定を受ける受けられないというふうなことではなくて、あくまでもそれぞれの選挙管理委員会さんのほうで移動支援というふうな形で決定に基づいて行うものでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 改めて御答弁いただきまして理解をさせていただきたいと思えます。道選管に指定をもらうには道選管と、このことを今お聞きして改めて認識をさせていただきました。

相談される施設については規模やいろいろなことが要件にあるのだと思いますが、ぜひ北海道の選管に指定申請というのかどうかですが、指定の許可を求める手続きをしてくださいと、こういうふうに話させていただきたいと思えます。

それでもう1点、移動の投票車といえますか投票所という表現がいいかですが、さきの議員からも質問がありましたし、うちの会派の一議員も交付税措置があるのだしぜひやるべきだということは、かなり早い時点から提案含めてさせていただいています。これは期日前投票という限定がいいのかはありますが何とか、これ石狩市がやっています。そういう意味で、ちょっと前例として勉強しながら、網走市も実施をできるできないのことも含めて、できないとすれば何が原因なのかも含めて、選挙管理委員会ですっかり私は議論していただきたいと思えますが、局長どうですか。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 今の移動式のお話ですけれども、先ほどの澤谷議員のときにも一部お話しさせていただきました。

市役所以外での期日前投票につきましては、別会場の開設ですとか、今おっしゃられた車両による移動式によるものが考えられますけれども、二重投票の防止ですとか、秘匿管理とか、あと投票管理者及び従事者の確保などを含めてしっかりとした投票管理などを整理する必要があります。

ただ、そうは言いましても、石狩市、今回の衆議院選で初めて行っておりますので、その辺を参考にさせていただきながら、また他の自治体の取組状況等をヒアリング等をするなどしながら今後考えていきたいと思えます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 局長の答弁ですが、選挙管理委

員会として受けたということでは理解をさせていただきたいと思えます。

来年はもちろん参議院選挙も7月にある予定ですし、11月だと思いますが当市の市長選挙もごさいます。再来年の4月には統一選挙がまた出てきますから、選挙が軒並みになります。そういう意味でぜひ投票率のアップも含めて、それと、投票に行きたいけれども行けない人をどう救うかということも含めて、ぜひ選挙管理委員会で前例のある都市にいろいろ聞きながら勉強していただいて、ぜひ前向きに検討いただくようお願いして質問を終わります。

○井戸達也議長 村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

質問通告に従いまして、質問させていただきます。

先ほどの近藤議員と重複する部分もあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思えます。

1項目めですが、行政のデジタル化についてであります。

網走市は行政のデジタル化を進め、人口減少、少子化、高齢化に伴う働き手の減少など様々な地域課題に対応するため、急速に進展するデジタル技術を積極的に活用するとして、デジタル推進室をつくり進めているところです。

まず網走市のデジタル化がどこまで進んでいるのか、現在市民が市役所を利用する上で課題はあるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 9月1日にデジタルファースト宣言をさせていただき、この間専門的知見から支援・助言を頂くため、フェローを委嘱し、参与を任命しております。

これまで参与による管理職研修、デジタルマーケティング研修、若手職員による研究を進めながら、庁内において刊行物のデジタル化、申請書の押印廃止、電子申請サービスの導入、来年度以降に取り組む事業などの調査を実施してきたところでございます。今後、予算編成におきまして、事業の横断的な展開、優先度、効果などを精査してまいります。

なお、現在市民の市役所利用に当たって、大きな課題があるとは認識しておりませんが、デジタル化の推進により天候、移動、時間、また新型コロナウイルスの感染など、こうしたことに心配をすることなく行政手続が行える、こうしたことが市民の利便

性の向上につながるものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうすると、現在の市役所のサービスでも特に問題はないけれども、今度のデジタル化でさらに便利になるというふうに認識します。

また、今マイナンバーの普及も進めていると思いますが、年度ごとのマイナンバーカードの進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始されておりますが、当市におけるカードの交付率は平成28年度末で8.5%、平成29年度末で10.2%、平成30年度末で11.1%、平成31年度末、これ令和元年度末になりますけれども13.8%、令和2年度末で22.5%、そして令和3年度11月末現在で30.5%となっております。

令和3年1月から3月にかけて、J-LISがカードの未申請者宛てに申請書を再送付したこと、また令和3年4月末までにカードを申請した方がキャッシュレス決済を利用することでマイナポイントの受取対象となるキャンペーンを実施したこと、令和2年3月末以降の交付率が上昇した傾向となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 最初始まったところから見るとかなり進んできているというふうに認識しますが、マイナポイントですか、が出てきてから増えるようになったということですね。

ただ、全国的にはもう38%ということで、ある程度進んではきていると思うのですが、このマイナンバーカードですね、あと2年程度で国民がほとんど持つというような計画もあると思うのですがけれども、なぜ普及が進んでいかないのか、そのことについて市の認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 普及状況についての認識でございますが、窓口や電話でのマイナンバーカードについての問合せでは、このカードは何に使えるのか、カードを持つメリットは何なのかという質問が多いことから、持つことによる利便性の周知とともにカードの利便性の向上が必要と考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 マイナンバーカードの利用の利便性が多くなればもっと普及率も増えるだろうという

ことでしょうかけれども、もう一つやはりマイナンバーカードをつくって私の個人情報がどうなるのだろうという、そういう心配も多くの市民は感じているのではないかと思います。

個人情報の漏えいや、また政府の隠蔽体質など国民から政府が信頼されておらず、個人情報が政府に渡ってしまうことに対する心配があるからだとは私は考えます。

そういった部分でちょっと心配な部分があるので、さらに質問させていただきたいと思いますが、今年3月LINEユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていたことが判明しました。この問題の本質はユーザーへの説明不足とか本人の同意・確認がどうこうという問題ではなく、中国国家情報法によって中国政府が個人情報の提供を強要できる状況で、中国国内の企業に個人情報の閲覧をフリーにさせていたことです。これではLINEユーザーの個人情報が中国政府に流れた可能性があると考えられますが、この問題に対して市の見解はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今年3月にLINE社の業務委託先の中国企業で、従業員が日本の個人情報データにアクセスできる状態であったこと、またLINE上のデータの一部が他国のデータセンターに保管されていることについて報道がありました。

総務省では、LINE社に対し安全管理・措置や利用者に対する説明に関して不十分なところがあると指摘し、不正アクセスや情報漏えいについては確認されていませんが、適切な措置を講じるよう指導をしております。

LINE社が講じる措置としては、個人情報について日本国内のサーバーに移管を進めると発表していることから、今後は日本の法令に基づき情報が適切に取り扱われるものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。今の日本の政府の発表の中では、中国政府や中国共産党から提供は求められたことはない、LINE社が説明しているというふうに言うことをそのまま受け取って問題ないというふうに言っているということに、本当にどうなのかと私は感じるころなのですが、要は中国国家情報法の第7条には秘密を守る義務があるという規定があります。ということは、個人情報を中国に提供したとしても、LINE社はこれを表にするこ

とはできません。LINE社の説明を真に受けて、真相を追及しない日本政府の個人情報保護委員会の姿勢は厳しく批判されるべきだと考えます。

また、問題発覚後に改善されたということですが、この問題の検討委員会の宍戸東大教授らは、中国からアクセスがあったことについてはLINE社において経済安全保障への適切な配慮ができていないと認定しているわけです。非常に心配な部分だと考えます。

次に、政府が進めるデジタル改革では、基盤となるシステムをこれまで自前でサーバーを設置し管理する方法から、今度は民間企業が所有管理するサーバーを使用するクラウド化に大きく転換します。既に昨年10月から日本の中央省庁向けのクラウドの運用がアマゾン社のアマゾンウェブサービスAWSを基盤として開始されました。このクラウド化に伴い順次政府の保有する情報がアメリカ企業であるアマゾンの管理するサーバーに保存されます。

重大なのは、アマゾンのサーバー内に保存されている日本政府と国民の情報にアメリカの諜報機関がアクセス権を持っているということです。その根拠となるのは、2018年3月に成立したアメリカの海外データ合法的使用明確化法、通称クラウド法です。このクラウド法は、データがアメリカ内に存在するか否かにかかわらず、アメリカが自国の企業に対して、所有、保護、管理するデータの提供を求めた場合、企業はこの命令に従わなければならないということを明確にしています。

今、政府が進めるデジタル改革は、日本国民全員の情報をアメリカに渡してしまう危険なものと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今年3月に政府が示した基本方針では、情報システム方式についてコスト削減や柔軟な情報資源活用の観点から、クラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うものと定められ、またクラウドサービスを調達する際は国内法が適用される国内データセンターを採用候補とするよう定められております。

政府が共通プラットフォームの基盤として選定したアマゾンウェブサービスのクラウドサービスにつきましては、調達仕様書の中でデータセンターは国内となるよう指示をしていることから、国内法が適用されるものと認識をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁ですと、日本のデータは国内に、日本国内のサーバーに保管されているから問題ないだろうという答弁だと思いますが、アメリカのクラウド法では所有、保護、管理するデータの提供を求めた場合、そのクラウドが、サーバーが日本にあるかどうかは別として、どちらでも企業はこの命令に従わなければならないと言っているわけです。これは問題がないわけではないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今様々、法律の適用の仕方も含めて整理がされているところというふうに認識しておりますけれども、合意を得ない限りその個人情報、これを日本国外への持ち出しは行わないというのが基本的に定められていますので、これは守られるものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 日本国外には持っていかないということを政府は進めているということは認識します。ただ、先ほど言ったようにもし日本にあったとしても、アメリカの企業であるアマゾン社がアメリカ政府から情報を求められたら出さなければならないという法律もあるということを認識しておいていただきたいと思います。

そういった問題の中で、EUではこのアメリカのクラウド法に対して、EU各国の政府・機関はアメリカ企業の提供するクラウドからの撤退を進めています。EUにおいては個人情報の保護を求める権利が基本権として位置づけられており、特に民間事業の保有する個人情報に当局が捜査や公共の安全、国家安全保障目的でアクセスすることは明確な法律の根拠と、そして比例原則の遵守、第三者の機関による監督が確立されております。個人情報の海外移転は原則禁止されています。

一方、日本では、2018年日本年金機構が年金者の個人情報を中国のサーバーに移転していたことが明らかになりました。この問題も年金機構の業務委託の問題とされ、年金者の個人情報が中国に移転されていたことの重大性は問われないうまでありました。

国民の大切な個人情報をアメリカや中国などの諜報機関から守るには、国外移転を原則禁止としているEUのように、政府や地方公共団体、民間を問わず、国が責任を持って個人情報の海外移転を規制すべきです。

日本もEUのように対応すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 政府が進める共通プラットフォームにつきましては、繰り返しになりますが、データセンターを国内となるよう進め、国内法が適用されるものと認識しておりますが、こうした一連の改正による個人情報の保護につきましては国が責任を持つべきであり、国政に関する諸問題につきましては、国会における議論や今後の政府の動向につきまして注視してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁ですと、このデジタル化に伴って個人情報が漏れるとかそういう問題については国が責任を持つというところは当然あるとは思いますが、網走市はやはり市民から預かったデータを今まで管理していたわけですから、国に対してもその辺しっかりするよう求めるということは当然であることでもありますから、しっかりとそこは進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

個人情報保護についてであります。

日本の個人情報保護法は2015年の改悪によって、行政機関や独立行政法人が保有する個人情報を匿名加工した上で民間事業者から利活用する提案を募り、審査を経て提供する仕組みがつけられました。これは本人の同意は不要であります。さらに、今回のデジタル改革関連法では利活用しやすくする仕組みを盛り込みました。幾ら匿名の加工がしてあるといっても、他の情報と組み合わせれば判別される可能性があります。

プライバシーに関わる情報を本人の知らぬ間に行政から民間へデータ提供するのがこの間の個人情報保護法改悪の中身であります。市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 個人情報保護法の改正についてであります。今回の改正ではデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護とデータ流通の両立を方向性として見直されたところでございます。

各自治体などで運用の相違が生じないよう全ての地方公共団体に適用されるガイドラインなど全国的な共通ルールが規定され、本人が特定できないよう

個人情報を加工し当該個人情報を復元できないようにした匿名加工情報とした上で、ビッグデータとして社会課題の解決や経済活動の活性化への利活用が期待されていると理解をしているところでございます。

市といたしましては、国が示すガイドラインのルール規定類に基づき市が保有する個人情報の適正な管理と運用について、今後法律の施行までに必要な準備に努めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 準備を進めるということですね。

データを提供するわけですから、非常に心配する部分もあるのでその辺についてしっかり、していただきたいと思います。

網走の個人情報保護条例がありますが、この保護条例では個人情報の適正な取扱いの確保、また個人情報の開示、訂正及び利用停止、審査請求、事業者が取り扱う個人情報の保護が定められています。

現在市が進めようとしているデジタル化により、個人情報保護条例を変更しなければならないのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市の個人情報制度は、デジタル社会の形成を図るための関係法律により改正された個人情報保護法の施行予定である令和5年4月より条例適用から法律適用による運用に変わります。このことから、市の個人情報保護条例につきましては、法律適用により改正または廃止が必要となりますので、国のガイドラインなどの情報を基にどのような変更が必要か現在作業を進めているところでございます。

法律適用となるまでは、個人情報の取扱いは市の個人情報保護条例が適用となりますが、現在適用されている個人情報事務を含め、国が示すガイドラインによる全国共通ルールへの対応を図りながら運用していくこととしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういう流れになるということは認識しました。

そして、この仕組みですね、都道府県、政令市に義務づけています。市町村にも広げようとしている、こういうことなのですけれども、自治体の個人情報保護条例も一旦リセットされるということになります。全国の共通ルールを設定した上で、地方自治体独自の保護措置を法の範囲内で最小限にしよう

としたものです。

一部の自治体では個人情報保護条例を変えて、この加工情報の利活用を始めています。和歌山県、鳥取県、千葉縣市川市などであります。

情報リセットの最大の目的は匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせることとあります。教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体が保有する情報を吐き出させようとするものであります。

市民の個人情報が日本政府にわたり、そして中国のように監視社会になってしまう危険性があると思いますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 改正された個人情報保護法による個人情報の活用に当たっては、繰り返しになりますが、社会全体のデジタル化の実現に向け地方公共団体に法律適用の運用により、国と同じ規律を適用した匿名加工情報としての利活用が想定されているものとなっております。

匿名加工情報につきましては、国の定義では特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報としております。また、匿名加工情報は加工の定義、安全管理措置、匿名加工情報作成、第三者への提供に当たっての公表義務など一定のルールの下、提供できるとされているところでございます。

匿名加工情報となる前の市が保有、保管する個人情報の管理につきましては、市が行うことに今後も変わりはありません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 匿名加工情報は復元できないと政府が言っているということで、そこについて信じていくしかないということですね。そう認識します。それにしてもまだまだ心配はあるかなというところでもあります。

今後の見通しについてであります。網走市デジタルファースト宣言では、「市民サービスではデジタルの力でもう一つの市役所をつくり、手のひら行政を目指します。行政手続のオンライン化、そして証明書などのコンビニ交付、キャッシュレス決済の導入、高齢者等のデジタル活用支援など」ということを言われていますが、これを確立するためには何が必要なのか。

デジタル化するとマイナンバーカードを持たない

人は利用できなくなってしまうのではないかと
心配もあります。今までどおり、マイナンバー
カードを作成していなくても行政手続が行われ
なければならないと考えますが、見解を伺いま
す。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 オンライン手続には基本
的に申請者はスマートフォンなどデジタル端末や
ネットワーク環境が必要であり、申請を受理す
る市ではこれに対応するシステムの構築や関係
機関との調整が必要になります。また、これ
まで対面で行ってきた本人確認ができなくな
るため、マイナンバーカードが必要となる手
続もごさいます。

マイナンバーカードがなくても市の行政手続は
行えますが、より多くの方がデジタル化の利
便性を享受できるよう施策を展開する一方で、
高齢の方へのスマホ教室の開催など、誰一
人取り残さない、人に優しいデジタル化を推
進したいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁の中で、マイナンバ
ーカードを持っていないとできないサービスも
あるということですが、例えばどのような内容
なのでしょう。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 現在自治体のDX計
画、これが進められておりますが、基本的に
国のほうで進めている子育て、介護、被災者
、これ罹災証明ですが、それから軽自動車
の証明申請、手続申請ですが、こうした国
が定める申請については、恐らくですが、
マイナンバーカードが必要になるかと思いま
す。ただ、個別の手続につきまして、今現在
31手続をオンライン化をすると進めているの
ですが、詳細についてはこれからになります
ので、それが示されないとなかなか今現時
点で市のほうとしてこれが必要となるとい
うのは、今申し上げられない状況です。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今後を見守るしかないとい
うふうに認識しますが、今言っているのは
まだはっきりしていないということですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 現在国が進めて
いるデジタル・ガバメント実行計画の中
では、この手続につきましてはデジタル申
請ができるようにしますというのは既に示
されております。ただ、その申請手続につ
いてマイナンバーカードが必要とするとい
うと

ころまではまだ示されておられませんので、
おおむねなのですが、恐らくマイナンバ
ーカードが必要になるかと思いますが、具
体的な必要な申請手続、具体的な様式も
含めてまだ示されておられませんので、
今現時点でお答えできないと申し上げて
いるところ

です。

○井戸達也議長 村椿議員。
○村椿敏章議員 まだ今の話でいくと、マイ
ナンバーカードをつくらないとやはりでき
ないという、そういう手続が出てくるとい
うことだということですね、ということ
です。今の手続はできるのしょうけれど
も、将来的にはできなくなるということ
でいいのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今私申し上げた
のは、電子申請の手続の際にマイナンバ
ーカードが必要になるだろうということ
を申し上げているだけで、いわゆる紙、
申請行為、窓口に来て児童手当なり
児童扶養手当の申請をするのは、それ
はできると思いません。以上です。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 失礼しました。電子申
請はマイナンバーカードがなかったら
できないということですね。今までど
おり窓口の申請もできるということ
ですね。それでよろしいということ
ですね、と認識します。

次の質問に移ります。

政府は昨年マイナンバーカードの機能
拡大などを盛り込んだ工程表を取りま
とめました。マイナンバーカードの普
及を2022年までにはほぼ全国民に、
地方公共団体情報システムの標準化
や運転免許証のデジタル化を2025
年までに、それから保険証の利用を
2023年度に利用開始としています。
しかし、マイナンバーカードの普及
率は全国で38.6%にとどまってい
ます。保険証利用は現在6%しか使
えない状況です。

マイナンバーカードの普及をなりふり
構わず推し進めることは新たな混乱
を引き起こし、危険を広げるだけで
あります。いわゆる死の谷と言われる
オンライン化が30%程度までは行政
事務の効率がかえって低下すること
になりかねません。

既に自治体システムの統一や行政手
続のデジタル化には自治体職員など
から不安の声が上がっています。関
東地方の中核都市の担当者は、「25
年度末までの移行は精神論だ」「シ
ステム導入の期間は実質

3年。全国の自治体の導入がそこに集中すると業者の人的資源が足りない」と期限を迫る政府を批判しています。また、九州のIT企業の担当者は「自治体との相談時間を短くしてしまうと、市町村側がシステムを正しく理解できず操作を誤ってしまう」と警告しています。

行政サービスのデジタル化の工程はどのようになっているのか。現在の市民サービスを続けながら移行させるための業務が重なることで、職員への負担が相当重くなると思われそうですが、市の見解を伺います。また、これに対してどのような対策を講じていく考えなのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話の政府の工程表によりますと、マイナンバーカードの普及は2022年度末にほとんどの住民が保有していることを目指し、自治体の行政手続のオンライン化は2022年度末を、自治体の情報システムの標準化、共通化は2025年度を目標としておりますので、こうした工程表を踏まえ準備を進めてまいります。

一連の作業において、一時的に業務量が増加するものと考えられますので、庁内や関係機関、こうした連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。連携をしながら進んでいきたいと。

ただ、先ほど言った事業者が、全部の自治体が自治体システムの統一ですね、共通化に走らなければならないわけですから、そういう部分では人的な配置も、人的に事業者の取り合いになってしまうのではないかと心配もあるのですが、その辺についてはどんなふうに考えているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今政府のほうでクラウドの準備を進めている最中ですので、今現状において当市が業務委託している、いわゆるベンダーが足りないというような、そういったまだ状況ではなくて、これから準備をするということですので、そうした事業者がいなかったかそういった状況にならないように、事務につきましては計画どおり進めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問に移ります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これによって網走市の情報システムがどのように変わるのか伺います。

また、市独自の施策をするためのカスタマイズ、これができなくなるとの懸念がありますが、認識を伺います。

そして、その場合の費用負担はどのようになるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 標準化法の成立により、令和7年度までに住民記録や介護保険、地方税など17の基幹業務システムにつきましては、基準に適合したシステムを利用するとともに、全国的なクラウドの利用に努めるよう求められます。

情報システムの標準化により、維持管理や制度改正時の改修など人的、財政的な負担の軽減が図られるものと認識をしております。

また、議員お話のとおり、情報システムの標準化に伴い仕様が統一されカスタマイズは不可能になると認識しておりますが、詳細につきましては今後示される業務ごとの仕様書において明らかになるものと考えております。

こうした理由から、費用負担につきましても現時点では不透明な状況となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ひとつ今言われた中では、カスタマイズについてはできなくなるという認識なのですが、どうしてもカスタマイズしなければならない、網走市独自の政策、施策が出たときにカスタマイズしなければならないという場合はどのようにして行うのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 それにつきましては今後仕様書が示されますので、できることできないことは明らかになってくると思いますが、現状としてそうしたシステムが複数あることによる弊害、今回コロナによって国が給付金を支出するですとか、そうしたことがなかなかそれぞれのシステム会社がシステム改修をしないと間に合わないということがありましたので、今回標準化というのが大きな方向性として進みますので、基本的にはカスタマイズ要らないような使い方に努める必要があるものと認識をしております。

どちらにしても、詳細がわかるまでどういうことができるのかは現時点ではお示しできません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ということは、地方公共団体の情報システムの共通化によって、それぞれの自治体がカスタマイズをしないで済むようなシステムにするようこれから求めていくということによろしいですか。そのようにしていく、カスタマイズしないで済むようなものにつくっていくよう、市は標準化に併せて国のほうに意見を上げていくと、そういうことによろしいですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 それぞれの自治体が同じようなシステムを稼働をさせて非常に効率が悪いというのに問題点があるということで、今回全国共通でできるものはクラウド化を進めようということです。ですから、同じような税ですとか、保険というのはほぼ計算式も含めて同じですから、そうしたものは統一していきましょうということですから、それに示されたものの中で業務をやっていくということが大事で、プラスアルファ違うことをしようとするれば、それはシステムの中なのか、データを取り込んだ上で何かしなければいけないのかわかりませんが、基本的には共通のものを使っていくことで全国的に経費もスピードも効率化も図ろうとするものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ということは、例えば具体的に網走だけしかやってないような施策があった場合、標準システムの中にその部分がカスタマイズというか、その標準システムに組み込めないから、その施策はできませんよと、そういうことにはならないということでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 基本的には全国共通、統一したものに合わせていく必要が方向性としてはあると思います。ただどうしてもやらなければいけないようなことがあれば、それはカスタマイズが可能かどうかについては今後仕様書が示されますので、現時点では不透明ということをおし上げております。方向性的には統一化して、結局統一化してカスタマイズをそれぞれの市町村でしてしまえば、結局スピード、それから何か改正あった場合も全部改修が必要になりますので、今、国、地方一体となって進めようとしている方向性とはそれは異なりますので、基本的にはそのような考え方で取り組んでまいりたいと思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の説明を聞くと、国が進めているデジタル化に各自治体と一緒に進んでいくというところなのでしょうけれども、各自治体自治体で住民の生活を守るための施策をいろいろ持っているわけですから、それを共通化することによって今までできたことができなくなってしまうようなことがないようにしなければならないですし、今の話でいくと、今のシステムのままでいけば特に支障はないのに、国が一生懸命進めているこのデジタル化によって自治体の負担が非常に重くなってくるのではないのかと。要するに国のシステム、そして今まで持っていた自治体のシステム、これは一緒に合わさらない部分も出てくるわけですから、2つ持たなければならぬということになりますよね。そういう部分では非常に非効率なのではないのかなと私は思うのですけれども、今デジタル化はこれからだということですから、これからしっかりと検証していただき、そして個人情報を守ることを市民に示して理解も得ながら進めていただきたいと思います。

デジタル化については以上で終わります。

○井戸達也議長 村椿議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時10分といたします。

午後2時59分休憩

午後3時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿議員の質問から。

村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、2項目目の地球温暖化対策について質問します。

地球温暖化対策については、私も2年前に環境問題ということについて質問させていただきました。その後、日本や世界で気候変動は毎週のようにニュースに流れてくるようになり、アメリカの竜巻など非常に大変な状況も今起こっており、気候危機が待たなしと感じる日が毎日のように起きています。そして国民の意識も変わってきていると思います。どうやってこの気候危機を乗り越えていくことができるか、真剣に考え取組を強化する必要があります。

まず、温暖化による影響がこの網走市内でどのように起きているのか確認したいと思います。

先月「進む地球温暖化、変わる食料基地」として農業や漁業で変化が起きているという新聞報道がありました。

網走市の農産物の種類や生産量にどのように変化が起きているのか。また、水産統計を見てみると、サケの漁獲量は減り、その他の魚種の漁獲量が増えている。これはブリの漁獲量が増えたことなども考えられると思いますが、網走市やオホーツク海ではどのような影響が起きているのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 地球温暖化による農業、漁業への影響についてでございますが、まず農業についてですが、網走の農業につきましては、皆さん御承知のとおり、畑作が主体となっております、その基幹作物は麦類、バレイショ、てん菜でございますが、これまでも自然環境や社会環境の変化に対応するために、品種の選択や品種改良及びそれに伴う営農技術の確立を図ってきたところでございます。

こうしたことから、近年の地球温暖化の影響による生産品目の変化は特に報告をされてないところでございます。また、生産量につきましても、その年の気象状況などにより多少の増減はあるものの温暖化に起因する大きな増減は特段報告をされてないところでございます。

また、一方漁業への影響についてでございますが、サケの来遊数の減少がここ数年見られておまして、以前はほとんど漁獲されなかったブリも年間で50トン程度ですが、毎年漁獲されるようになってきております。これは地球温暖化による海水温の変化などが一因であると考えられているところでもあります。

このような変化につきましては、市としては今後も沿岸環境モニタリング調査や各種資源量調査などの支援、水産統計資料などによるデータの蓄積を行いながらその変化の把握や分析を行いまして、関係機関と連携をして温暖化に対応できる漁業に向けて研究を続けていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 一部影響もあるということですので、今後も注視していただけたらと思います。

今年11月に開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議COP26が開かれました。石炭火力発電をなく

そうという国々が増える中で、日本やアメリカ、中国などが反対し、段階的に削減していくということになりました。

日本は世界第5位の排出国でありながら石炭火力発電にしがみつき、今年も不名誉な化石賞を受賞することになりました。また、日本の削減目標は2030年まで46%と世界から比べ非常に遅れた目標となっています。日本の方針に対する市の認識はいかがか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 政府は2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すと宣言しています。

当市では、地球温暖化対策実行計画の事務事業編及び環境基本計画の中で地球温暖化対策を推進してきたところでございます。

市としましても、省エネルギーを推進しながら、今ある資源を有効に活用した取組を進めていくことが必要と考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁が何か私の質問の答えになっているかどうかよくわからなかったのですけれども、要は石炭火力発電を国は減らそうとしているということに対して、網走市がどう考えているかということを知りたかったのですが、その答えはありましたか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今政府のほうは2050年カーボンニュートラル、脱炭素を目指すということを宣言しております。そんな中で、市といたしましても最終的にはそういうような方向に向けて動いていくと。市としましても省エネルギーを推進しながら、今網走市にあります資源を有効に活用した取組を順次進めていくということが現在の考え方でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。すみません。

国の進め方について、国も進めているよという認識をしているということですね。

次に、原子力発電を再稼働、伊方原発が先日再稼働し始めました。全国で稼働中の原発は伊方3号機を含め5原発8基となりました。岸田政権は稼働原発をさらに増やす方針です。

今も被害が続く10年前の東京電力福島第1原発の

事故に反省もなく再稼働を推し進めることは安全神話の復活そのものであります。

原発はコストが高く、廃棄物の処分さえ決まらない、そういう発電所であります。それを再稼働させるのではなく廃炉をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 電力は市民生活と事業活動にとって必要不可欠なエネルギーであると考えております。

市におきましては、太陽光発電やバイオマス発電が立地しており、また風力発電についても立地計画が進められております。しかし、再生可能エネルギーによる電力の供給技術が進展しない限り、現在の電源構成を変えていくことは非常に厳しい課題であると認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の電力の構成の中では原発を止めることは難しいということでもありますね。

次に、網走市役所の地球温暖化対策実行計画について伺います。

網走市の温暖化対策の取組は実行計画に基づいて行われていると認識しておりますが、対策はどこまで進んでいるのか。進捗状況はどのような状況なのか。さらに見直しの予定はあるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市の地球温暖化対策実行計画事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成19年度から実施しております。現在の計画は第3期目であり、平成29年度から令和3年度までの計画期間となっております。

平成27年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量2万2,365二酸化炭素換算トン、令和3年は10%削減する目標としております。なお、令和2年度では1万7,080二酸化炭素換算トンとなっていることから、現状では目標を達成している状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 目標は達成しているということでもありますね。

この実行計画の見直しの予定はどのようになっていますか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 カーボンニュートラルを目標にすると削減量が少ないという状況はございま

すけれども、しかし現状では電力会社から供給される電力と車両や暖房及び供給のエネルギーについては化石燃料を使用していることから、この仕組みを抜本的に変更しなければ大きな削減は難しいと考えております。

○井戸達也議長 村椿敏議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

実際、私はこの削減の現状自体はかなりまだまだ少ない状況なのかなというふうに思っただけですが、今の答弁ですとほかの部分についても進めていくって削減していくということでもありますね。了解しました。

見直しの予定ですね、令和3年度まで続いていると。令和3年度までの計画だということですが、この後またすぐに見直しをするというふうに考えてよろしいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 令和3年度までの計画となっておりますので、その後見直し等々というのは国からの方針もございますので、それも含めて総合的に計画をしていきたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問に移ります。

住環境改善補助金制度（住宅リフォーム助成）がありますが、毎年利用が進んでおります。リフォームによって断熱工事も行われていると思いますが、現在の補助事業の内容について伺います。

また、長期優良住宅制度や低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅の建築状況はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 平成28年度に運用を開始した住環境改善補助金制度は、住環境を改善するため既存住宅を改修する工事に対し補助をするものであります。補助対象項目の一つに省エネ化を図るものがあり、窓、玄関ドア、床、壁、天井などの断熱改修のほか、省エネボイラーなどの設備更新も対象としております。

申請状況については、昨年の全申請件数256件のうち他工事との重複も含め42件で断熱改修が行われ、本年度は11月末現在215件のうち45件となっております。

また、長期優良住宅などの建築状況ですが、過去5年の平均で長期優良住宅が年間14件で、本年度も

現在までに14件建築されております。

低炭素住宅は、過去5年の平均で年間一、二件に対し、本年度は既に3件建築されております。

なお、ゼロ・エネルギー住宅建築の届出はございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 年々進んできているのかなと思います。

そして、脱炭素、省エネ・再エネを大規模にこれから進めていくためには、電力、産業、運輸、都市、住宅など、社会のあらゆる分野で取り組むことが必要であります。省エネ対策を取る小規模事業者、個人住宅に対する補助制度を市は国に求める必要があると思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 住宅関係において、国では昨年度に引き続き本年度も地域の中小工務店等が整備する長期優良住宅や低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅に対して補助を行う地域型住宅グリーン化事業を実施しており、また本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、高い省エネ性能を有する住宅に対し最大100万円相当のグリーン住宅ポイント制度を実施しております。

さらに、国は現在2021年度補正予算案にて、子育て世帯などが省エネ性能の高い住宅を購入する場合、最大100万円を補助する制度を設けるための関連経費を計上しております。

このように国は、省エネに関する補助制度を創設し省エネ住宅の普及に向けた取組を進めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁にもありますように、やっぱり新築の住宅に対する助成制度は増えてきているのだなというふうに認識します。これからどんどんまだ続いていけばいいなと思います。

次の質問に移ります。

今のリフォーム助成、今の新築ですけれども、その前のリフォーム助成以外にも市が行っている事業があればお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 リフォーム助成以外で市が行っている事業といたしましては、建築課が所管しております網走市住環境改善資金補助制度があり、その中で太陽光発電システム新規設置、ペレッ

トストーブ新規設置に対する助成も行っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それに加えて、さらに様々な補助事業にも取り組んでいただきたいと思います。

次の質問ですが、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体というのが増えております。2021年10月29日には40都道府県、287市、116町、24村に及んでおります。網走市もこの二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体として表明すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村はその区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとされております。

こうした制度も踏まえつつ、昨今脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むことを表明した地方自治体が増えつつあります。

当市がゼロカーボンシティを宣言することにつきましては、引き続き脱炭素化に向けた次世代技術の進展について情報収集をし、状況を把握しながら取り組むべきものと認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 状況を見て進めていきたいということですが、環境省の11月末の情報が出ておりましたが、1か月の間で東京の2区、そして全国の8市3町がさらに増えております。今全国の人口の88%に及んでいる状況です。こういう動向を見てすぐに実質ゼロの表明をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

新庁舎の建設に当たり、ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB化の検討が行われておりますが、現在の状況について、また見通しはどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 庁舎整備推進室長。

○立花学庁舎整備推進室長 新庁舎のZEB化の検討状況についてでございますが、これまで新庁舎建設基本設計に基づきまして、環境に配慮したZEB Ready庁舎を目指すために、空調の一部に地中熱を活用することや、断熱工法やガラス等の外気性能、照明のLED化、太陽光発電の活用など、ZEB化の検討を進めてまいりました。

現在におかれましても、ZEB化実現に向けて内容を精査している状況でありまして、詳細なZEB化の検討結果、ZEB化の方向性につきまして、今月中に御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。近々報告されるというふうに認識いたします。

そして、市役所の施設だけの取組だけでは温暖化の防止は進みません。地球温暖化対策推進法が改正され、今まで政令指定都市などではその区域の自然的、社会的条件に応じた再エネ利用促進などの施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとすると、今まで政令指定都市にはそのようなものだったのですが、それ以外の市町村は目標を今度は定めるような、定めることを努めることになりました。

網走市は「流水の来る街」であり、温暖化防止に本格的に取り組むとなれば、注目される要素がたくさんあると考えられます。区域施策をつくる必要だと思えますし、追求する必要があると考えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市では2050年までに脱炭素や再生可能エネルギーの活用を推進して、グリーンなまちの実現を目指すため、地域再生可能エネルギー導入に関する計画を策定することについて検討しております。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編についても、次年度において併せて検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 区域施策をつくることを検討しているということで理解しました。ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

学校での取組についてであります。

2021年6月2日に改正温暖化対策法が成立し公布されたことを受け、環境省は文部科学省との連盟で、全国の教育委員会に対し地球環境問題に関する教育の充実について通知を出しました。

国民一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要であり、持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取

ることができるよう地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが求められております。

NPO法人気候ネットワークという団体では、小中高生から作文などを募集しております。地球温暖化を防ぎ安心して暮らすことができる社会をつくりていくために、子供たちが学び、考え、実践などを後押ししております。

一方、網走市の学校教育計画では、体験活動、環境教育の推進として、自然環境や環境問題への関心を高める環境教育の推進に努めるとあります。具体的にはどのような取組が行われているのか伺います。

また、温暖化について学べる施設として、オホーツク流氷館の見学は行われているのか。そしてどのような状況なのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 新学習指導要領に環境教育が示されておりまして、各校はそれに基づき教育課程を編成しております。

具体的には道徳科の中で、全ての学年において自然環境について考える場面を設けているほか、社会科、理科、関連する学習として生活科、家庭科、技術科、保健体育科、総合的な学習の時間などでも環境教育を扱っております。

当市では、網走市学校教育計画に七つの施策のカテゴリーを設けており、その一つに「豊かな人間性の育成」で体験活動、環境教育の推進について示しております。

具体的には、小学校社会科での廃棄物処理場や上下水道等の見学や理科での自然環境に関わる体験的な学習などが行われているほか、総合的な学習の時間帯では地域の特色を生かし、網走川や藻琴川などの河川、網走湖や能取湖などの湖、さらには農地や森林など網走の資源を題材に探求活動が進められています。

教育委員会では、教育課程の編成について必要に応じて指導・助言を行うとともに、実際の体験活動を行う際には移動に係るバスなどの助成や手配を行っているところでございます。

なお、オホーツク流氷館の見学につきましては、地球環境学習のほか、ふるさと学習としても位置づけられ見学が行われているところです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 様々な環境教育がされていると認

識しました。

ただ、今の流氷館の見学ですが、年に何回というか、どのような頻度で行っているのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 流氷館への訪問なのですから、流氷館に行くかどうかは学校がその教育指導要領に基づき計画を立てるものですから、必ずしも全てが行くわけではございませんが、令和3年度につきましては5校、今のところ5校。去年はコロナもあって少なくても4校というような状況となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 コロナの影響があるということはわかりました。

ただ、今回流氷館が来年度にリニューアルする計画であります。その計画の中には、流氷の役割や流氷を守ることは地球を守ること、網走は地球温暖化の最前線にあるということ伝える計画もあります。

流氷館を見学し温暖化の変化を体現できるよう、学校では年1回の見学などを検討してもいいのではないかと思います、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほども申しましたけれども、環境教育はほかにも申しましたとおり、川や湖や農地や森林を使ったりとか、様々な環境教育を各学校が選択してやっているような状況がございますので、流氷館だけに特化して行ってくださいというのはなかなか難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 難しいということですが、先ほど言ったように温暖化対策のことについて、子供たちにしっかり考えていただくには流氷館に何度も訪れられる、そういう仕組みも必要なのかなと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

札幌市では市の公共施設、学校、市有地などに太陽光発電施設を設置し、省エネ対策を率先して実施しています。

実行計画をさらに進めるためにも、網走市も太陽光発電施設を設置すべきと考えますが、計画などはされているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 2050年のカーボンニュートラルを目指すのであれば、再生可能エネルギーを利用した設備を整備していくことが必要であります。

現時点では計画はありませんが、既存施設においても再生可能エネルギーの導入の可能性について研究していく必要があると認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ検討をお願いします。

新しい温対法によって、再生可能エネルギーへ大きくかじが切られることとなります。ただし、再生エネルギーによる乱開発の規制と住民合意、これは不可欠であります。

再生エネルギーの地域づくりは住民自治と地域主導で進められるべきであり、住民や地域が主体となって目標の計画の策定、ゾーニングの設定、支援窓口の設置などが必要です。

全国134自治体で、この再生エネルギー条例というものが制定されています。岡崎市の条例では、住民説明会開催を規定したり、中津川市の条例では利害関係団体との協定締結の義務化、そして抑制区域や禁止区域を設定する条例も66自治体で制定しております。今回、斜里町では再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例を12月議会に上程すると聞いております。

国定公園を抱える、そして緑豊かな網走市を次世代に残すためにも、再生可能エネルギー条例の制定を検討すべきと考えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 再生可能エネルギー条例の制定についてでございますが、施設を設置することが原因で景観を損ねる、土砂が崩れるといった事例があることから、市民の安全・安心な生活を守るため、再生エネルギーと環境保全の調和を目指した条例について、先進自治体の例を参考に研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今、灯油の価格の高騰によって多くの市民が影響を受けております。今回、市は非課税世帯への1万円の助成を行いました。今後もこのような状況は続くと思われれます。

イギリスでは、暖房で適正な室温を維持するため

に、世帯収入の10%以上を費やさなければならない家庭、この家庭を燃料貧困と規定し、対策を進めております。対策の一つは、建築物の断熱性能の改善、それが政策課題となっております。

公営住宅が高断熱であれば、暖房費を削減でき、エネルギー貧困から脱することができます。札幌市では公営住宅の断熱化の試験施工も始めています。

市営住宅の高断熱化を図ることが今後必要と考えますが、現在市の計画はあるのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市営住宅の省エネルギー性能については、平成4年の省エネ基準以前に建設された市営住宅は現行の公営住宅整備基準の技術的助言の断熱基準を満たしておりませんが、現在の網走市公営住宅等長寿命計画においては、高断熱化を図る計画はございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今のところ計画はないということですね。

いま一つ、そもそも住人の実態がわかっていないということも問題なのではないかと思えます。温暖化防止の重点施策として今後取り組んでいくためにも、自治体として調査を始めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 先ほどの札幌市の公営住宅の断熱化試験施工は令和2年10月に、その効果検証が札幌市のホームページに公表されております。メリットとしては、住棟全体としての灯油使用量が18.9%削減となっており、エネルギー使用量削減効果が見受けられます。しかし、課題としては一般的な外壁改修と断熱改修とで2倍を超える工事費の開きがあり、ランニングコストの低減分で増加した工事費を賄うことは難しいとされております。

市では現在優先度の高い長寿命化を図る工事を実施しているところであり、札幌市の断熱化試験のメリット・デメリットの結果から、当市においては断熱化改修を優先して実施する状況にはないことから、現在実態調査を行うことは考えていないところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁では、灯油の使用量が約18%削減できると。そしてランニングコストの比較ということをするとなりにくいということなのでしょうが、温暖化をストップするというはこのコスト

以上のものがあると思えます。

区域の実行計画、これからつくっていくということではありますが、この区域施策をつくることで今後省エネによるCO₂削減の計画がさらに進むことになると思えます。ぜひ実態調査をして市営住宅の断熱化、そして民間アパートの断熱化なども今後どんどん進めていただけるように求めて、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 ここで申し上げます。

やがて定刻になりますが、会議時間を延長しますので御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後4時といたします。

午後3時48分休憩

午後3時57分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本浩子議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー 公明クラブの永本でございます。

私はさきに通告させていただきました3項目につきまして質問させていただきます。

それでは、まず第1項目めの釣り人と漁業者の安全確保についてお伺いいたします。

秋サケ釣りの季節になると、市内外から多くの釣り人が網走に来て、藻琴海岸や帽子岩、二ツ岩などの岸壁にさおがぎっしりと並んでおり、最近では小型ゴムボートで釣りをする人も急激に増えております。ここ数年の秋サケ釣りの現状についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 近年の状況についてですが、網走港においては毎年9月頃からサケやマス釣りのために多くの釣り人が訪れにぎわう一方で、一部の釣り人にとっては立入禁止区域に侵入する違反行為が多数見られたところですが、昨年からは陸域では警察が立入規制に対する取締りを強化したことで、西防波堤や新港地区などの立入禁止区域における違反者は激減したと考えております。

しかしながら、西防波堤の西側の水域などは秋サケが川の遡上前に滞留するエリアとなっており、また北海道の河口規制の対象区域にもなっていないことから、そのポイントを船舶を使い釣りをする方が増加している状況にあり、中でも規制緩和により手軽に使用することが可能となった操縦免許不要なゴ

ムボートの利用者が増加していると認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 取締りが強化できた陸域のほうはかなり減っているけれども、まだ水域のほうは今回ゴムボート、ミニゴムボートがかなり増えているというのが現状ではないかと思えます。

高齢化が進み、退職後の趣味として釣りを楽しむ方も増え、そこにコロナで自粛要請が続く中、密にはならず楽しめることもプラスして釣り人が急激に増えたのではないかと思うところですが、そんな中で、本年11月ゴムボートが横波を受けて乗っていた3人が海に転落、一人が死亡するという大変ショッキングな事故が起きてしまいました。この死亡事故に対する市としての認識と課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 11月2日に二ツ岩付近において、ゴムボートが波を受け傾き投げ出された3人のうち1人が死亡するという痛ましい事故が発生しております。今回の事故が発生した場所は二ツ岩の沖で、網走市が国から管理委託を受けている港湾施設ではありませんでしたが、帽子岩付近で釣りをしたゴムボートを出した二ツ岩へ戻る途中の事故と聞いております。

このような事故防止のため、今年につきましては10月3日及び10月9日に市が調整を取り、海上保安署、警察及び北海道等と共同で安全航行や航行ルールに関する啓発活動を実施しているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 そういった形で啓発に関しては市も動いてくださっているということは私もよくわかっているつもりですけれども、昨年もゴムボートの転覆事故が起きました。また、夜間の無灯火航行による漁船とのニアミスも発生していましたことから、本年3月の代表質問で重大な事故が起きる前に早急な対策が必要ではないかとの当会派の質問に対して、市のほうからはゴムボートの出入りを目的として利用されている斜路に固定式のバリケードを設置して使用の制限をすると答弁がありました。このバリケードの効果について、市はどのように分析されているのでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 今年バリケードを設置し

た船入場、物揚場の斜路は占用許可により網走漁協が通年で使用している施設になりますが、漁業活動に影響のない範囲で一般の釣り客等も利用してきたところでございます。

また、操縦免許が不要なミニボートの利用者が急増していることを背景として、安全に対する認識不足、ルールやマナーが守られていないボートの利用者が見受けられ、斜路を使用している漁業者の作業に支障を来すようになったことから、斜路に固定式のバリケードを設置し使用の制限ができるようにしたものです。

バリケードは7月下旬に設置を完了しており、斜路を使用する漁業関係者に管理をしていただくことで適正な作業が行われ、またこの斜路からボートを下ろすこともなくなったと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私も漁業者に確認をしたところ、バリケードについては確かにつくる前の無断駐車の数、またそこからボートを出そうとする人の数も本当に減っているのもわかっておりますし、このバリケードについては漁業関係者の方も市の対応が早く大変感謝しておっしゃっておりますので、確かに効果はあったのだと思います。

ところが、多いときには一日に50隻以上のゴムボートが見られる日もあったようで、残念なことに心配していた、先ほど言った死亡事故も起きてしまいました。ということは、バリケードの設置によって漁業者の方が使う船入場、物揚場からのゴムボートの出航はなくなったものの、今度は制限のかかっていない別の場所からゴムボートを出しているのではないかと思います、市の認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 制限のかかっていない場所からのゴムボートの出航についてでございますが、砂浜や二ツ岩付近からゴムボートを下ろす、または川筋から下ろすなどの分散も見受けられることは認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 やはりこちらが手を打てばその抜け道を探して、まるでいちごっこで悩ましいところですが、漁業関係者からは「船の航路に突然ゴムボートが出てきて危険極まりない」「万が一事故が起きれば漁業者の責任になってしまう」というお声を昨年も頂いておりました。そしてまた今回

の死亡事故を受けて、さらに「風が強くなるとたくさんさんのゴムボートが網走港内に入ってくる」「商船が来たときも管理ができない」「船が入ってくる航路やアンカーを下ろす錨点がある港内には入らないでほしい」、そして「港内へのゴムボートの侵入を禁止してほしい」とのさらに切実なお声を頂いております。

ゴムボートは漁船のレーダーには映りません。波が高いときや暗い早朝だと目視での確認も難しくなります。サケの定置網付近で釣りをする人も多く、漁業者にとっては大変迷惑です。

長さが3メートル未満で出力が1.5キロワット未満の小型ゴムボートは値段も手頃で船舶免許も要らず、法令に基づく船舶検査も要らないため、船が行き交うときは必ず右によける等の操船に関する知識がない人が多く、衝突事故の危険性が非常に高いと言われております。そして、幾ら注意喚起をしても、7割以上がオホーツク管内以外から来ていて、釣る人は毎日変わるのでなかなか伝わらないのが現状です。

今後、高齢化はますます進み、退職後の趣味の釣りは増えると見込まれ、一度サケ釣りの醍醐味を味わった人はもうやめられないとも言われており、コロナが収束したとしても秋サケ釣りの人口は増える一方ではないかと推測されます。

先ほどの答弁にもあったように、陸域については立入禁止区域が増え警察等の取締りも強化されていると思いますが、水域については規制がないため取り締まるための根拠となるものがないのが現状です。難しい課題も多いことはわかりますが、釣り人の安全確保のためにも、また当市の大切な基幹産業である漁業を守るためにも、国から市に管理を委託されている網走港内にはゴムボートの侵入を禁止する措置を取るべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 操縦免許が不要なゴムボートについては、平成15年の船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、レジャーやレクリエーション目的の船舶使用の拡大のため、規制緩和をされた経過がございます。

当市においても、手軽に釣りを楽しめる手段として近年増加していると認識しておりますが、安全に対する認識不足、ルールやマナーが守られていないゴムボート利用者が見受けられることも事実でござ

います。

市としても港湾内の安全確保は重要と捉えており、これまでも国から管理委託を受けている陸域の施設において平成27年度にHACCPによる立入禁止区域の追加を行い、その安全確保を図っております。水域においても、港湾法上の航路、泊地の管理委託を受けている施設であることから、その施設に関する安全確保の観点から禁止行為について海上保安署、警察、開発局など関係機関と協議をしております。

今回の事故を踏まえた上で、海上保安署、警察、国や道などと連携をし、海における安全確保の啓発を継続して行い、取組を進めていきたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ただいまの答弁で、水域においても禁止行為などの規制について関係機関と協議中ということがございましたけれども、ということは、ゴムボートの侵入禁止に向けてその手法等を協議中という認識でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 繰り返しとなりますが、市といたしましては、国から管理委託を受けている水域施設内での事故防止のため、どういったことができるかという視点で関係機関と協議をしております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 啓発だけではなかなか難しいということはおもう明白になっているかと思えます。また、陸域については立入禁止区域を広げることできちんと取締りの効果も出ているということで、海保にしても市にしても警察にしても、取り締まれるその基準をつくるということが一番大事なのではないかと思えます。事故が起きてからでは遅い。また、漁業者側が加害者になる可能性もあります。そうならないためにも、きちんと手を打っていくことが大事なのではないかと思えます。

現実、去年は転覆事故、ニアミスあり、今年はさらに死亡者が出たということで、確率は本当に高くなっているのではないかと思いますので、どうかこういったことを肝に銘じて、ぜひ前向きな協議をお願いしたいと思います。

また、ゴムボートを販売している業者等に、購入者への操船の基本知識や注意事項の周知に協力していただけるよう依頼したり、講習会の実施を国や道

にも積極的に働きかけていただきたいと思います
が、この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 講習会については、合同の啓発活動の際、海上保安署がゴムボートの利用者の安全航行や航行ルールの教育方法の在り方が課題と認識しているとのことでした。

また、ゴムボート販売店への対応についてですが、海上保安署や道ではゴムボートの利用に当たっての安全知識やルール、マナーなどについて記載された冊子やチラシなどをゴムボートの販売店等に配布し注意喚起を図っていると聞いております。

また、網走の海上保安署においては、市内の釣具店及び北見市の販売店に同様に行っていることを確認しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々動いていただいているということはわかりますけれども、本当にそれだけでは現実が変わっていない。午前中の質問でもありましたけれども、趣味の枠を超えた方たちが今大変多く網走に来ているという、そういったところに対してはやはりきちんと侵入禁止なり何かの規制をきちんとつくっていくということが大事になるかと思っておりますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思いません。

次に、海岸や岸壁などの陸域での釣りも含め釣り人のマナーについてですが、本年10月、場所取り用として並ぶくいやさお等、約80本を抜く撤去作業をオホーツク振興局と網走警察署が行ってくれましたが、翌日にはまた同じ光景が見られるという、本当に残念な結果でありました。1回の見回りで1,000本以上のくいやさおを発見したこともあり、場所取りをめぐる釣り人同士のトラブルも多く、マナーは極めて悪いと言われております。

地元の釣り人に聞いたところ、高いさおや魚をすくい取るタモも油断しているとすぐに盗まれるし、釣ったサケの筋子だけを取ってあとは捨てていく人がとても多い、ごみの始末もしないでそのまま捨てていく人もたくさんいるという話も聞きました。また、マナーという観点ではありませんが、藻琴海岸で釣りをしていた方が、テント内で一酸化炭素中毒のため亡くなっていたという悲しい事例もありました。

当市といたしましては、こうした釣り人のマナーの現状と改善への周知・啓蒙、対策をどのように考

えているのかお伺ひいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 釣り人のマナーの周知・啓蒙についてですが、港湾区域内においては、モヨロ地区の一部に砂浜があり、その砂浜で場所取り用のくいを立てて不法占用する行為が見られたため、そうした行為を禁止する看板を設置しております。

その他にも従前より、ごみや釣った魚の内臓などの投棄、無断駐車、排せつ物の問題などについて、釣り場周辺の住民より苦情があると承知しております。こうした苦情等には、それぞれの土地及び施設の管理者が必要に応じまして、マナーの啓発の貼り紙や看板、駐車場や仮設トイレの設置などの対策を実施しております。

引き続き、各管理者や警察などとともに連携しながらマナーの改善と周知・啓蒙を進めてまいりたいと思ひます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 つい先日、網走海保が昭和25年に設置されてから初めての試みということで、網走海保だよりを創刊し、町内会の回覧で閲覧できるようになったと伺ひました。創刊号では陸釣りを安全に楽しむためにとの見出しで、様々な角度から注意喚起をしてくれております。

また、釣りではありませんが、一時停止をしないドライバーが多く事故が頻発していた交差点で、子供たちの「止まってくれてありがとうございます」という音声を流したところ、一時停止する人がかなり増えたという事例もあるようです。

マナーを守りながら釣りを楽しんでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、皆さんが安心して釣りを楽しめるように、知恵を絞った周知・啓蒙をお願いしたいと思ひます。

また、斜里町でも釣った魚の投棄や漁業作業地での迷惑駐車、大量の排せつ物による悪臭が問題となり、ごみの量が1,000リットルを超えた場合に漁港の利用を規制する基準を設定し、人気の釣りスポットである知布泊漁港では10月7日に基準値を超えたため、翌8日から立入禁止にしたと報じられておりました。やはり周知・啓蒙だけではなかなか変わらない方たちに対しても、網走でもこうした利用を制限する基準が必要なのではないかと思います。

また、釣り人の方からは「有料化にしてもいいから、マナーと安全対策をして、ちゃんと取り締まってほしい」という声もありますがいかがでしょう

か。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 漁港の利用制限につきましては、釣り人の無断駐車により漁業活動へ支障が出ているケースや、漁港内での魚の解体やごみの不法投棄などが発生しており、看板設置などによる啓発を実施しているところであります。

漁港施設における釣りの有料化につきましては、管理者である北海道の管轄となりますが、本件につきまして北海道に確認をしたところ、漁港は漁業活動へ支障や危険行為以外には自由使用が基本となるため、道内では例がなく、現行法令上では難しいというお答えを受けております。

また、遊漁船やプレジャーボートの遊漁の有料化につきましては、実際に知床でサケ遊漁のライセンス制が導入されているため、北海道が規則を定めることにより可能でございますが、手続の整理や管理費の捻出などの課題があるということが認識しておりますが、北海道ではこの対応を検討するというところを聞いています。

また、安全対策といたしまして、現在は能取漁港、二見ヶ岡地区と鱒浦漁港の斜路では船舶検査付のゴムボートが使用できる状況となっておりますが、漁港管理者である北海道と協議を行いまして、ゴムボートの使用を制限することを検討するとともに、引き続き海上保安署、北海道などと連携を取りながら、遊漁船の安全航行について周知・啓発を進めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ、私も何枚も写真を見せていただきましたが、本当に漁業者の方が悲鳴を上げるのがわかるなというぐらい物すごい数の人が釣りをしています。そして、もうその後、腹だけ割いて捨てられたサケがたくさん置かれているという、本当にそういった状況を見られておりますので、しっかりとその辺のところの対策、手を打っていただきたいと思っております。

同じく斜里町で、町内で釣りをする人が釣った魚の数を初めて調査したところ、8月から10月までの3か月間で延べ4万6,000人がサケ・マス計7万9,000匹釣っていたとの推定結果が発表されました。この数字は斜里町内の川を遡上するサケの約3割に当たる6万2,000匹、マスも約3割の1万7,000匹が釣り上げられていたと考えられるということでした。中には、長期滞在をして一人で100匹以上を

釣る人もおり、川では釣り人が河口を塞ぐように並んで釣ることで遡上が妨げられているため、こうした釣り人の行為が資源量の減少の一因にもなっているのではないかと心配する声もあるようです。

秋サケの水揚げ日本一を誇ってきた斜里町ですが、近年は深刻な不漁に見舞われており、これは網走も同様です。地球温暖化による海水温の上昇で、サケの最適水温域がオホーツク海沿岸から離れてどんどん上に行っているのが大きな原因とも言われておりますが、オホーツク管内の各漁協は、秋サケ漁の年間漁獲高の6%をさけ・ます増殖事業協会の運営費に拠出して稚魚の放流事業などに取り組んできました。さらに近年の資源量の激減を受けて、漁業者は漁期を短くするなど収入を減らしてでも資源確保に努めております。趣味の釣り人だけが規制もなく何匹でも釣れるというのはいかがなものかという声もあります。こうした資源量への影響と対策を市はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 遊漁によるサケ資源への影響についてであります。当市では斜里町のような調査は実施しておりませんが、当市での沿岸、河口、沖合における遊漁の状況を鑑みますと、当市においても斜里町と同様に相当量の資源が遊漁により採捕されているということは推察されているところであります。

サケ資源につきましては、ほとんどが増殖事業による資源でありまして、漁業者は資源確保のために事業経費を負担するとともに、安定的に増殖事業を行うために様々な自主規制をしながら漁業を営んでおります。

一方で、遊漁者に対する規制は一部河川における河口規制と漁法の制限のみとなっているところでもあります。

近年、全道的なサケの来遊数の減少によりまして、他地区では卵が十分確保できないため、網走川からも多くの親魚が提供されるなど、全道のサケ資源を支える重要な河川となっているところでもあります。

また、資源の底上げや遺伝的多様性の確保などの観点により、自然産卵も注目されておまして、現在河口規制がされていない河川についても、河口における遊漁を規制すべきとの意見も今出ているところでもあります。

当市においてサケは基幹産業でありまして、水産業のみならず地域経済において非常に重要な漁業資源となっております。そのため、市としても資源の保全、漁業の安定的持続、安全性の確保からも遊漁による影響や対策について、北海道をはじめとした関係機関と対応、対策について引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 今お話があったとおり、本当に網走川、また斜里川で捕れたサケの稚魚は雄武から知床までの10環境に送られております。もし網走が、また斜里が駄目になると、オホーツク全体が大ダメージを受けることとなります。責任は重大であり、真剣な取組をお願いしたいと思います。

また、昨日開かれた漁協理事会においても、この問題は本当に真剣に取り組んでいただきたいということで、まずは網走の英断を期待しますというお話も出たようですので、ぜひこの辺のところを真剣に取り組んできちんと規制が取れるようにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、フラワーガーデンはな・てんについてお伺いいたします。

昨年からのコロナ禍でインバウンドを中心とした観光客は激減し、観光業界としては厳しい状況が続いていた網走ですが、ワクチン接種が進み緊急事態宣言も解かれ、道内外からの観光客が増えつつある現在、オミクロン株の拡大への懸念はあるものの、来年からのアフターコロナを見据えて当市も様々な観光誘致事業に取り組んでいるところです。

そうした中であって、長年ボランティアの皆さんが取り組んでくださったフラワーガーデンはな・てんとは夏の観光資源としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 アドプト・プログラムを導入してから来年で20年を迎えます、はな・てんとは夏季のスポットとして広く認知をされ、現在でも多くの皆様に来園を頂いており、とりわけコロナ禍において3密を避けた屋外型の資源への注目が集まっているものと認識をしております。

また、はな・てんとは市民ボランティア団体や企業によって花園の管理が行われており、まちづくりに対する市民意識の醸成にもつながっていると考えており、加えて天都山エリアには平成29年に天空の

里倶楽部が設立され、天都山地区の魅力向上に取り組んできており、はな・てんとも来訪動機の創出や天都山周辺の滞在時間の増加にも寄与していると認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 今年20年、来年ですか、ということで、ひとつ節目を迎えるのははな・てんとですけれども、私も毎年見に行ってはオホーツクブルーの空の下、色とりどりの花々が咲き誇る、その美しさに感動し、写真をフェイスブックにアップしております。全国の多くの皆さんからたくさんの「いいね」をもらい、「きれいですね、一度見に行ってみたいです」といった高評価のコメントを頂いており、網走の夏の観光スポットとして定着している大切な観光資源だと思っております。

このはな・てんとは今お話がありましたが、網走市と市民の皆様が養子縁組をするというアドプト・プログラム方式で行政とボランティア団体とが協力しながらやってきております。はな・てんに行くのと、御協力いただいたボランティア団体の名前が掲示されておりますが、年々減ってきているのではと心配をしております。ボランティア団体の数や構成メンバーなど近年の推移はどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 直近のはな・てんのボランティア参加者数についてですが、平成28年度は41団体855名、平成29年度41団体963名、平成30年度38団体824名、平成31年度35団体564名、令和2年度30団体500名、令和3年度43団体584名となっております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 途中、令和2年度までかなり下がっていたところ、令和3年度43団体に盛り返して人数も少し増えたということで、少し安心するところではありますけれども、本当に多くの方々に御協力いただいています感謝でいっぱいです。また、近年は高校生や農大生など若いメンバーも参加してくれていて、本当にうれしい限りであります。

しかし、本年ちょっと若干生育状況にもよったのかもしれませんが、少し土が見えているところがあったときもありまして、そういったところを見て少し心配はしておりました。担い手の皆さんの高齢化とコロナの影響が今後じわじわと出ることが予想される中で、ボランティアとしてはな・てんとに携わ

るのが大変になる企業なども出てくるのではないかと
といった懸念もありますが、市としては今後の課題
と対策をどのように考えているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 はな・てんと今後の課
題は、議員御指摘のとおり、ボランティアの皆様の
高齢化が進み担当する区画面積の縮小を希望する団
体が増加し、現在の面積をボランティアのみで維持
するのが困難になりつつあることと、例年同じデザ
インでモチベーションが上がらないなどの御意見も
頂いている部分が挙げられると考えております。

これらの課題につきましては、はな・てんと運営
協議会の皆様と協議を重ね、参加団体の確保やフラ
ワーガーデンの維持に努めてまいりたいと考えてご
ざいます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もデザインが毎年同じでマンネ
リ化しているのではないかとこのことを御意見頂い
たこともあるのですけれども、先日フリーペーパー
のほうに、今回はちょっとデザインを、来年です
ね、変えて取り組んでいくというようなことが載っ
ておりましたけれども、その辺のところはどんな感
じになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 まだちょっと詳しいデザ
インのほうについては、これから考えていくとい
うことになるのですけれども、道内のほかの花園管
理しているところで非常に斬新なデザインをやって
いるところがありますので、そういった部分を参考
にしながら今後さらに検討していくというような段
階となっております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 デザインを変えたり、植える花の
種類をちょっと工夫するとか、様々多分検討はし
ていただいていると思いますが、そういった対策を取
りながらボランティアの皆さんともよく話し合いな
がら進めていただきたいと思います。やはり今後
の少子高齢化の時代を考えるとボランティアの皆
さんだけであの敷地を花で埋め尽くすのは難しい
状況になるのではないかと懸念しております。

しかし、網走の大切な観光資源であるはな・て
んとを長く維持していくためには、そのときになっ
て慌てるのではなく今から様々なやり方を検討し
ていくことが必要だと思います。例えばはな・て
んの真ん中部分だけを業者に委託して、プロでな
ければ

できない少し手の込んだデザインにして、その両
側を今までどおりボランティアの皆さんにやって
いただくというやり方など、どこかの時点で民間
業者への一部委託ということも視野に入れていか
なくてはならないのではないかと考えますがいか
がでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍による影響
も含めまして、参加を見合わせる事業者が増えて
、今後参加団体が減少し、アドプト・プログラム
ではな・てんとを維持管理することが困難になる
ことも想定されますので、今御提案のありました
区画の一部を業務委託することは選択肢の一つ
であると考えます。

議員御提案の区画の一部業務委託につきま
しては、はな・てんと運営協議会において、今
後の在り方も含めまして議論してまいりたいと
考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 網走はふれあいの家もそう
ですけれども、ボランティアの方たちと市が協働
しながら本当にすばらしい体制をつくってきた
わけなのですが、やはり高齢化というのは避け
ることのできない問題であり、そして人口減少
、少子化ということでそういったところをぜひ
話し合いを進めながら維持できるようにお願い
したいと思います。

また、現在は参加団体の名前が掲示されて
おりますが、各団体の皆さんの写真も掲示し
ていただければボランティアの皆さんのモチ
ベーションも上がり、訪れた人たちも、こ
ういう人たちがやっているのだなという親
近感も湧くのではないかと思います。自分
たちが植えた花を持ちながら、やって
くださったボランティアの方たちの笑顔
の写真が名前だけではなくてしっかり
掲示されるようになると、またひとつ
違ってくるかと思いますがいかが
でしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 定植作業の終了
後に里親の皆様の写真を撮影いたしまして、
現在も観光協会のホームページに掲
出してはおりますが、今後参加団
体の希望を確認した上で、施設内
の別の来場者の目につきやすい箇
所に里親紹介の写真が掲示でき
ないか検討してまいりたいと考
えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひぜひ検討して
いただきたいと思います。

思います。

そして、また網走の場合、こうした里親という形でやっているということも多分知らない方が多いのではないかと思いますので、そういったこともわかりやすく掲示していただいたり、また午前中古田議員の質問の中で、体験型の観光ということも提案がありまして、お昼休みに、例えばはな・てんとを上から見られるような体験型ということなども考えられたりすると、またセットで人気スポットになるのではないかという話も出ましたので、様々な角度から網走の観光が進み、はな・てんとも維持できるように持って行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

最後に、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。

子宮頸がんワクチンは2010年から公的助成がスタートし、2013年4月に小学6年生から高校1年生までの女子を対象に定期接種化され、無料接種体制が整えられました、しかし、接種後に全身の痛みやけいれんなどの訴えが相次ぎ、僅か2か月で積極的勧奨が差し控えられ、その後訴訟問題にも発展したことから、実質接種勧奨中止のまま約8年間が経過しております。しかし、この間海外の大規模研究でがんの予防効果が示されるなど、国内外で有効性や安全性に関するデータが蓄積されたことから、厚生労働省の専門部会は来年4月から積極的勧奨の再開を決めました。

6月議会でも他の議員が質問しておりますが、改めて当市における子宮頸がんワクチンの接種状況の推移についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 接種状況の推移ではありますが、2011年2月からワクチン接種緊急促進事業におきまして、ヒブ、小児肺炎球菌とともに任意接種による公費助成が開始され、議員お示しのとおり2013年4月には予防接種法に基づく定期接種となりましたが、接種後の広範な疼痛や運動障害などの多様な症状が報告され、同年6月に接種の積極的勧奨が一時差し控えとなっております。

当市における年度ごとの1回目の接種人数であります。2010年度192人、2011年度481人、2012年度143人、2013年度12人、2014年度1人、2015年から2020年度の接種実績はありませんが、昨年10月の対象者等への周知に伴う厚生労働省の通知を踏まえ、接種を受けましょう、接種をお勧めしますなど、積

極的な勧奨となる内容を含まないことの留意をいたしまして、対象者及び保護者を対象に医師への相談やリーフレットを参照し、ワクチンの有効性などを十分に理解をした上で接種を検討するよう、個別に情報提供をした結果、今年度におきましては10月までに18人が接種をしております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 全国的にも定期接種化される前の2010年から国の公的補助で接種が行われていたため、ワクチン接種率は対象年齢の約70%に達していましたが、厚労省が積極的勧奨の一時差し控えを発表してから接種率は軒並み1%以下に落ち込み、事実上の接種停止状態となりました。当市も全国と全く同じ状態で、1%以下どころか2015年から2020年まではゼロだったということを確認させていただきました。

次に、当市の情報提供についてお伺いいたします。

積極的勧奨差し控え中であっても、子宮頸がんワクチンが定期接種の対象であることには変わりはなく、2017年12月に厚労省のワクチン分科会副反応検討部会では、子宮頸がんワクチンについて安全性や有効性の両方をよく理解していただくことが必要であり、そのために国民に対する情報提供を充実すべきであるとされました。

これを受けて2018年1月に、新たに平成30年版リーフレットを厚労省のホームページに公表し、情報提供の方法として情報を求めている方に対しては、市町村から情報提供、接種を希望する方に対しては医師から情報提供の二つを明示しました。

また、予防接種法第6条に、「対象者への周知等を行うとともに接種機会の確保を図る」とあり、これらを行わないことで、将来市町村の不作為が問われる可能性も否定できないということで、自治体によっては、定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して費用助成期間終了の個別通知の発送や厚労省の最新情報を丁寧にホームページに載せるなどの動きが出てまいりました。私も当市のホームページが平成25年のままだったことから、ホームページの更新と個別通知の発送をお願いした経緯がありました。

そして、昨年秋にはリーフレットのさらなる改定とともに接種対象者等に自治体からリーフレット等の情報提供資材を個別送付するよう、国からも明確に通達があったかと思います。

これまでの当市の情報提供の状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市における情報提供の状況であります。平成25年度に合同開催されました第2回厚生科学審議会（ワクチン分科会副反応検討部会）、第2回薬事・食品衛生審議会（薬事分科会）（医薬品等安全対策部会安全対策調査会）におきまして、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたため、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないこととされたことを踏まえた厚生労働省からの勧告に基づき、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにつきまして、当市におきましてもホームページに掲載をしていたところでございます。

積極的勧奨の差し控え後は、個別の問合せに対する説明は行ってまいりましたが、昨年10月の対象者等への周知に伴う厚生労働省の通知を踏まえまして、接種を受けましょう、接種をお勧めしますなど、積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意し、ホームページを更新するとともに、本年6月には厚生労働省作成のパンフレットを同封し、個別通知によりワクチンの有効性等を十分に理解した上で接種を検討するよう情報提供したところであります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 本年6月の個別送付に対して、18人が接種をしていたということが、先ほどお聞きしまして、大変うれしく思っております。

しかし、来年4月から再び積極的勧奨が始まったとしても、接種を受ける人がどこまで増えるのか懸念するところです。定期接種化した直後に接種後の副反応として、激しくけいれんする少女の姿や足を引きずって歩く少女たちのセンセーショナルな映像が何度も流され、子宮頸がんワクチンは怖いという恐怖心を植え付けたまま、その後8年間ワクチンをめぐるとの経緯はほとんど報道されておられません。接種対象となる子供たちとその親の世代に、子宮頸がんワクチンに関する正しい情報をどう伝えていくのが今後大変重要になるのではないかと思います。

ここで少し子宮頸がんワクチンに関する情報と8年間の経緯を確認したいと思います。

そもそも子宮頸がんは欧米ではマザーキラーと呼

ばれ、小さな子供を持つ母親やこれから子供を産もうとしている若い女性の命を奪う病気として知られており、日本でも20代、30代の罹患者が増加しております。女性特有のがんの中では乳がんに次いで多く、年間約1万1,000人が罹患し、そのうち2,800人から3,000人が亡くなっております。ほとんどの子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染が原因です。この発見によって人類史上初めてのがん予防ワクチンとして誕生したのが子宮頸がんワクチンでございます。この発見とワクチン開発の功績をたたえられ、ドイツ人医師のハウゼン教授は2008年にノーベル医学・生理学賞を受賞しております。

HPVは性交渉によって感染するため、接種は性交渉前に受けることが推奨されております。現在定期接種化されている2価と4価のワクチンは世界130か国以上で使われており、60%から70%の予防効果があると言われております。世界保健機構WHOでは、15歳までに接種を受ける女性の割合を90%に引き上げ、2030年までに子宮頸がんになる女性をなくすとの目標を掲げております。

日本産科婦人科学会によりますと、ワクチン接種を早期に取り入れたオーストラリア、イギリス、アメリカ、北欧などの国々ではHPV感染や前がん病変の発生が有意に低下していることが報告されており、集団免疫効果も認められております。

ワクチン接種と子宮頸がん検診が最も成功しているオーストラリアでは、2028年には新規の子宮頸がん患者はほぼいなくなるとのシミュレーションも出ており、世界全体でもワクチンと検診を組み合わせることによって今世紀中の排除が可能であるとのシミュレーションもなされました。また、昨年スウェーデンから世界で初めて国家規模で浸潤子宮頸がんの減少効果を示す論文が発表され、ワクチンの有効性と効果が立証されました。

日本国内においても、新潟大学からは有効率は90%以上という高い数値も発表され、秋田県や宮城県、日本体がん協会等でもワクチンの有効性を裏づけるデータが示されております。

一方、安全性に関しては、アメリカではワクチン接種と体位性頻脈症候群の発生頻度は650万回の接種に1件との報告があり、オランダにおける長期疲労との関係性、フランスとフィンランドにおける自己免疫性疾患との関係性もワクチン接種との関連性は認められませんでした。

日本においては、平成28年12月に厚労省研究班の全国疫学調査の結果が報告され、ワクチンを接種していない女子でも副反応として報告されている多様な症状を呈する人が、12歳から18歳の女子では10万人当たり20.4人いることが報告され、副反応とされている多様な症状がHPVワクチン特有の症状ではないことが示されました。さらに、名古屋市が約7万人を対象に行った国内初の大規模アンケート調査でも多様な症状の頻度は接種した女子と接種しなかった女子とでは有意な差がなかったという結果が出ております。

では、接種の有無にかかわらずこの年代の女子に見られる多様な症状とは何なのか。厚労省では身体表現性障害の可能性が強いと発表しております。これはいわゆるクララ病と言われるもので、アルプスの少女ハイジに出てくるお嬢様クララは歩くことができずに車椅子生活でした。母は亡くなっていて、父は仕事が忙しくていつもいない。友達もいなくて孤独だったクララがハイジと出会って、気づいたら立って歩けるようになっていた。つまり歩けないのは体に支障があったのではなく心因性のものであったということです。

この身体表現性障害は親や周囲の期待に応えたい、自分を認めてもらいたいという思いが強い思春期の女子に多く、自分の思いや欲求を言葉で表現できないときに体で表現することがあり、身体的な異常はないのに痛みや恐怖、不安、プレッシャーなどをきっかけに生じる身体の症状のことであります。多くの小児科医は、ワクチン導入以前から思春期のこうした症状はよく見てきたと言っております。

しかし、こうした国内外で報告されているHPVワクチンの有効性や安全性に関する情報はほとんど報道されておりません。WHOから日本が3度も接種勧奨を再開するように勧告されたことも、産婦人科学会や小児科学会などから再三にわたって、接種再開の要望が出されていたことも報道されておりません。

一方、副反応肯定派の医師らが提唱している、子宮頸がんワクチン関連神経免疫異常症候群、略してHANS（ハンス）という新しい病名が提唱されたわけですが、そのHANSの特徴は接種から経過した時間は問わないということで、そうすると接種後何年たっても症状が出れば全てHANSとされる点が特徴的です。そうすると、小6でワクチンを打った女子が30歳で月経不順が出てHANS、

60歳で関節痛や倦怠感が出ても全てHANSだということになってしまいます。実際に接種から症状が出るまでの平均期間は319日と約1年で、本当にこれが接種のせいなのかと海外からも批判の声が上がっております。しかも、肝腎の因果関係を裏づける科学的指標はいまだに存在しておりません。さらに、証拠として出された実験データの多くがねつ造されたものと判明し、厚労省から不適切な発表により国民に対して誤解を招く事態となったことの社会的責任は大きく大変遺憾であるとの異例の見解が発表されたことも報道されておりません。

また、HANSの治療では大量のステロイド剤を静脈点滴するステロイドパルスや後頭部に電極を埋め込み電流を送る脊椎電気刺激療法、自己抗体を取り除きながら全身の血液をこしながら入れ替える血漿交感療法などが行われており、治療費は1回100万円もして体への負担が非常に大きいことなど、一般市民は知る由もありません。私も、医師でジャーナリストでもある村中璃子氏の「10万個の子宮」という本を読んで初めて知ったのですが、その実態に本当に驚きました。

どんな薬にもワクチンにも副作用、副反応のないものはありません。コロナワクチンもそうでしたが、世界で初めてのメッセンジャーRNAという遺伝子に働きかけるワクチンということで、その副反応を懸念した反対意見が多く、結局日本は接種開始が世界から3か月も遅れてしまいました。しかし、今先進国の中ではトップの接種率となり、感染者数を大きく減らすことができました。私たちはこのコロナワクチンから接種部位の痛みや腫れ、発熱や発疹、筋肉注射特有の迷走神経反射による失神などの副反応があることを学び、そうしたリスクよりも自分と周りの命を守ることの大切さを学びました。

HPVワクチンに関しても、国から様々な情報提供があると思いますが、市としてはどうやってリスクやメリット等の正確な情報提供に取り組んでいこうとしているのかお考えをお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 正確な情報提供の取組といたことでございますが、令和3年11月26日付をもちまして、厚生労働省健康局長から通知のあった「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」におきまして、対象者、保護者がワクチン接種の検討、判断に必要な情報提供や医師会、医療機関と連携した相談支援体制の確保、

また医療機関におけるHPVワクチンの有効性や安全性の十分な説明などが示されており、正しい情報提供の観点で様々な方法、これは個別接種であったり、ホームページの工夫であったり、またセミナーの開催など、こういった様々な方法を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ホームページでいきますと、ぜひ小樽市のホームページを参考にさせていただきたいと思っております。メリット・デメリットも両方記載されており、とても丁寧でわかりやすいと思っております。また、先日11月27日に更新された札幌市のホームページも大変参考になるのではないかと考えております。

私としては、ぜひ講師を招いてセミナーを開催していただきたいと考えております。

本年5月に札幌の産婦人科医会の会長である西川ドクターのリモートセミナーに参加し、実際に医師が出会った子宮頸がんの女性の話、26歳で不妊治療に通っていたその患者さんが子宮頸がんを発生し、若い女性にはつらすぎる闘病の末に亡くなられた様子など、本当に聞くと、もし自分に娘がいたらもう絶対にこんな思いはさせたくないと思いました。予防できるワクチンがあるにもかかわらずむざむざ死ななければならない、本当にこういったことはなくしていくべきだと思っております。リーフレットからだけでは伝わらないものがあるので、今年もテレワークに関するセミナーがリアルのセミナーと同時にリモートでつないで、両方のタイプで見られるセミナーも網走市としても社会教育のほうで開催していただきましたので、様々な開催方法を検討していただきながら、ぜひリーフレットを読んで自分で判断するだけではない方法を選んでいただきたいと思っております。

また、日本でも本年2月からやっと接種が認められた9価ワクチンは、9つの型のHPVの感染を防ぎます。子宮頸がんの予防効果は90%という高い効果があり、さらに女性の膣がんや男女ともに肛門がんや中咽頭がん、口腔がんにも予防効果があることから、アメリカやイギリスでは既に男女ともに定期接種になっております。日本ではまだ有料なので1回約3万円、3回接種で10万円ほどかかります。一日も早い定期接種化を望むところですが、どうせ打つなら9価ワクチンを打ちたいと自費で接種される方もいらっしゃるようです。こうした方たちのため

にも9価ワクチンの情報提供も大切なのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 9価ワクチンの情報提供についてであります。令和3年11月12日に開催されました厚生労働省ワクチン分科会の資料におきまして、9価ワクチンに関する最新のエビデンスを踏まえたリーフレットの改訂や情報提供が示され、また、専門家により公費接種の対象とするか検討中との記載もございますので、今後国の動向を注視し、正式な通知に基づきまして対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひお願いいたします。

今後、積極的勧奨の再開に当たっては、接種前、接種時に関する連携支援体制と接種後に関係する連携支援体制の強化が大切になると思います。特にワクチンの副反応なのか、身体表現性障害なのかは別にして、接種後の症状に苦しんでいる方には寄り添った支援が必要であり、国としても協力医療機関を整理して体制を整えております。関係機関との連携体制や市の相談窓口の設置など、当市の支援体制についてお伺いいたします。

また、当市にも副反応と思われる症状が出た方はいらしたのでしょうか。もし、いたとしたらどのような症状で何人くらいいらしたのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時58分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

永本議員の質問に対する答弁から。

健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 まず支援体制といったこととございますけれども、現行予防接種における副反応の疑いのある事例につきましては、接種医療機関が副反応疑い報告書を作成し、当該医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出することとなりまして、その後北海道を通じて市に情報が提供されるため、市は提供された情報を踏まえ、医療機関との連携により情報を把握し、相談対応する体制となっております。

被接種者に対しましては、予防接種健康被害救済制度の説明を行うとともに、申請の意向に基づき市が設置する健康被害調査委員会で調査・審議を行

い、予防接種が原因の健康被害が疑われる場合につきましては、北海道を通じて厚生労働省に進達することとなります。その後、専門家により構成される疾病・障害認定審査会におきまして、因果関係に係る審査が行われ、医療費、医療手当等給付の可否が決定され、北海道を通じて市に結果が通知されま

す。

これまで、唇、上下肢の震えに伴う相談が1件ございました。平成25年7月に厚生労働省に予防接種後副反応報告書を提出したところではありますが、症状は重くない、軽快との通知を受けており、予防接種健康被害救済制度の利用には至っておりません。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 網走においては、非常に軽い方が一人だったということでちょっと安心はしましたけれども、問題は市から道、道から厚労省とこういった流れというのはもうできていると思いますけれども、一番大事なのはその入り口となる相談窓口を市が持っているかどうかというところで、そこがきちんとあればその後の流れというのはできてるかと思うのですけれども、そういった相談窓口に関してはどのようになっておりますか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 相談窓口につきましては、保健センターというようなことで考えておりますけれども、健康被害調査委員会の事務局も保健センターが担っておりますので、相談窓口も保健センターというようなことで考えておりますし、今後その辺り周知も含めてしっかりお示ししていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひその辺、接種すべきかどうかという判断するための相談窓口もそうですし、接種後に何か出たときに相談できる窓口も必要かと思っておりますので、ぜひ医師会等とよく連携を取りながら積極的勧奨再開までにきちんとそういった窓口つくっていただければと思います。

さらに、積極的勧奨が差し控えられていた期間、無料で接種できることを知らないまま、対象年齢を超えてしまった人たちは自費での接種には5万円ほど費用がかかるため無料で接種できるよう、日本産科婦人科学会からも要望があり、また女子大生や医師らから3万人を超える署名が提出されるなど、救済措置を求める声が上がっております。

厚労省は今その対応を検討しており、対象者は全

国で数百万人いるのではないかとされておりますが、当市においては救済措置の対象は何人くらいいるのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市における救済措置の対象者についてであります。平成9年4月2日から平成18年4月1日に出生し、現在網走市に居住する1,359人のうち、接種済みを除いた1,186人が対象というふうに見込んでいただいております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 1,186人といっても、多分高校卒業した後大学や専門学校、また就職、結婚等で網走には今住んでいらっしゃる方、また網走に越してらした方もいらっしゃるかと思いますので、そういったところをまた具体的に把握しながら進めていただきたいと思います。

国に先行して青森県平川市は市内在住の17歳から19歳の女性に本年度に限り、無料で接種できるキャッチアップ事業を行っております。既に30人が接種をしたとのことで、評判がよいので来年度も継続するか検討中と報道されておりました。

国の救済措置がいつからスタートするかにもよりますが、もし実施時期が遅い場合は、当市といたしましてもこうした独自の救済のための無料接種事業を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市独自の救済のための無料接種事業についてであります。積極的な勧奨の差し控えで接種機会を逃した方への対応、いわゆるキャッチアップにつきましては、第26回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）の中におきまして、公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や機関との議論が開始されたところでもあります。今後国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしく願いいたします。

最後に、子宮頸がんはワクチン接種で予防するのが最良ですが、100%ではないため、ワクチンと検診を組み合わせることが大切となってまいります。

現在、当市で行われている検診は子宮粘膜から採取した細胞に異常がないかを顕微鏡で確認する細胞診ですが、これにウイルス感染を調べるHPV検査を併用すると前がん状態の病変も見落としがほぼな

くなります。毎年約1万人の女性が子宮を摘出されていることとなりますが、早期発見ができるとレーザー治療や子宮頸部の円錐切除術によって子宮を摘出しなくても済みます。中には、妊娠がわかって幸福の絶頂のさなかに子宮頸がんと診断され、赤ちゃんが入ったまま子宮ごと摘出される方もいるそうです。そうした悲劇を生まないためにも、また少子化対策の一環としてもHPV検査を導入してはいかがでしょうか。既に導入している三重県四日市市では、細胞診の子宮頸がん検診は2年に1回、HPV検査は3年に1回で実施して、検査費用の助成も行っております。導入に向けた検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 HPV検査の導入と助成についてであります。HPV検査につきましては、当市で集団健診を委託しております対がん協会に子宮がん検診受診時のオプション、そして自己採取によるメニューがございますので、自己負担の検討も必要となりますけれども、対応可能だというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ導入していただいて、網走の女性が悲しい思いをしないで済むように、ぜひよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす午前10時としますから参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後5時07分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 松浦敏司

署名議員 山田庫司郎

1 2 月 1 5 日 (水曜日) 第 4 号

令和3年第4回定例会
網走市議会会議録第4日
令和3年12月15日(水曜日)

○議事日程第4号

令和3年12月15日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (石垣議員、小田部議員、松浦議員、
栗田議員)

○出席議員(14名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

立崎聡一

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部次長 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦
庁舎整備推進室長 立花学
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁
市民活動推進課長 湯浅崇
生活環境課長 近藤賢
健康推進課長 今野多賀子
社会福祉課長 結城慎二
介護福祉課長 野呂俊広
子育て支援課長 高畑公朋
農林課長 佐藤岳郎
農林課参事 中塚威史
水産漁港課長 渡部貴聴
商工労働課長 北村幸彦
観光商工部参事 高橋優紀
都市整備課長 村上雅彦
港湾課長 梅津義則

.....
教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早渕由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、立崎聡一議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、工藤英治議員、近藤憲治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

石垣直樹議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 おはようございます。

それでは、通告に従い、私から3項目一般質問をさせていただきます。

まず初めに、サン潮見地区防犯灯についてお伺いいたします。

この件に関しましては、2019年12月、そして2020年9月と関連した質問をさせていただいております。

まず初めに、以前も伺いましたが、サン潮見地区の防犯灯について網走市の認識をお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 サン潮見地区の防犯灯に対する認識でございますけれども、以前からお答えしておりますが、サン潮見地区につきましては防犯灯が現在のところ4灯ついておりまして、その中でその地域における防犯灯の数を設置しているということになってございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 現在サン潮見地区には4灯の防犯灯が設置されています。お答えいただきました。

住宅の戸数は60軒を超えていると私は数えております。

そして、次に防犯灯の設置費用、維持費についてお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 防犯灯の設置費用についてでございますが、基本的には電灯への架設を想定しており、1灯当たりの設置費用は直近で約2万円程度であり、そのほかに灯具類や部品代などを含まれますと、新設の場合約4万円程度の費用を要しております。維持費につきましては、毎月変動がございますが、11月末現在20ワット相当のLED灯で月額235円となっておりますので、年に換算しますと1灯当たり2,820円程度ということになっております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

以前もお伺いしておりましたが、この地区には町内会の設置が進まずに、防犯灯が設置できないというふうにお聞きしております。

町内会が設置できずに防犯灯の設置が進まないのであれば、その仕組みを変えるべきだと私は思いま

すがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 網走市ではこれまで町内会等の住民自治組織と協議をして、地域の合意形成を基本に防犯灯などを設置し、安全・安心なまちづくりを進めてまいりました。防犯灯の設置は何よりも地域住民の合意形成が必要でありまして、地域住民の合意形成を図る手段の一つとして、一つの手段として町内会の設立を促しているところでございます。

地域の合意が得られなければ、防犯灯の設置を求める住民と必要を感じない住民との間で衝突が起こる可能性もあり、市としては住民同士で何かしらの合意形成が図られることが防犯灯を設置する上での基本条件と考えているところでございます。

住民自治組織がないからといって防犯灯設置の仕組みを変えてしまうと、地域の合意形成を基本にこれまで防犯灯の設置などを進めてきた市内の多くの町内会において、課題も生じるものではないかと懸念されます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 そのようなお答えでございます。十分に理解いたします。

合意形成がないからつけられていないとすると、では今ついている4灯は合意形成があったのかという話になるのですけれども、改めて防犯灯設置基準の決まりについてお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 網走市における防犯灯の設置基準でございますが、網走市では網走市防犯灯設置基準を定めており、その中で市街地については隣接する道路照明から60メートル以上離れた場所であり、灯具の間隔がおおむね30メートルから60メートルごとに1灯であることとしており、具体的には設置高が5メートルから5.5メートルの高さに設置されること。北電柱またはNTT柱に設置されているもの。設置場所は原則道路用地として市道用地ではない場合は、土地等の所有者及び管理者の同意が得られたもの。隣接箇所に防犯灯が設置されていない箇所であることとしております。

設置の仕組みについてであります。防犯灯を設置する場合は町内会等と協議により市が設置することとしており、設置後の管理についても市と町内会等が協議して決定するものと定めております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 今御説明いただいた、やはり町内会の部分がネックになっている地区だというふうに認識しています。

それでは、現在市内に設置されている町内会管理の防犯灯と網走市管理の防犯灯の数についてお示しください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 防犯灯の数でございますが、令和3年4月1日現在で、市管理が1,851、町内会管理が662、合わせまして2,513灯となっております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 設置の基準としては、町内会の御意見を伺いながら合意形成を得た上で様々な距離等も勘案しながら設置される中で、市が設置しているのは1,851灯で、仕組みとして御説明いただいた町内会管理のものが662灯というふうにお話を伺いました。

ここでも若干の矛盾を感じざるを得ない部分もあるのですが、私はやはりサン潮見地区の住民からは増やしてほしいと言われます。ただ、しかしそこには町内会がなく合意形成が得られないという市の考えもわかりますが、現状認識について最初に伺いました。認識を伺ったところ、今サン潮見地区には4灯防犯灯がついているというお答えを頂いておりますが、この4灯の防犯灯で網走市は足りているという認識か、足りていないという認識かをお示しください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 市としての認識でございますが、サン潮見地域においては地域合意形成の下に防犯灯を設置したいと考えております。

先ほど御説明したとおり、当市においては防犯灯を設置する場合は町内会等との協議により設置するものとしており、また管理においては市または町内会等が管理すること、区域内の管理灯数は市と町内会等がそれぞれ2分の1程度となるよう市内各地域で調整を図っており、サン潮見地域のみ防犯灯の全てを市が設置管理することは現段階では考えておりません。さらに昨年度住民説明会を開催させていただいた折、地域住民の方よりアンケート調査などを実施すべきとの指摘があり、市と町内会連合会とでサン潮見地域の66世帯を対象にアンケート調査を実施させていただきました。その結果、サン潮見地域の課題として最も多かったものが防犯灯の設置であ

りましたが、設置を望む世帯は66世帯中14世帯であり、サン潮見地域に住まれる多くの世帯が必ずしも防犯灯の設置を望んでいないという結果を得たところでございます。

市としては、地域の合意形成に基づく要望などが寄せられた場合は設置について前向きに検討することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 すみません。足りているという認識か、足りていないという認識かをお伺いしていただきますので、今の答弁だと足りているという認識でよろしかったですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 前回というか、前の答弁のときに御答弁をさせていただいているところでございますけれども、地域においては8灯から11灯というような形を前回答弁させていただいているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 8灯から11灯必要ではないか、それで現状は4灯ということは足りていないという認識でよろしいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 繰り返しになりますが、地域の合意形成を基に防犯灯を設置したいということでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 町内会がないと設置できない、合意形成がないと設置できない、重々承知しております。何度も答弁を頂いております。その中で、明確なお答えを頂けないということで、この件に関しては承知いたしました。

では、この地域についてアンケート調査を行って、66世帯のうち14世帯しか防犯灯が必要ではないというお答えを頂いたとのことですが、その結果を踏まえて今後どのようにしていくのかお示しください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 これまでサン潮見地域におきましては、防犯灯の説明会等々重ねてアンケート調査を実施してきたところでございます。

今後につきましては、地域住民の合意形成を含めまして、町内会連合会等との協議をしながら検討というか進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。ちょっとしつこくなって申し訳なかったのですが、わかりました。

それでは、以上の経過を踏まえまして、アンケートを行った結果、防犯灯必要としている世帯が14世帯しかない、またこの地域には町内会がないので設置できないという旨を住民の方にお示ししたいと思えます。

次の項目に移らせていただきます。

カーボンニュートラルについて御質問いたします。

2020年10月26日の首相所信表明におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言するとおっしゃられております。また、岸田総理はCOP26の演説で、クリーンエネルギーへの移行を推進し、脱炭素社会をつくり上げますと演説されております。

この高い目標を目指すために、従来の発想を転換し、積極的な対策を行うことが産業構造や社会経済の変革をもたらし、次の大きな成長へとつなげていく、こうした経済と環境の好循環をつくっていくことを産業政策、すなわちグリーン成長戦略と示されております。

また、令和3年10月22日、閣議決定された地球温暖化対策計画に記載があるように、2050までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す地方公共団体ゼロカーボンシティは2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でございましたが、2021年9月末現時点においては464地方公共団体と加速度的に増加しております。

2021年11月末現在、北海道内の自治体におきましては、北海道、古平町、札幌市、ニセコ町、石狩市、釧路市、稚内市、厚岸町、喜茂別町、鹿追町、羅臼町、富良野市、当別町、小樽市、紋別市、苫小牧市、足寄町、更別町、清水町、沼田町、旭川市、室蘭市、名寄市というような北海道の23自治体が表明、宣言をされております。

網走市においても、平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とした網走市役所地球温暖化対策実行計画が取り組まれました。また、網走市環境基本条例第8条に基づき、平成26年3月に第2期網走市環境基本計画が策定されており、2023年度までの

10年間を計画期間とされております。現在は第3期に行かれていますと思いますが、また、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画が令和3年8月10日に網走市として示されました。

このように様々な取組を行っている網走市ではありますが、高く挑戦的な目標である脱炭素社会、カーボンニュートラルについてどのような認識でしょうか。お伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す宣言をしております。

当市では地球温暖化対策実行計画の事務事業編、環境基本計画の中で地球温暖化対策を推進しているところでございます。

今後は2050年までに脱炭素や再生可能エネルギーの活用を推進して、クリーンなまちの実現を目指すため、地域再生可能エネルギー導入に関する計画を策定することについて検討をしております。

当市がゼロカーボンシティを宣言することにつきましては、引き続き脱炭素化に向けた次世代技術の進展について情報収集し、状況を把握しながら取り組むべきものと認識しているところでございます。

カーボンニュートラルを達成するためには、省エネルギーを推進しながら今ある資源を有効に活用した取組を進めていくことが必要と考えてございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。引き続き、検討していただければと思います。

ただいま地域再生可能エネルギーというお話もございました。次の質問に入らせていただきます。

電力の地産地消についてお伺いいたします。

東日本大震災や昨今の大型台風の激甚災害、北海道においては2018年9月6日、胆振東部を襲った最大震度7の地震が起きました。地震そのものの大きさもさることながら、その後に起きた北海道全域の停電、ブラックアウトは大きな問題となり、テレビや新聞などでも広く報じられました。この日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電は皆様の記憶にも新しいかと思えます。

これらを契機にエネルギーの供給の制約や集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕著化され、こうした状況に対して、地域の特性も踏まえた多様な供給

力を組み合わせて最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散やCO₂の排出削減を図ろうとする機運が高まっております。

このような分散型エネルギー社会の実現は災害時のライフラインの安定的な確保という視点だけではなく、エネルギーの効率的活用や地域活性化等の意義があり、その実現に向けた推進の一つとして自治体とエネルギー会社等の共同出資による自治体新電力が各地で設立されております。

卒FITと呼ばれる太陽光固定買取価格が10年たちまして終わっておりますが、それらの販売先の選択肢として自治体新電力を選ぶなど、自分の住む地域の活性化に参加・貢献していく電力の地産地消という新たな視点も注目されており、埼玉県深谷市、鳥取県鳥取市、鹿児島県肝属郡大隅半島の4市5町、大分県由布市、埼玉県秩父市、静岡県浜松市などが様々な取組を行っております。

今後さらなる電力需要の高まりは間違いないと言われております。災害時公共インフラ等の維持、市民生活、経済活動をブラックアウト時のように止めないという観点からも、分散型エネルギー社会の実現、電力の地産地消について、何かお考えがあればお示してください。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市では、これまでメガソーラー発電施設やバイオマス発電施設の誘致に加え、下水処理で発生する消化ガスによる発電、学校施設での太陽光発電など、再生可能エネルギーの推進に努めているところでございます。

議員お話の電力の地産地消は、大量生産、広域送電の電力供給に比べ送電ロスが少なく、環境負荷の低減や停電時のリスク分散、地域経済の活性化などに寄与するものと認識しております。

一方で、電力量の消費と発電の差をなくすために、発電ピーク時をどう制御し、余剰エネルギーを無駄にしないためにどう管理していくかといったインバランス制御の課題もあると認識をしております。

当市における電力の地産地消について、様々な手法を念頭によりよい仕組みの構築について研究してまいります。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 網走市は先進的な取組を行っていると認識しております。ぜひともさらなる御検討を重ねていただいて、さらなる可能性を導き出して

ただければと思います。

終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇一 おはようございます。

通告に従い、順次質問に入らせていただきます。

まずはコロナについて伺いたいと思います。

長らくコロナ禍で約2年がたちました。順調なワクチン接種、市民の皆様の感染拡大の防止の御協力のおかげで当市としては感染の状況というのは非常に落ち着いている状況であると思います。

この2年間で、コロナの感染の状況は一体どういったものだったのか。これまでの感染者数、クラスターの数、内容、内訳について、入院だったり自宅待機、濃厚接触者の数など、どのように実態を網走として把握しているのか、まず伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市におけるコロナの感染状況というようなことでございますが、まず初めに集団感染事例の発生状況といったことで、本年4月に最初の集団感染事例が確認されておまして、これまで5事例の発生で感染者数は66人となっております。

感染者の内容及び内訳についてであります。3事例につきましては飲食店で感染者数が35人、1事例は日本体育大学附属高等支援学校で感染者数が21人、1事例は飲食を伴うセミナーで感染者数が10人となっております。

市町村別の感染者数につきましては、令和3年6月20日以降分の公表というふうになりましたが、網走市が現在確認している感染者数、公表見直し後の感染者数につきましては75人、また見直し前の本人同意で公表に至った方が2人、また学校関連で市に公表依頼があった部分で7人の感染者を確認しておりますので、現時点では合計84人の感染を確認している状況でございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 網走としては現在押さえている情報というのは85名というふうな公表、網走市が実態を把握している部分というのはその部分だということ認識いたしますが、これまであまりにもオホーツク管内という保健所の公表の仕方でも市民も感染対策を取るにも非常にとまどっているというふうな状況が、道民各地でいろいろ、網走市民ももちろんそうですが、ありました。そういった状況を受けて、

今年度、令和3年6月20日に制度が変わり、28日からの週間での市町村別の公表となった流れだと思います。

この、先ほど答弁がありました、網走市の感染者数、合計84名という数字は公表される6月20日以前のクラスターが起きて公表した分と、公表されるようになった個人の週間で市町村別の数だと思いません。それ以前のコロナ禍となって2年間、それ以前のクラスター以外の公表される前に実際網走市にも感染者の方はおられましたが、そういった数というのはどのように把握されているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 公表に関しましては、道議会から市町村単位で居住地公表の検討が必要との意見があったほか、有識者会議におきましても個人情報への配慮を前提とした的確な情報開示が課題とされていたところでございます。

これに伴いまして、北海道では市町村へのアンケート調査の結果や有識者の見直しに対する意見を参考に公表の在り方を検討し、6月に公表内容を見直したところでございます。

見直し内容といたしましては、振興局単位の居住地別発生状況、年代、性別、状態、現状、発症推定日が毎日公表され、議員お示しのとおり、毎週月曜日に前週7日間、これは日曜日から土曜日になりますけれども、この期間の市町村ごとの累計感染者数が公表されております。

市といたしましては、市町村名公表の方向で見直しを要望してまいりましたが、市町村アンケートの結果では56.6%99市町村が見直す必要がない、40.0%70市町村が見直す必要がある、3.4%6市町村がわからないというような回答をしているところでございます。

また、見直しの原案に対しましては、63.4%111市町村が意見なし、36.6%64市町村が反対と回答しており、この反対のうち32市町村から過去分の市町村別累計感染者数の公表取りやめ、これが示されております。ですから6月20日以前のものについては公表しないでほしいというようなことがございまして、理由といたしましては感染者との信頼関係を損ねる、地域に混乱をもたらす、感染者やその家族、関係者に対する差別・偏見・誹謗中傷等のおそれ等が挙げられており、これらの意見を踏まえた検討の結果、令和3年6月20日以降分の公表、これは最後6月18日道の対策本部の中で決められた内容であり

ますけれども、6月19日以前の部分については公表されないと。ただ網走市としてはこれまでアンケート調査に公表してほしいというようなことでお話をしてきましたが、実際こういった道の考え方、道の取組がありますので、それ以前のものについては網走市としても把握をしていないというような状況でございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 理由はそういう制度上、そういう理由は理解するところでもありますが、保健所が制度をこうしたほうが良いということで北海道が見直しをした。そして市町村別の公表となったわけですから、これまでの経緯について公表できないというのは私にはちょっと理解できないところであります。そういった理由、様々公表のできない理由は今御答弁いただきましたが、やはり市民に正しい情報をお伝えして、この2年間実は網走でこれだけの、公表されなかった部分も含めて感染者がいましたということをしかりと、正しい情報をお伝えして理解と協力につなげるということが大変私は重要なことだろうと思っております。市民の命や生活を守るために、どのように道や保健所を活用するかだと私は考えております。

これまでの経過をしかりと教訓にするためにも北海道、保健所に情報の公開を求めていくべきだと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 情報の公表といたことでございます。

市としてはこれまでもアンケート調査の中で公表すべきという立場で意見を申し上げてきたところでございます。今後は法律に基づく制限、また北海道における公表の考え方がありますので、情報提供をしても出されるか出されないかというようなことは北海道の判断にはなりますが、市としては感染防止に役立てたいというような趣旨も含めて必要な情報の提供は求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 ぜひ感染者の数、どういった状況だったという経緯は網走市民にとって大切な今後の教訓となりますので、ぜひ情報を求めていただきたいと思っております。

次に伺います。

これまでの医療機関との連携状況について伺いた

いと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 医療機関との連携及び実態といったことですが、感染症指定医療機関である網走厚生病院につきましては、入院患者への対応はもとより感染拡大や集団感染事例の発生防止を目的といたしまして、抗原定量検査機器の導入及び新型コロナウイルス感染症検査事業の創設に伴う連携を図りまして、現状火曜日から木曜日の定例検査に加え、臨時のスクリーニング検査にも柔軟に対応を頂いているところでございます。

また、発熱等の症状がある場合の相談先といたしまして、10か所の医療機関が発熱者等電話相談医療機関に位置づけられており、このうち希望する7医療機関に対しましては、発熱等の症状がある場合の患者への対応を目的といたしまして、入院、外来を含めた機器整備や施設改修等に係る費用を補助しているところでございます。

先ほど議員からお話がありましたワクチン接種につきましては、市が設置する会場での集団接種に加え医療機関における個別接種、接種会場や医療機関に出向くことができない施設入所者などを対象とした巡回接種に取り組んでまいりましたが、医療機関や医師、看護師の多大な御理解と御協力により順調に進めることができ、また集団接種における1日当たりの接種人数の拡充や夜間接種の実施により、接種体制の充実が図られたため、2回目接種の早期終了と高い接種率の確保につながったというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 関係者の皆様の献身的な御努力に感謝いたしたいと思います。

それでは、今後のコロナのことは全く見通しがつかないような状況ではありますが、感染者がさらに万が一増えた場合、その万が一に備えた医療機関との今後の連携体制について伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今後につきましては、感染症指定医療機関である網走厚生病院における病床の確保と検査体制の維持、また毎週木曜日に行われる医師会定例協議、これは会長、副会長、あと顧問のお医者さんが出席していますけれども、その場における情報共有と意見交換、これを今後も継続し、市内医療機関と連携した発熱者等への対応に加え、今3回目接種、昨日から医療従事者の接種が始まり

ましたが、高齢者も含めた優先接種、また一般の方々へのワクチン接種の体制を維持してまいりたいというふうに考えてございます。

また、第6波に向けて自宅療養者に対する支援体制を構築するため、現在網走保健所と協議を進めておりまして、今後北海道との連携強化にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 理解いたしました。

ぜひ、万全を期した準備を進めていただきたいと思います。

次に、各事業所への影響について伺いたいと思います。

コロナ禍において、閉店した飲食店は当市に何軒ぐらいあるのか。また同様に、コロナによって市内の事業所はどのような影響を受け、市はどのように対応してきたのか伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 昨年から閉店した店舗は数軒あると認識をしておりますが、コロナウイルスが原因で閉店したという情報は持ち合わせてございません。

市内事業所の影響についてですが、主に売上げの減少と感染防止対策等に係る経費の増加、また雇用の維持ということで認識をしております。

これまで飲食店をはじめとする事業者に対しましては、プレミアム食事券・商品券事業、飲食店や宿泊事業者への支援金、事業者全般への営業継続支援金、店舗等感染症対策支援補助金、消費喚起対策事業補助金など、営業継続、感染防止対策、消費喚起に対する支援を行ってきております。

また、市内事業所、市内経済に対する影響の把握についてでございますが、昨年は労働実態調査にて実施しておりますが、直近の状況については網走商工会議所が四半期ごとに実施する景気動向調査、本年9月30日から10月8日に行った新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営に関する実態調査での確認のほか、関係機関や業界団体との情報交換により把握に努めているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 御答弁いただきましたが、御答弁の中でコロナが影響しているものは認識がないというような答弁もありましたが、市内飲食店、各事業所かなりコロナの影響を受けてやめてしまったところもありますし、そういった実態、市内事業所、市

内経済に関しての影響についての調査というのは、市はこれまでどのように行っているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市民生活への影響に関する調査とのことでありますけれども、現状といたしましては生活保護や就学援助の相談、国の生活福祉資金特例貸付けや新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立……。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時41分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

小田部議員の質問に対する答弁から。

観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナの実態に関する調査の関係でございますが、先ほども御答弁いたしました、これまで業界団体との情報交換や商工会議所の調査結果というものを頂きながら、こちらのほうで状況を把握しているところでございます。

それで、先ほどもお話ししました新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営に関する実態調査の内容結果についてでございますが、全業種の約7割近くを占める事業所におきまして、経営に影響が生じているという結果が表れております。

今後、感染状況が長期化した場合には、全ての業種における9割の事業所に影響が生じる状況にあるとの回答でございました。

その影響を受けた内容としての回答としましては、売上の減少、また商品や原材料の値上げのほか、最も経営に影響を受ける飲食、宿泊業では、緊急事態宣言による営業が困難との理由が占めているところでございまして、外出自粛や休業、時短営業の要請によるものであると考えられてございます。

この状況下におきまして、国や北海道、網走市における様々な施策が施される中、事業者が利用した施策としては、全業種で3割以上の事業者が支援金を利用しているという結果が表れ、次いで各種給付金や感染防止に関わる対策補助金のほか、融資においても約15%が利用されている状況ということになってございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりと各業界団体と連携を取りながら、実態の把握により一層努めていっていただきたいと思っております。

次に、市民生活の影響について伺いたいと思いません。

市はこれまで市民生活に関しての影響について、一体どのような調査をしているのか。また、市民生活にどのような影響が出てきたのか、認識しているのか伺いたいと思っております。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市民生活への影響に関する調査とのことでございますが、現状といたしましては生活保護や就学援助の相談、国の生活福祉資金特例貸付けや新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の利用状況、また生活困窮者自立相談事業を担うサポートセンターにおける相談実績を通じた把握となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を受けている方を含め、生活困窮者の状況などに関しましては、ハローワーク、生活サポートセンター、若者サポートステーション、地域包括支援センター、市の構成で2か月ごとに開催される支援調整会議におきまして、相談内容や支援方針等の情報共有を行う中で影響を把握しているというようなことでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 状況は理解いたします。

コロナ禍で子供の貧困、就職できない若者、そういったことが社会問題ともなっておりますが、これに関する調査、網走市自体はどのような状況にあるのか、そういったものも必要だと私は考えますが、市はどのようなお考えを持っているのか。また、経済的に厳しい状況にある世帯が抱える実情をしっかりと把握して的確な施策や政策に努めていっていただきたいと思っておりますが、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 まず状況の御説明になりますが、生活保護におきましては、令和2年度に保護開始となった48世帯のうち相談内容で新型コロナウイルス感染症の影響と思われるケースは3世帯ありまして、令和3年度では10月末現在で保護開始となった30世帯のうち新型コロナウイルス感染症の影響と思われるケースは3世帯となっております。

また、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題解決を目的とした自立相談支援事業における相談件数につきましては、令和2年度で58件となり、過去3年間との比較で大きな増減はありませんが、令和3年度の内訳といたしましては、10月末現在で相談の

あった50件のうち家計に関する相談が42件となっておりまして、内容といたしましては新型コロナウイルス感染症対策における総合支援資金の再貸付けを受けるための相談が29件あることから、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものと考えられます。

子供の貧困でありますけれども、就学援助における要保護及び準要保護の認定率につきましては、平成31年度との比率で令和2年度、3年度ともに減少傾向にあり、また子育て支援課におきましても相談員を配置しておりますが、新型コロナウイルス感染症に関連した経済的な相談は寄せられていない状況があります。

就労できない市民への対応であります。生活サポートセンターにおきまして従来の生活困窮者自立相談支援事業に加えまして、令和4年度から家計改善支援や就労準備支援の開始に向けた準備を進めており、これにより生活及び就労に関する相談体制が充実するため、生活サポートセンター機能のさらなる周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

また、現在国会で審議が進められている経済対策には、既存支援策の拡充はもとより新たな施策も盛り込まれているため、対象となる市民が支援につながるよう周知に努めるとともに、これら施策の利用状況を含め、関係機関と連携した情報共有、意見交換を継続し、実態に即した中で状況の把握と対応を講じていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 より一層、しっかりと実態の把握により一層努めていっていただきたいと思えます。そして、的確な施策を打っていくべきだと思いますので、そのことを申し添えておきたいと思えます。

それでは次に、コロナ禍で総体的なこの2年間の経済的ダメージというのは当市としてどのような認識でいるのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍での総体的な経済的ダメージについてでございますが、感染拡大を防止するための外出などの行動制限や営業自粛の要請などにより、経済活動が停滞したことから、あらゆる業種に影響を与えたものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は生活習慣や価値観に大きな変化と影響をもたらし、特に消費マインド変容による地域内消費の落ち込みは相当

あるものと考えられます。

昨年実施した労働実態調査では、20%以上の売上げ減少とする事業者が31.9%となっており、さらに50%以上の売上げ減少とする事業者が5.6%という調査結果になってございます。

経済的なダメージを数値化、具体化できるものは持ち合わせておりませんが、コロナ禍によるダメージは経済的なものはもとより、市民皆様の心理的なダメージもあるものと認識をしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 コロナとなって2年間かなり経済的、今答弁があったように、精神的にも多くの市民に大分ダメージというかありますので、そういったことも含めて総体的にこの2年間を振り返って、実態をしっかりと把握するというにもより一層努めていっていただきたいと思えます。

今後の市内経済の見通しはどのようにお考えなのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今後の市内経済の見通しについてでございますが、10月からの緊急事態宣言解除後は徐々に回復基調にあるものの、いまだコロナ禍前の状況には至っていないと考えてございます。

一方、一次産業を中心に過去最高の水揚げがあるなど明るい話題もあり、業種によってばらつきがあるものと考えております。

全国的に新感染者数の減少が続き、非常に低い水準となっておりますが、新たな変異株も出始め感染の再拡大により状況が一変する可能性もあり、先行きを見通すことは難しい状況でございますが、これまで同様市民の皆様、事業者の皆様に感染防止対策などの御協力を頂きながら、一日も早く日常を取り戻せるよう尽力してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 繰り返しとなりますが、コロナ禍となってこの2年間、この網走に様々な影響がありました。その状況、実態をしっかりと把握して適切な施策を打っていくということが重要であります。

長引くコロナ禍の収束を願っているところでありますが、新たなオミクロン株ですとか、新たな変異株、第6波への懸念がまだまだあるというのが現状であります。

また、これまでの経過を総括して市民に正しい情

報を伝えて、市民の理解と協力につなげていくということが大切だと思います。

そして、あわせてこれ市長に確認したかったのですが、我々網走の子育て世代の中ではかなり注目している件なのですが、先日岸田首相が今国会答弁で10万円給付についての一括現金給付を容認したことが報じられました。これで一括現金給付が事実上決まったわけですが、ただ一括現金給付の最終判断は各自治体の首長に委ねられているようです。水谷市長、網走市としてはどのようなお考えを持っているのかお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー お尋ねでございます令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金のことというふうに理解をいたしておりますけれども、当初国は年内の現金5万円の支給と来春までに子育て関連で使用できるクーポン5万円相当の支給としていたところでございますが、昨日岸田総理から一括現金の年内支給も容認するとの発言がありましたことから、当市におきましては子育て世帯への支援という観点から早期の一括現金支給が望ましいと考えまして、12月24日に現金10万円を一括支給したいと、このように考えております。

ただ、高校生のみの子育て世帯、公務員の世帯などは原則申請が必要となりますことから、今後通知を行い申請後の支給の予定となると考えております。

このような考え方で執り進めたいと思っております。議会、議員の皆様方の御理解を賜りたいと、このように思っているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 迅速な判断、迅速な対応、高く評価いたします。

次に移ります。

ゴムボートについて伺いたいと思います。この件については、先日永本議員のほうから詳細にわたり質疑がありましたが、私のほうからも何点か確認させていただきたいと思います。

まず、この網走港においてゴムボートの近年の状況を網走市はどのように認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 近年の状況についてですが、網走港においては毎年9月頃からサケやマス釣りのために多くの釣り人が訪れにぎわう一方で、一

部の釣り人にとっては立入禁止区域に侵入する違反行為が多数見られたところですが、昨年から陸域では警察が立入規制に対する取締りを強化したことで、西防波堤や新港地区などの立入禁止区域における違反者は激減いたしました。しかしながら、西防波堤の西側の水域などは秋サケが川の遡上前に滞留するエリアとなっており、また北海道の河口規制の対象区域にもなっていないことから、そのポイントで船舶を使い釣りをする方が増加している状況にあり、中でも平成15年の規制緩和により手軽に使用することが可能となった操縦免許不要なゴムボートの利用者が増加していると認識しております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 このゴムボートについては、マナーが悪いというのはまた別問題ですが、ゴムボートが悪いとかではないと思います。そもそもルールがないことがおかしいのだと私は思います。

高速道路で免許の持たない子供たちが自転車で遊んでいて、大変危険な状況なのにもかかわらずそこにルールがない、そういった状況が今この網走だと思います。だからこそルールのないところにきちんとしたルールをつくりましょと、単純なお話です。

それを踏まえて質疑に入りますが、網走の港湾、漁港は国の特別な許可を得て港湾内に漁港区を設置した港だと聞いております。そこで伺いますが、現在網走市は重要港湾、漁港の両港でどこまで関与、責任を持っているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 港湾管理に係る市の管轄についてですが、網走港は北海道に10か所ある重要港湾の一つであり、安全な港づくりを目的に港内における安全な航行や安心かつ効率的な荷役を確保するため、港内の静音性を向上させる整備を国直轄にて現在も継続的に行っており、市はその事業費の一部を負担しております。

また、港湾施設は港湾としての機能を円滑に管理運営するため、地区内を漁港区、商工区、工業工区、保安工区に分区指定をし、各施設の利用増進に努めております。

国が整備を終えた港湾施設については、国から網走市が管理委託を受け、網走港港湾管理条例に基づき管理をしております。管理委託を受けている施設は、防波堤や岸壁などの陸域施設と航路や泊地の水域施設がございます。陸域施設は劣化度に応じ補修

整備を行い、水域施設については深淺測量を行い、水深の基準を満たしていなければしゅんせつ工事などを行うなどの維持管理を担っております。

また、漁港については鱒浦漁港、呼人漁港、能取漁港などがありますが、漁港の管理者は北海道であり、権限移譲を受け管理及び利用許可の事務は市が担っております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 このゴムボートの課題……。

○井戸達也議長 小田部議員、マイクのスイッチは入っていますか。

○小田部照議員 すみません。

このゴムボートの課題は国や道が関係するのは当然なことだと思います。

網走の問題の区域としては大きく3か所にあると思います。一つに網走港湾区域、一つに帽子岩周辺区域、これは定置網の敷設区域であります。そしてもう一つには網走沖合の海域、この三つに大きく分かれて問題が、それぞれ国や道も絡んでいる場所ですとか、市の管理委託を受けている泊地、先ほど答弁あった航路という部分です。この大きく三つあると思いますが、これに対して今後市はどのようなそれぞれ対応と対策方針で取り組んでいくおつもりなのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 港湾区域についてですが、市が管理する水域施設における安全確保については、現在開発局や海上保安署などの関係機関と協議を進めているところであり、引き続き可能な対策の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

また、帽子岩周辺区域及び網走沖合海域への対応につきましては、網走海区漁業調整委員会などにおいて関係漁協より問題提起されており、現在北海道により対策を検討していると聞いておりますので、必要に応じて北海道と連携して進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 市の方針はわかりましたが、一つ北海道に関してですが、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例というのが実はあります。近年増え続けてきている水難事故を防止し、皆さんが楽しく安全に水域で遊べるようにつくられた条例であります。その第18条に水域利用調整区域というものがあります。これは水難事故を防止するために必要があるときは水域利用調整区域を指定し、

プレジャーボート等の航行等を禁止または制限することができるとあります。また、漁船が頻繁に航行したりして、危険性の高い水域についてもこれに指定できるそうです。これに関しては違反したら20万円以下の罰金が科せられる制度となっております。

網走市においても、近年の状況はこれに該当する緊急的な事態であると私は認識しております。道としっかり連携することで、これに対応できると私は考えますが、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 北海道プレジャーボート等の事故防止に関する条例における水域利用制限区域の指定による制限についてですが、当該条例に関連し振興局において毎年実施されております道内プレジャーボート集中水域実態調査において、網走港内及び海岸町から帽子岩付近のミニボートの危険性について報告しております。

また、本年10月当市の呼びかけにより、北海道、網走海区漁業調整委員会、海上保安署、漁協に参集いただき開催しました遊漁プレジャーボート対策協議において、北海道に対し現状を説明し水域利用制限区域の指定に向けて要請をしており、引き続き北海道に対して地域の状況を説明するとともに、対策について要請してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 せっかくある条例ですので、時間は要するのかもしれませんが、しっかり対応のほうを道に求めて協議を続けていっていただきたいと思っております。

あわせて、これは罰金が20万円科せられるということで、これに基づいては海上保安庁に検挙活動を求めることも必要だと思いますが、その辺はどのような調整をなさっているのか伺います。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

小田部議員の質問に対する答弁から。

建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 海上保安署の対策活動についての御質問ですが、当該条例は北海道の条例であり、水域利用制限区域の指定に向け要請はしておりますが、指定された際については北海道を通じ海

上保安署にその活動を要請することとなると考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 理解いたしました。

では、この北海道プレジャーボート等事故防止等に関する条例について、この網走市として水域利用調整区域に指定してもらえよう強く求めていくという形でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 協議を含めて要請するものと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 協議しながら進めていくということで理解いたします。

では、網走市独自で市ができること、できないこと、この3か所についても様々あると思いますが、まずはそういった認識、市ができることはどういった部分なのかお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市ができること、できないことについてですが、先ほども申し上げましたとおり、市が国から管理委託を受けている施設は陸域施設と水域施設がございます。これまでも管理委託を受けている陸域の施設においては事故防止のため立入禁止区域や車両進入制限区域の設定を行っており、平成27年にはH A C C Pにより立入禁止区域の追加を行い、衛生面での安全確保を図っております。

港湾区域の水域であっても、管理委託を受けていない水域は市の権限は及びませんが、西防波堤から海岸町までの水域に面する砂浜での漂着物の除去や釣り人のマナー啓発活動は行っております。

また、安全に対する認識不足、ルールやマナーが守られていないボート利用者も多いため、10月3日及び10月9日に市が調整を取り、海上保安署、警察及び北海道と共同で安全航行や航行ルールに関する啓発活動を実施しております。

本年実施した関係機関との啓発活動は継続して行うこととし、引き続き航路、泊地における水域施設の適正な運営に資する安全確保について適宜・適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 繰り返しになりますが、今御答弁があったように、国から管理委託を受けている航路、ここに地図がありますけれども、航路、泊地と

言われている場所ですが、ここに関しては網走市が責任者であり管理者であると思います。

川や港からは様々な漁船が繁忙期には60隻を超える漁船が出航し漁を終え帰港しております。そういった状況の中に、週末には何十隻もの、風の強いときには港湾の中にまでプレジャーボートやゴムボートが散見されているというのが現状です。

中には160トンを超えるような底引き船、漁船も毎日出港し、しけであれば早く帰港し帰ってくる時間帯もばらばらであります。そんな状況の中に小さなゴムボート。先日も答弁がありましたが、レーダーにも映らない、目視でも確認できない、160トンの船から見ればゴムボートなんてもうガスがかかったら全然見えませんよ。よく今まで事故がなかったなというような現状であります。こういった現状の認識というのは市も同様に持っているものだと思っております。

先ほど北海道の事故防止等の条例を質問させていただきましたが、これを参考に網走市が管理者である、責任者である、この航路の部分、泊地の部分に対しては網走市の条例で制限が、ルールが決められるのだと私は考えていますが、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 議員御指摘については認識しているところでございますが、水域においても港湾法上の航路、泊地の管理委託を受けている施設があることから、その施設に関する安全確保の観点から禁止行為について海上保安署、警察、開発局などの関係機関と協議をしています。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 協議していることは重々承知しております。先ほどから、先日も答弁もありました。

ただ、この部分に関しては、網走での権限でそういう制限、ルールを設けることができるのだと思います。

今御答弁、協議して一生懸命皆さん動いているのは理解いたしますが、仮にもしこれだけ議会でも先日も今日も議論され問題提起されている中で、もしルールや条例もないまま痛ましい事故が発生してしまう可能性というのはすごく多い。事故がないほうが不思議なぐらいな状況だと私は認識しているのですが、そういったことが起こった場合、市としてはどのような責任を取られるのでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 事故が発生した場合についてですが、個々の事故の状況に応じ市の対応が決まるものと考えておりますが、例えば道路上の事故の場合、道路の技術的構造に起因する事故であれば当然道路管理者の責任が生じることと同様に、航路や泊地においても、そのようなことがあれば管理者としての責任は生じるものと考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 このような事故が一切起こらないためにも早急な対応が求められていることなのだと思います。

何事にも目標というものが必要だと思います。目標に向かって努力するということが大切なことあります。

網走市が国から管理委託を受けているこの航路、泊地については市の判断でルールを決められるのだと私は考えています。この問題を来シーズン、同じような危険な状況にならないように、強い意志を持って取り組んでいくということによろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市としましても、来期において当然事故が起きてはならないものと考えておりますので、繰り返しになりますが、水域施設に関する安全確保の観点から禁止行為について、海上保安署、警察、開発局などとの関係機関と協議をまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 協議はわかりました。

しっかりとしたルールがある関東、関西、北海道の他の地域では、ゴムボートのルール違反に対して海上保安庁が厳しく検挙しているそうです。そういった事例がルール違反の激減につながっているそうです。

網走でのゴムボートの問題は、悲惨な事故を防ぎ、漁業者の仕事の妨げにならないためにも、絶対解決しなければならない問題であります。網走市が中心となって海上保安庁、消防、漁協、警察、関係機関としっかりと連携協力しながら今後の対策・協議を重ねていかなければならないということは、今も協議をしている中だということは重々承知しているところでありますが、ゴムボートだけを悪者にした議論だとなかなかいい策は生まれないと、私は思っております。漁業者と釣り愛好家相互にとってメリットのある事故防止策を考えていくべきだと思います。

います。

そのことも含めて、スケジュール感、スピード感を持ってしっかりと取り組んでいていただきたいと思いますが、このスケジュール感、スピード感についてもう一度御答弁をお願いします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市においても、陸域では警察が立入規制に対する取締りを強化したことで、西防波堤や新港地区などの立入禁止区域における違反者は激減いたしました。同様に水域においても、関係機関と連携した効果的な対策を取る必要を考えております。来期において、当然事故は起きてならないものと考えておりますので、引き続き海上保安署、警察、開発などとの関係機関と協議を進めてまいります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 なかなかスケジュール感に関してはお答えできないような状況だということはわかります。しかし、この問題は網走市の問題に関しては、最終的には水谷市長の判断ひとつだと思っております。事故など起こらないような適切な時期に適切な判断をしていただきますよう申し添えて、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

通告に従って質問をまいります。

1項目めは、原油価格高騰への対応についてであります。

コロナ禍が長期化し、暮らしと営業を守る取組が年末に向けてますます求められていると思っております。

岸田政権のコロナ対策と各種給付制度は極めて不十分だというふうにも考えています。こうした下で各地方自治体では、独自の支援制度の創設・拡充に踏み出しているようであります。

また、原油価格の高騰によって、各分野にわたって追い打ちをかけることになり、農業をはじめ各分野に影響が出ているようであります。

そこで、何点か伺っていきたいと思っております。

まず、農業、林業、漁業への影響と対応についてであります。

今年の農業は夏の高湿・小雨や秋の長雨などで、主要作物の作柄はよくないとの声も聞いていたのですが、しかしさきの市長の冒頭の開会の挨拶の中で、農業は全体としてはまずまずの状況だということで

ありました。そうなのかもしれませんが、いずれにしても今年は原油高騰によって農業機械類の燃料であるガソリン、灯油、軽油、重油の値上がりによって経費が大きく増えている状況にあるようです。

また、林業について同様であります。令和3年6月の段階でのスギの木の原木の価格というのは、北海道はマイナス3%となっております。国産材の価格は2倍以上の高値を見せている地域もあるようですが、輸入材の価格も値上がりが顕著となっているというふうにも聞いております。林業も動力となる機械類の燃料は農業と同様にガソリン、灯油、軽油、重油というふうに使っております。

そこで伺いますが、網走の農業、林業の状況と原油価格による影響について、認識と今後の対策についてまず伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 農林業の原油価格高騰による影響についてであります。農林業を営むものは現在軽油取引税の課税免除の適用を受けているところでもあります。

農業においては、この免税軽油の活用がされておりますが、肥料も含む資材などの価格上昇もあり営農経費が上がっているということは聞いております。

こうした状況下におきまして、近年スマート農業の推進が図られており、網走市においても産地パワーアップ事業の活用によりGPS付トラクターやスプレーヤー、播種機などの省力化機械の導入が進み、燃料費や施肥料の圧縮がされているところでもあります。

また、畑作につきましては、経営所得安定対策によりまして生産費の補填がされておりますが、今後国においては、この単価設定に燃料や資材などコストの上昇も含め検討すべきとの意見も出されているというふうにも聞いております。

林業につきましても、免税軽油の活用がされておりますが、原油高騰を背景に燃料価格や資材価格の上昇が見込まれることから、網走地区森林組合では施業を担う事業者に対しまして、影響の緩和措置のため事業費に5%上乗せを行うことを決定したというふうに聞いております。

農林業は直接的な燃料につきましては、先ほども申し上げましたとおり、軽油取引税の免税を受けておりまして影響は大きいとは考えてはおりません

が、国の経済対策の動向やその効果を注視していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 今燃油の関係の答弁がありましたけれども、確かに税で軽減はされているのは確かですが、ただそうは言っても価格が上がっているのは間違いのないわけです。その税の部分だけは免除されているけれども、価格そのものが上がっていますから、いずれにしても経営を圧迫することは間違いのないだろうと思います。経費がその分かかりますから。その点、私は問題点としてあるのではないかとこのように思っています。

そして、全体として網走の農業というのは力が強いといいますか、力を持っています。そしてここ数年もずっと安定的な状況だったと。今年これだけ夏の小雨、そして秋の長雨という中にあっても若干減少するにしてもまずまずの状況というのは、これまでの農家の皆さんの努力などもあるのだろうというふうに思いますが、ただやっぱりそうは言っても地域によって差があるのだろうというふうに思います。網走市内においても、砂地で比較的水はけのいいところがあれば、粘土地でなかなか水はけが悪いとか干ばつに弱いというようなところも多分あるのだろうというふうに思いますが、この地域の差といいますか、そういったもの、例えば西網走方面などは比較的粘土地が多くて大変な地域だというふうに私は認識しているのですが、一律に見ないで、やっぱりそういった地域のこともやはり把握する必要があると思うのですが、その点はどんなふうに原課としては考えているでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 地域によつての収益の差というところではありますが、議員のお話のとおり、やはり地域によつては土壌も違いますので、気候もありますので収量等もやはり違うというところはございます。

そうしたことから、やはり私たちとしては基盤整備を進めていくということと、やはり畑地かんがい設備の重要性というのが今回の干ばつでもわかっておりますので、そういうことを活用しながら営農の技術も各自高めながら、収益の向上には努めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

次に、漁業について伺います。

漁業はここ10年ではサケの漁獲量というのは2013年が1万4,836トンであったのが、2020年では473トンまで、数字違っているのが4,734トン、ちょっと数字が違いましたね。いずれにしてもサケの漁獲量は下がっているわけです、ここ数年。マスというのは大体隔年で捕れたり捕れなかったりするというふうな状況があるというのが特徴でありますけれども、今年は極端に不漁だったというふうにも聞いています。

温暖化の影響で海水温が高いというふうな報告もあるようですが、本来捕れるはずのないブリなどが近年大量に捕れるというふうなこともあり、気候変動、温暖化の影響は深刻になっているというふうにも思います。

先日、内水面の漁師の方のお話を伺いました。コロナの影響で消費が落ち込んでいるため、魚の価格が下がり生産量を制限していると。そして、シジミなどもそうですけれども、そのため売上げが100万円ほど減少しているというふうなことでありました。そういう中であって、ガソリン、軽油、灯油、重油と、こういった価格が高騰して経費が増えて経営が厳しいというふうな声も伺いました。免税軽油を使っているけれども、しかしそれでもやはり価格が上がっているのは確かなので大変なのだというふうなお話でした。

このように農業においても、そして漁業においても、原油価格の高騰というのは経費の増大で経営が圧迫されているというふうには私には思いますが、漁業への原油価格高騰の影響と対応について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 漁業への影響というところでございますが、近年地球温暖化による海水温や気象の変化によりまして、全道的なサケ来遊数の減少や網走湖のヤマトシジミ資源の減少など、一部の魚種について漁獲量や資源量の減少が見られているところであります。

燃油高騰の影響につきましては、本年度はホタテが豊漁でありまして漁業全体としての生産金額は増加していることや、船舶燃油に対する免税制度や漁業セーフティーネットによる補償制度もあるため、現段階では漁業全体としまして影響は限定的でありまして、大きな影響はないというふうには認識しております。

しかしながら、全ての漁業者が補償制度に該当するわけではないということから、市といたしまして

も関係漁協から適宜状況を聞き取りながら今後の対策の必要について協議をしていきたいというふうに考えおります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それで、漁業においても答弁があったように、やはり格差といいますか、外海と内水面においても同じ西網走漁協の中にあっても、能取港の漁師さんと網走湖の漁師さんでは相当やっぱり開きといいますか、格差が出ている。とりわけ網走湖の漁業者の皆さんはここ数年シジミの問題などもあって、やはり厳しい状況だと。他の漁業者から見ると、という意味で大変だというふうに思っています。ここについての市としての見解はどのような考えを持っているのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 内水面、特に網走湖のシジミの関係でございますが、網走湖につきましては気象の関係等もございまして環境が変わってきているということで、再生産ができないという状況がございました。このため市としてもやはり大変なことだということで、網走漁協、西網走漁協と、あと技術的なこともありますので、水産試験場なり皆さんとヤマトシジミの資源の対策検討会議というのをつくりまして、現在その対応について取り進めているところであります。

現在は環境のほうも変わりまして、網走湖内の塩分濃度も上がってきておりますので、再生産も少しづつしているというところでありまして、まだ皆さん西網走漁協のシジミの生産者の方には100トン近くの減産を強いられているという厳しい状況であります。今後資源の増大に向けてその検討会、あとまた開発のほうでもいろいろと湖内の環境整備をしていくということもしておりますので、そこをあわせて今後シジミの増益対策をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

シジミの回復の兆しが見られているというのは非常に明るい展望だというふうに思いますが、油断はできないといいますか、さらなる努力が必要で、シジミが安心して生息できるような環境をつくる必要があるのだろうという点で今後も期待をしていきたいというふうに思います。

次に移ります。

原油高騰で苦しんでいる中で、農業でいうと新た

な厳しい状況があるというふう聞いています。

コロナ禍で外食する機会が減少したことから、米をはじめとして多くの農畜産物の消費が減少していると。また、グローバルな貿易協定による輸入食料の増加が、国内農畜産物の縮小に向けた動きというのが強まっていると聞いています。

てん菜ではビート等の糖価調整金制度を守るためとして、交付金対象数量を64万トンから52万トンに減らす動きが強まっており、北海道糖業本別工場というのが2年後には閉鎖されるというふうにも聞いています。

輸入砂糖から関税のような形で砂糖調整金を徴収して、国内生産対策を行ってきましたが、その累積赤字が384億円になったと。その赤字圧縮のための対策として交付金の対象数量を減らそうというふうにしております。それでは、根本的な解決にはならないと私は思っています。国が本気で自給率を引き上げ、道内の畑作農業を守るためには砂糖調整金のみを財源にするのではなく、一定の国費を投入することが必要だと、そうしなければならないというふうに考えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 砂糖の需要につきましては、消費者の低甘味嗜好などの影響もありまして減少傾向で推移してきた中、新型コロナウイルスの影響によりましてインバウンドの減少や旅行控えなどに伴うお菓子や飲料向けの需要の減少によりまして、甘味全体の需要量は300万トンを割り込む状況というふうになっております。

農業者が安心して、てん菜の生産に取り組むためには、糖価調整制度は重要であると私たちも考えておりまして、農業団体では調整金の安定運用のため国費負担割合の増加を求めているというところでもあります。

国費の投入につきましては、国が様々な面から検討することでありまして、市としては答弁を差し控えさせていただきますが、当市といたしましては、てん菜の生産振興対策として国の補助事業におきまして国費を活用して体制整備を図ってきているところでもあります。てん菜は当市の重要な基幹作物の一つでありますし、輪作体系の維持、農地を守っていくためにも、引き続き関係機関と連携をして畑作振興を進めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 まさにてん菜は畑作三品のうちの重要な1品と申しますか、このオホーツク地域とそれから十勝地域がこういう畑作3品を中心として日本の食料を支えているというわけです。

そういう中で、このビートが、てん菜が危機的状況にあるというのは、やはりこの体系が崩れると農業全体が影響を受けて、ではどうやって農業を営んでいくのかという根本的な問題になるという点で、やはり私は国のしっかりとした考え方というのが大事だなというふうに思います。それ以上、部長に言っても前に進みませんから、次に移りますが。

次は、酪農です。

10月からは生産団体が中心となって、過剰在庫を抱えるバター、脱脂粉乳の解消に向け、生乳生産の抑制対策を始めているようであります。

今朝の新聞でも、この生乳のことが出ておりました。5,000トンあまりが消費されない状況になるようなので廃棄せざるを得ないのではないかと。およそ今から15年ぐらい前に、余った牛乳に食紅を混ぜて、それを廃棄するという非常に心苦しいといひますか、何とも酪農家にとっては厳しいといひますかね、何のために生産してきたのだというふうに思うようなことが起きて、非常に私も心を痛めたというふうに思い出しております。

国のこの規模拡大の推進政策が結果として今あだとなっていると。結局同じことを繰り返しているのではないかと、私は思っております、こういった畜産というのはそう簡単に調整できるものではありません。相手が生き物ですから、乳牛から牛乳を生産するということでありますから、そんな簡単にできないというふうに考えています。

そこで、当面は輸入抑制を進める必要があります。そして、また輸入生産自体に依存する生産スタイルから持続可能な北海道酪農の姿を目指していく対策を講ずることが必要だというふうに考えます。

12月1日に北海道農業会議の中谷敏明氏、南和孝氏の両副会長が各政党に対して、地域の実態に即した農政の実現を求めると要請行動を行ったようであります。その中の一つに、米価、乳価、砂糖価格の下落への対策を求めています。

そこで、網走の酪農の状況と認識について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 当市の生乳につきましては、主に加工向けとして出荷をしておりますが、令

和3年の見込みの生産では、生産量は1.6%の増加の見込みとするものの、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みがプール乳価に影響したこともありまして、生産額は0.1%減少する見込みとなっております。

国内の動向を見ますと、業務用牛乳、乳製品の需要が減少して、減少分の生乳が保存の利くバター、脱脂粉乳に仕向けられたことにより過剰在庫が出ており、年末の供給量も見据えて酪農団体では生産者に12月下旬から翌1月上旬にかけて、一時的な生乳出荷抑制などの緊急対策を呼びかけ、出荷を抑制する酪農家には助成を行うことと併せて乳業メーカーには製品の生乳使用率の引上げ、乳製品工場のフル稼働、積極的な販売、消費活動を求めていくというふうに聞いておりました。

しかしながら、先ほど議員のおっしゃったとおり、農林水産大臣の会見もあって新聞報道もありましたが、生乳廃棄の懸念が出てきているということが報じられているところでもあります。

農水省におきましては、今後どのような対策が必要か検討したいということも言うておりますので、本市としましてはその対応策、そして生乳の需給状況を注視していくとともに乳量、乳質の改善を図るため、引き続き網走市乳牛検定組合の支援と畜産クラスター事業を活用しまして、自給飼料利用の拡大などに取り組んで持続可能な網走の酪農、畜産の推進を図っていきたいというふうに思っております。

生乳の過剰在庫につきましては、市としてできることは限られているというところもありますが、生乳の喚起をしていきたいとも思っております。まずは、皆さん牛乳の消費、乳製品の消費拡大に向けて皆さんからも協力をお願いしたいというふうに思っております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 先ほども言いましたように、乳牛というのはお乳を搾るために妊娠し子供を産み、そして初めて搾乳が始まり、そして収量が落ちてくればまた妊娠させて子供を産んでという、そういう繰り返しです。結局生き物ですから、生産調整などというのはできないのですよ。おっぱいを搾らなければ乳房炎になって、それこそ乳を搾ることもできないし命にも関わるといような、そういった問題ですから、簡単に生産調整などというのはできるものではない、できないものです。だから、もしやるとすれば何年かかけてというふうなことであれば、そ

れはわかります。そういう意味では、私は二度と見たくない染め粉といいますかね、入れての廃棄するなどというのは本当にとんでもない話でありますから、そういったことをまた繰り返そうとしていることに非常に怒りを覚えています。

そこで、農業あるいは畜産などの自給率を高めるためには島国の小さな日本の国においては、やはり国の構えというのが大事だというふうに思います。農業を国の基幹産業としてどのように位置づけるかという、そういう根本的な問題があるのだというふうに思います。歴代政権は口では自給率向上というふうに言ってきました。しかし、現実にはどうかということ、もう既に自給率37%まで下がってしまっているという状況です。ここには、背景にはグローバル化とかという名の下でのいろいろな国際的な協定、ここに安易に参加するというようなことによって様々な影響が出てきていると。結果として自給率は下がっていると。

私が生まれたのは1953年です。まさにこの時代は自給率79%でした。これが私が成長すると同時にどんどん下がっていくということで、70年代あるいは80年代になるともう40%だと、そういった状況にまで下がってきたというのが歴史です。私の人生と同じです。見ているようなものです。

ここに実は1961年に農業基本法が制定されました。農業の機械化、これが導入されました。この農業構造改革という名の下での小規模農家の切捨てというのが行われました。それで切捨てに遭った1軒の農家は私です。私の我が家です。私がちょうど中学1年のときです。そのときに結局農協が肩をたたくのですね。もうそろそろ松浦さん、借金が増えましたねと。農地を価格と考えるともうそろそろやめてくださいと、こういうことが起きるのです。だから、私はその犠牲者だと思っています。つまり、私の人生そのものがここで大きく変えられる、生き方を変えなければ生きていけないということに、そういうことがありました。それほど厳しいものでした。

その後、自動車産業が大きく発展する中で、次は日米の経済摩擦というのが起きます。ここでも実は日本の農業が大きく変えさせられる。結局自動車産業を守るために何が行われるかといえばアメリカからの農産物の輸入ということで、大きく日本の農業、これまた果実の農家だとか、あるいは北海道の農業においても大きな影響を受けてきていると。つ

まりここには、この背景には私たちは言っているのは、日米安保条約というのがあって、この下でのアメリカの言うことを聞かなければならない、言いなりになっている政治の下で結果として犠牲になったのは農家です。いまだに農家が犠牲に、結果としてなっているという、そういうことが今も続いているということに私は非常に怒りを持っている一人であります。

国民の食料を確保するために、やはり北海道の農業を守らなければならない。とりわけこのオホーツク地域の農業を守らないと、日本国民の食料をつくれなわけですから、そういう意味でも、私は食料の生産地域として自給率向上をさせるために国に対してしっかりと具体的な対策を取るよう求めていくべきだというふうに思いますが見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 食料自給率の向上と、国の基幹産業といいますか、食料をつくっていく上で日本人の大切な産業であるというふうに私たちも認識しております。

自給率を上げるためにも、私たちは農業生産、まずは基盤整備をしていくとともにいろいろな補助事業を活用しながら機械も入れながら、担い手不足にも対応するためにはスマート農業というところでも事業を進めてっております。

国のほうにおきましても、やはり自給率というのが今現在38%だったと思いますが、上げなければならないということも、今回コロナの関係で食料安全保障というところもクローズアップもされてきておりますので、国のほうでもそういうところは考えていると思います。

市としましては、やはり網走の基幹産業である農業、そして1万4,200ヘクタールの農地を守っていくためにも、今後とも農協とも連携をしながら農業の持続的な発展をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

日本の農業をしっかり守るのが本来政治の役割だと私は思います。

私が子供の頃79%も自給率があったわけですから、確かに人口はその当時は8,000万前後だったかもしれませんが、しかしいずれにしてもそれだけ食料自給率が高かったと。そして、いろいろな作物を作っていました。畑作3品ではありませんでした。

麦も米も、あるいは小麦や、あるいは豆類というような形でたくさん作っていました。そういう中での輪作体系をつくっていましたが、今は結果としては大きく農業が変わって3品を中心とした農業に今なっているという中で、しかしそういう中であってもやはりイモも、ビートやイモというのは非常に大事なものでありますし、そして小麦もそうです。この三つが輪作することによって農地が守られていくということでもありますから、ぜひ今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○井戸達也議長 松浦議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦議員の一般質問から。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、バスなど公共交通、運輸業をはじめとする各業界への影響と支援について質問したいと思います。

原油価格の高騰はあらゆる分野において影響が出ていると。市内のバスなど公共交通、運送業への影響も大きく出ているのではないかと思います。また、運送業の中には、運転代行業、いわゆるカーヘルパーというようなところも入るというふうに思います。この間、新型コロナの影響で飲食業が休業したり、時短営業などで厳しい経営を余儀なくされてきた業種でもあります。そんな中でのガソリンの高騰で、経営をさらに圧迫するという状況にあると聞いています。運転代行は最低でも3人のスタッフが必要であり、代行運転の要請があるまでは町なかでスタッフが待機するという状況であります。これからの季節はエンジンをかけっ放しにしていかなければならない、そういった意味でもガソリン代の高騰というのは経費が増える。事業者としての経営が厳しいというふうな形になります。運送業への影響について、市としてはどのような把握をしているのか、現時点での状況について伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 原油価格高騰による運送業の影響の把握と状況についてでございますが、原油価格の高騰による影響は公共交通事業者や運送業

のみならず事業者全般に及ぶものと認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 確かに全般に影響しているのです。中にはいわゆる一くりにできない問題もあると。つまり一定の力を持った業者もいれば、先ほど例として挙げた代行運転業などというのは非常に力の弱い業種でもあるわけです。そういう意味では、影響の出方という点では、力のあるところは何とか一定の経営を維持できるかもしれないけれども、小さいところ、力の弱いところ、ここはやっぱり大変難しい状況になるのではないかと。この点では原課としてはどんなふうな認識をしているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 先ほどもお答えをいたしました。運転代行業にかかわらずあらゆる業態の部分で影響が出ているというふうには認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 確かにそうなのですけれども、そういう意味で、力の弱いところに対する私は支援が場合によっては必要なのではないかとというふうに思うのです。なくてはならないところですから、業種だというふうには私は思います。特に私などは結構利用している側ですから、そういう意味ではなくなればまちに対する影響も出てくるということになると思います。

そういう意味で、確かにアバウトな形での言い方はあるのかもしれませんが、やはりそこはしっかりと市としても現状を受け止めて実態把握に努めていただきたいというふうに思います。

次に、民間の障がい者施設、福祉施設、幼稚園、認定子ども園などへの支援についてであります。

網走市として、今定例会での補正予算の中で、庁舎をはじめ各種施設の管理運営する上での原油価格高騰による影響で、補正予算でたしか21本ほどあったかと思うのですが、提案されています。大きい施設であればあるほど燃料の経費がかかることは、公であれ民間であれ関係なくかかるものであります。市内には、民間の障がい者施設、福祉施設、幼稚園、認定子ども園などがありますけれども、こういった施設への支援はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 障がい者施設、福祉施設、幼稚園、認定子ども園などへの支援についてでございますが、幼稚園、認定子ども園における施設型給付費の公定価格につきましては、児童1人当たりの保育に必要な費用を積算する仕組みで冷暖房費の加算項目があり、また高齢者及び障がい者施設につきましては、事業所の種別やサービスの内容等に応じた報酬、さらに本人が負担する居住費などの基準が国によって定められておりますので、燃料費等の経常的な費用は国による支援策が必要だというふうに考えてございます。

現時点では各施設から支援に関する相談、要望等はございませんが、引き続き燃料価格の推移や及ぼす影響など注視してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 基本的には国が行うべきだと、それは私もそのとおりでと思います。ただ、これが果たして国がどのようなスピード感で対応するのかという、そこが非常に不安なところです。

今のところ、施設側からの要望等はないということのようですけれども、いわゆる市のほうから幾つかの施設に抜粋して状況について調査をするというような考えはないでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現時点におきましては、国の支援策というようなことで明らかなものはちょっと示されてはいないのですが、やはり今燃料等の価格高騰といったことで施設側に対して、市としてもどのような影響が出ているのか、確認また注視をしていきたいというようなことで考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 しっかりと対応していただきたいと思っております。

次に、国は地方公共団体が原油高騰に対応する支援事業として生活者や事業者に対して特別交付税を講じるということを決めております。この制度はかなり広範囲になるというふうにも聞いております。今回の市の原油高騰に関わる対応についても、この制度を利用するのではないかとというふうに思うのですが、この制度の趣旨と措置率について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓

のための経済対策では、地方公共団体が生活困窮者に対する灯油購入費の助成など、原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税措置を講じるとされており、現時点で詳細につきましては明らかになっておりませんが、平成26年度に実施された原油価格高騰対策の特別交付税措置につきましては、措置率は2分の1でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 多分そういう、2分の1だろうと私も思います。私の持っている情報の中でもそういうふうになっております。

この範囲というのが結構広いのだろうというふうに思います。自治体によっては民間バス事業者へ車両1台当たり30万円支給するというようなこともやっていると聞いているところもあると聞いておりますし、それから今福祉のほうに伺ったように、福祉施設、こういったところにも対応が可能ではないかというふうに私は考えるのですが、そういった民間の部分についてもこの制度が使えるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 特別交付税措置につきましては、地方公共団体がその必要性に応じて実施した場合に交付税措置を講じるというものですので、あらかじめ補助金のように用途が明確になって補助申請をしてその補助金を受けるといったものではございませんので、まず市としてその対策が必要かどうか、そこがまず事業実施に向けてのまず検討に入りまして、結果として交付税措置は得られるだろうということですので、ちょっと補助金の考え方とは異なるというふうに認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういう意味では、やはり前段で福祉の関係でも質問しましたが、市としての計画あるいはどういう対応をするのかということをしつかり今後対応していただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。

新型コロナでの中小業者、そして飲食店への対応についてであります。

第6波の襲来が懸念される中での感染拡大防止への取組についてです。

今年の夏場から第5波が始まって、オリンピック・パラリンピックで感染拡大が蔓延すると、猛威

を振るいました。やっとなり感染拡大が収まりかけてきたというところではありますが、ここに来てオミクロン型という変異株が発見された。この変異株は感染力が強いことや新型コロナのワクチンもあまり効かないのではないかなどとも言われております。驚異的な勢いで今世界中に感染拡大が起きております。日本においても日々感染拡大が確認されているところで、国民の中に不安が広がっているという状況だと思います。

新型コロナウイルス感染は日本国内に持ち込まれてほぼ2年になりますけれども、多くのことを経験し教訓を導き出してきたのではないかと思います。

新型コロナの第6波の感染拡大が年末年始にかけて起きるのではないかと専門家からも指摘がなされているところです。

網走においてもこの間、クラスターも何度か経験をするなど、担当者をはじめ関係者、スタッフの皆さんは対応に大変苦勞されたというふうに思います。

大事なことは、何よりも感染対策をしっかり行って感染しないということだと思います。第6波を起こさない、そういった対策が必要ではないかと思えます。それにはやはりワクチンの接種と一体となつて大規模な検査も講ずることが必要だというふうに思いますが、基本的な考え方を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 新型コロナウイルス感染症防止対策についてでございますが、3回目のワクチン接種につきましては、昨日から市内の医療従事者を対象にワクチン接種が開始されたところでございますが、その他の優先接種及び一般につきましても早期に接種を開始することで、現在準備を進めているところでございます。

検査でございますが、陰性であっても翌日は感染する可能性があるといった状況があり、頻度や回数を含め何が適正なのか判断が難しいというふうに考えてございます。市といたしましては、感染症指定医療機関に導入した抗原定量検査機器を活用し、福祉施設や企業等が取り組むクラスターの発生防止、また身近なところで感染が発生し自身の行動歴に不安がある場合で、行政検査の対象とならない事例など市民の不安解消を目的に創設した新型コロナウイルス感染症検査事業を継続するとともに、これまでと同様市内の感染状況によりましてはスクリーニング検査や子供の無料検査を実施し、感染拡大や集団

感染事例の発生防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いろいろ不十分な点もあったかもしれないけれども、やはりクラスターが発生したときの網走市の対応というのは相当よかったのではないかとこのように思います。広めに検査するというようなことで感染拡大が最小限で済んだという点では、やはりしっかりこの教訓を生かさなければならぬというふうに思います。

次に移ります。

地域医療構想による公立、そして公的病院の削減計画についてです。

新型コロナが国内に感染拡大し2年になりますけれども、この経験を生かすことが大事ではないかと思えます。緊急時に備える医療、保健所の体制強化はこの間の大事な教訓の一つだったというふうに思えます。

この間、国は医療数の抑制、病床の抑制、病院の統廃合や保健所の削減など、コロナ感染爆発を引き起こし、医療崩壊の大きな要因にもなりました。その結果、北海道におけるコロナ感染による死者数は東京、大阪に次いで3番目に多く推移し1,500人に迫っているというふうにも聞いています。

全国の急性期などの病床を2025年までに20万床削減する地域医療構想は、総選挙の討論会でも議論が交わされました。北海道でも入院できずに自宅で亡くなる人が続出したにもかかわらず、1万から1万5,000床もの削減計画を推進しようとしております。さらに、公立・公的病院の統廃合を含む地域医療再編構想では、北海道でも54もの病院が対象で、コロナ対策でコロナに奮闘する旭川市立病院や町内の救急車を時間外も受け入れる近隣唯一の小児科病院、24時間対応の在宅医療を担っている日高町の病院もこれに含まれていると。このような統廃合に対して、道議会をはじめ多くの市町村が国への意見書が可決されております。

北海道では、今年度病院や病床の統廃合をすれば給付金を支給する病床削減支援給付金3億3,000万円（14医療機関319床）の予算を組んでおります。つまりベッドを減らせばお金を出すと。しかも空いているベッドだけではありません。患者が入院しているベッドまで減らすことを想定して、給付金を設定しております。こんなことは許されない、こういうふうに思います。

病床削減について、社会保障審議会医療部会で、「コロナ対策で病床を確保しようとして一生懸命努力しているさなかに、病院に再編整理の話を持ちかけるなどナンセンス」だと、これは全国知事会の代表が言っております。また、「このまま地域医療構想を進めることは、医療崩壊を加速させるおそれがある」これは全国市長会代表の方です、の発言があります。

このようなコロナ感染拡大から教訓を学ぼうとしない国の態度については、市として地域医療構想をやめようと求めるべきだというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 地域医療構想による公立・公的病院の削減計画についてであります。地域医療構想の目的は今後人口構造の変化に伴い、医療・介護を含めた地域生活におけるニーズやこれらに対応する取組、支援の担い手が変化していくことを踏まえ、各地域におきましておのおの実情や住民の希望を踏まえつつ、限られた資源を有効活用し、どのような機能を確保していく必要があるかを検討し、具体的な取組を進めることにあります。

北海道におきましては、平成28年12月に北海道地域医療構想が策定されておりますが、地域における医療構想に関しましては、圏域ごとに重点課題を設定し集中的に議論を進める方針であるため、これまでと同様、北網圏域地域医療構想調整会議におきまして、地域の特性や実情に応じた課題等の議論が進められるというふうに考えてございます。

引き続き、公立・公的医療機関等の再編統合の議論も含め、地域医療における課題や問題点を提言するとともに、近隣自治体や医療機関と連携を図り、医療資源の有効活用、さらには効率的で質の高い地域医療の維持・充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

病床には高度急性期、急性期、回復期、慢性期がありますが、団塊の世代が75歳に達する2025年を見据えた地域医療構想推進シートの見込みでは、不足が見込まれる病床がある一方で超過が見込まれる病床もございますので、様々な観点を踏まえた病床の再編が必要であるというふうに考えてございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、北網圏域の感染症指定医療機関におきまして、フェーズに応じた病床が確保され連携対応しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ある意味、理解もできるのですが、ただ理解できないところもあります。

この地域医療構想という、そのものの中に具体的な病院名まで出ているわけです。これは私たちこの間、コロナに感染する中でどれほど網走の中でも医療体制が大変なのかということも十分我々経験したというふうに思うのです。そういう中で、地域の医療機関がなくなるかもしれないという、この不安。斜網でいえば、小清水だとか斜里だとかというところに名前が上がっていますから、それはやっぱり大変なことです。こういう病院がなくなるとは絶対ならないというふうに思うのです。

それで、厚生労働省は10日地域医療構想の実現を狙って、各医療機関の対応方針を2023年までに策定するよう都道府県に要請しました。新型コロナで策定期限を延長してきましたけれども、全国436の公立・公的病院の再編統合の検証とともに民間医療機関を対象に含まれております。今後自治体や医療関係者らでつくる地域の調整会議で議論されることになります。

御承知のように、この構想をめぐるのは厚生労働省が2019年10月に機械的な一律基準で再編統合の議論が必要だというふうに決めつけて、424の公立・公的病院名を発表したものです。当初2020年9月までに結論を出すというふうに決めておりましたが、コロナを受けて延期したものであります。

言いたいことは、地域医療構想の中に、削減する対象の中に、先ほど言ったように斜里とか小清水といった病院名が入っていることであります。名前が残っているということは、理由をつけてそれを実施することにもつながるのだというふうに私は思うのです。既に厚労省はその10日に具体的な動きを出しているわけですから、ここに対しての市としての対応というのが求められているのではないかと。言わば一番いいのは削減を求めるというふうに私は思うのですが、その点での見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 議員お示しのとおり、国が示す再編統合の対象として斜網地域では斜里、小清水といった病院名が上がっていることは事実だというふうに認識してございます。

ただ、一次救急、二次救急も含めて、地域それぞれの病院の役割がありますし、やはりその連携した地域医療を守らなければならないというようなこと

がございますので、今後につきましてもこの北網圏域地域医療構想調整会議の中でしっかりその部分は提言をして、斜網地域の医療体制を守っていきたいというようなことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういう点では一つの病院、小清水にしても斜里にしてもなくなれば、その負担は網走にある厚生病院にどっと来るというふうになりますから、その辺もぜひ踏まえて慎重な対応が必要だというふうに思います。

次に移ります。

新型コロナ感染拡大が収まってきておりますけれども、まだまだ様々な分野での経済活動が回復していない状況であります。

この2年間のコロナ感染による経営悪化を来し、国が金融機関に対し融資の条件緩和、無利子や据置期間を長くするなどの緩和がなされました。しかし、制度も今年になって据置期間が終わって返済が開始されるようになってきたというようなことも聞きます。網走市内の中小業者の資金繰りについてどのようになっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 中小企業者の資金繰りと経営状況についてでございますが、網走商工会議所が9月30日から10月8日に行った経営に関する実態調査において、資金繰りの状況では48.4%の事業者が厳しいと回答し、また今後の見通しにつきましても45.6%の事業者が厳しくなると予想をしております。

市内金融機関に対しましては、先日市と商工会議所が連名で、返済や貸付条件変更等柔軟な対応を求めるなど、コロナ期における金融円滑化に関する要望を行ったところでございます。

金融機関によりますと、コロナ関連融資については据置期間を最大5年としておりますが、3年の据置期間を設定している事業者が多いとのことで、返済が始まった事業者は一部ありますが、今のところ返済が困難な事業者はいないとの情報を聞いております。

今後据置期間が終わり、返済が困難な事業者については、借換えや貸付条件変更など柔軟に相談に応じると伺っているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 金融機関が柔軟に対応するということは大変ありがたいことだと、とりわけ据置期間が終わって支払いが開始するというふうになると、経営が回復していませんから、そういう中で借換えというのは非常に重要なことだというふうに思いますので、それは理解しました。

しかし、いずれにしても、半数近いところが厳しいと、見通しも厳しいということでもありますので、しっかり対応していただきたいと思います。

次に、コロナ危機で傷んでいる飲食店の営業を守る取組についてです。

新型コロナの影響で、時短営業、休業などで経営が相当厳しい状況にあるというふうに聞いております。市内の老舗の菓子店も倒産したというような報道もありました。新型コロナの影響と思われる閉店が今年になっても数件出ていると聞きます。先ほど小田部議員の質問の中ではそういったものは把握していないということでしたが、私の知る範囲でも数件あります。それは知っている限りです。ただ、今閉店したまま開店していないところが果たして店をやめたのか休んでいるのか、ここは確認できないところも実際にはありますけれども、いずれにしてもそういう状況であります。

もう一つ大変なのは、飲食店などへの酒類を卸している酒店、コロナによる影響が大きく出ております。それにもかかわらず国などの支援が少ないという状況があるというふうに聞いています。

昨年の持続化支援金は助かったけれども、それ以外は月次支援金だけというようなことで、緊急事態宣言下での休業補償は対象外とされ、飲食店へのお酒を卸しているが利益が少ないので経営が厳しいと、こんな声も聞いているところであります。

このような飲食店、スナックなどのほか、酒類の卸店の現状は厳しいものだというふうに思います。国や道の給付金や市の支援金で何とかやりくりをしてきた、ここに来て相当厳しい状況のところもあるというふうに聞きます。年を越すためにも、支援が必要になってくるというふうに思いますが、基本的な考えを伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 これまでコロナ禍によって影響を受けました事業者に対しましては、国におきましては雇用調整助成金、一時支援金、月次支援金、北海道におきましては特別支援金、緊急事態措置協力支援金、市においては社交飲食店応援金、緊

急社交飲食店自主休業支援金など、状況に応じて支援してきている状況となっております。

緊急事態宣言による飲食店の時短営業や休業により酒類の提供が低迷し、飲食店へ酒類を卸している事業者は大変厳しい状況であると認識をしているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は特定の業種のみならず多岐にわたる事業者に大きな影響を及ぼしているものと考えているところでございます。

今臨時国会におきまして、2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者へ地域や業種を問わず固定費負担の支援として事業復活支援金が創設されることとなっております。また、飲食店関係で12月6日から実施しました市のプレミアム付お食事券の最終販売では、市民の皆さんの御協力により完売となりまして、11月末に行いました販売と今回分を合わせますと、約7,000セット、額面にして約4,900万円が12月の一月間で市内飲食店において使用される計算となります。

市といたしましては、新たな支援制度の周知を図るとともに、コロナの影響など情報収集を行い、状況に応じた対応を努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 確かにこの間そういった支援がありました。ただ、昨年からすると、スナックや飲食店、今居酒屋さんなどは相当回復してきていますけれども、やはり大きな団体というのはいない。やはり少人数の宴会ぐらいしかない。そして、以前はその人たちが街に、スナックなどに流れていくのですが、それがあまりないというようなお話も聞いています。それで、今部長が言いました国の事業復活支援金と。確かにこれは今年11月から来年3月までの期間ということですが、問題はこの臨時国会が終わった段階から始まるのだらうと思います、多分決まるのだと思いますけれども、前の持続化支援金100万円とは違って、その半分なのですね。そして、その作業が始まるのは多分年明けだと思います。そして実際に手続をして順調にいったとして早い人で最高で50万円。そして30%から50%未満は30万円というのがありますけれども、手元に入るのは多分うまく早くやって、何もトラブルがなかったら2月の下旬から3月だろうというふうに、問題はそれまでどうやって暮らすのかということなのです。

よ。そのほかに、実はいろいろ問題があるのです。これ支援金などはほとんど基本、経費がかかっていませんから、これが所得に加算される。所得税の対象になるのです。今まで非課税だった経営者が昨年課税者になるということが、この支援金のためにありました。これが実は市民税、国民健康保険料、こういったところに跳ね返る。何のための支援金だったのだということで、私9月議会でも言いました。結果として可処分所得が減ってしまうのです。支援の中でも家賃が一番経費としてかかる。店を開けてなくても最低でも大体家賃は10万円しますよね。高いところは15万円、20万円しますが、大体平均すると最低でも10万円前後だろうと言われてます。そうすると、1年間でこれで120万円ですよ、というように考えると、この支援金だけで生きていくというのは相当大変で、結局これまで預金していたのを取り崩したりして暮らしていかざるを得ない。

プラス何があるかということ、白色申告の人は家族労働者というのは控除の対象としては86万円しか取れないのですね。それ以上取れない、経費として。そういった問題もある。これがいわゆる所得税法という56条というのがあるのです。そういった問題もあって、小さな業者というのは、そういう意味では、基礎控除も以前38万円、やっと今48万円になりましたけれども、そういったそれ以上あると全部税の対象になるわけですから、いかに中小、零細の業者は暮らしが大変かということはおわかりになるというふうに思うのです。そんなこともぜひ加味しながら、原課としてもしっかりと状況把握に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 これまでもコロナの状況になりまして、とりわけ社交飲食業組合ですとか、商工会議所通じまして、各業界の実態、そういうものは把握してきております。今議員から御指摘のありました部分につきましては、引き続き関係機関と連携を密にしながら、市でできることは適宜対応し、また国や道の支援策についてもこれまで同様市民の皆様、事業者の皆様に伝えられるよう尽力してまいります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ、今言ったことを捉えていただいて、私は何とか昨年年末に市が10万円支給したというのは大変喜ばれておりました。ぜひそんなこ

とも今年も考えの中に入れていただいて、何とかそういった今窮地に置かれている経営者の皆さんの経営を守っていくと、そのために力を尽くしてほしいということをお願いして、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 栗田政男議員。

○栗田政男議員 ー登壇ー 私のほうは、かなり前の議員と2名の議員が質疑している部分がありますので、かぶる部分がございますので、その部分については割愛をさせていただきながら進めたいと思います。

空前のアウトドアブームと申しますか、昨今コロナが少し背中を押したようなところもあるかは感じるのですが、アウトドアブームでございます。冬のキャンプに始まり、夏ももちろんですが、オートバイのツーリング、オートバイもすごい数が、私も好きですから数台は所有していますが、すごく高騰しています。そういうことが影響あるのかなのか別にしても、当市においては先ほど来いろいろなお話があった釣りブームであります。その中でもアキアジと私たちは呼ぶのですが、サケですね、サケシーズンの網走へのそういう釣り人の到来というのが今異常な状況にあるというのが現状だというふうに思います。

その中で、様々な議論がありました、ゴムボート対策について種々議論をされたと思います。繰り返すことはしませんが、やはり西港地区というのでしょうかね、要するに商業漁港、漁組の周辺は漁業者さんたちのために整備したものになります。これは紛れもない事実でその過程を皆さんも御存じだと思うのですが、昔網走川にあった地域からぜひとも向こうのほうに専用の地域を安全な場所を確保するので、川のほうから向こうに移動してくれということで、壮大な事業費を投入してあそこに造られた港があります。その中に、先ほど来、本当にゴムボート、昼休みちょっとユーチューブでゴムボートの走っている姿を確認したのですが、実に水面から近いところを走っている、本当に小さなものですね。法改正云々という話もありました、3メートル未満、馬力にすると2馬力以下ということになると思いますが、そういうゴムボートが値段にするともう全部合わせても30万円ぐらいで買ってしまうということなので、非常に手軽なものであるからなおのことそれを持ってきて乗るのですが、私はやっぱりこれは港というか商業地域にある港の中で、漁業者の邪魔になるようなところで釣りをされるというのは、

本当にこれは御免、迷惑千万な話でして、やはりその辺のルールづくりというのはしっかりやっていないと駄目でしょうし、道と協議という話も出ていましたが、やはりそれは基礎自治体である網走市がしっかりと規則をつくって対応していくのが筋道だと思います。道にお願いしても、いつになるかわかりません。道というのは所詮中間組織なのですよ。だから私たちの自治体、基礎自治体がその地場にあるものはしっかり、どこの管轄であろうがしっかり守っていくという意識はどうぞ持っていて、できることをしっかりとやっていただきたい。それをお願いしたいのですが、それに対しては再度時間がたちますからあれですけれども、協議して云々という話は結構なのですが、具体的に来年に向けて、今から始めておかないと間に合わないと思います。来年の今時期になってまたゴムボートでいっぱいだよ、大変だよと、必ず事故が起きますから。起きたときに、小田部議員が言ったように、どうやってあなた方は責任を取るのですかと。それは取る必要もないのかもしれないけれども、本当に人命はそこで失われるようなことが起きていいのかということには絶対ならないのですよ。加害者も被害者も大変な思いするので、ぜひともそういう規制というのはしっかりつくっていきたいのですが、再度それに答弁を頂ければ。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 先ほども申したことなのですが、小型ゴムボートにつきましては小型であるため、視界性が悪いことや船舶免許を持っていないなどの航行ルールを知らないこと、また安全性が悪いことなど、その危険性は指摘されているところがございます。このことから、先ほども申し上げましたが、今年につきましては10月3日及び10月9日に市が調整を取り海上保安署、警察、北海道と共同で安全運行や航行ルールに関する啓発活動を実施しております。このようなことで海上の安全確保について周知を行っておりますが、現在については市が管理する港内の水域施設の安全確保について、開発局、海上保安署などとの関係機関と協議を進めており、可能な対策の検討に取り組んでおります。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 同じ答弁なのですが、それしか言えないのでしょうか、今の段階では。それは理解をいたします。

ただ、本当に必要なことは必要として、どうい

状況であっても、道のほうで動きが悪いのであれば、それに対する動きをしなければいけないでしょうし、我々は政治家ですから政治的な動きもしなければいけない。そういうことも含めながら、総力を挙げてしっかりと取り組んでいくという姿勢をぜひとも持っていただきたい。

先ほど本当に、僕も大きい船も乗りますし、漁船も乗りますけれども、操舵室からは全然見えないのですよ、正直。ほとんどGPSの画面頼りで動いていますから、ましてやゴムボート、例えば今出航で問題になっている3時頃から4時頃から、暗いうちからみんな準備して出るわけですから、その状況で水面に浮かぶゴムボートを漁船のほうから見ることはまず不可能です。漁船はライトアップしても水面は黒いですから反射して、全く見えません。どんなライトをつけても見えないことになっているのです。それでも夜間航行しなくては、私たちが夜間航行するときには、常にGPSの画面を見ながら航路を確認しながら進む。そしてレーダーとマッチングさせながらということは、これは常道で当たり前の話、これはどんな船長でもやっている話ですから。そういうことも理解しながら、何とかすみ分けをしていただいて、せっかく来ていただいているのですから、網走という地域に来ていただいて何らかの経済効果も頂いていると思います。いろいろなことがあるので、来ることにして規制をするというよりも、ルールを守って場所を決めて、しっかり取り組んでいただきたいなど。

この釣りに関しては、いろいろな議員からも昔から網走の釣り場は確保できないのかなと。港の空いているところどこか開放してあげられないのかなという議論もあったように私は感じていましたが、一向に進んだ気配はございません。非常に残念ですが、今回いろいろなこういことで、秋サケの問題を契機としていろいろ出てきたことですから、ここでしっかりとルールづくりが当市としても必要なのかなという気がしています。

ゴムボートの昇降の件についてはあれですが、これも小田部議員のほうから出ていました、沖のアキアジ釣りについてです。

これも昔はああいう状況というのはなかったのですが、私も今年1回だけ出航してみてもびっくりしました。昔宇登呂のライセンス制度が引かれて、すごい数のプレジャーボートから釣り船がルシャを越えた知床沖にいたのですが、あの光景よりもまだすご

い数のいろいろなボートが網走沖の100メートルラインのところでアキアジ釣りをしているという状況がありました。これは本当に昨日もそういう質疑もありました。それは商業的に影響が出るのではないかという不安もあります。これについてはまるっきり我々各市としては触れない部分なので、道のほうにもやはり知床と同じようにライセンス制をしたり、捕獲する数を制限したり、ましてはそれをオーバーしたのについてはリリースするなどのやっばりルールづくりがこれは必要になってくるのかなという気がしています。

そこで、その地点に行くために、たくさんのモーターボートが能取の実はボートヤードから、私もあそこから下ろしたのですが、非常に混雑をしてそれもまた先ほど来のお話と同じなのですが、朝の4時頃から準備をして混雑しながら暗い中、ぼろぼろぼろ接近、混雑しながら下ろしていくわけですよ。この状況を見たときに、これは大変なこと、よく事故が起きないなど。いろいろな接触事故は起きているみたいなのですが、これも何らかの対策、特にあそこが道から移管を受けて市のほうで管理している施設ですから、もう少ししっかりと管理体制ができないのかなということ、委員会のほうでも申し上げたつもりですが、再度その辺についての検討をお願いしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 能取漁港の二見ヶ岡地区の件でございますが、議員のお話のとおり、この斜路につきましても北海道から権限移譲を受けて各市において管理及び利用許可等の事務を行っているところであります。

二見ヶ岡地区の斜路につきましては、今年は網走沖のサケ遊漁が好調であったため、例年よりも利用申請が多く混雑が見られたところでもありますが、当該斜路につきましては北海道が定めた能取漁港二見ヶ岡地区維持運営計画によりまして、一日の最大利用受入数が100隻以内と制限がされているところでもありまして、今年も一番利用が多かった9月から10月の受入れはその上限に達している状況にあります。混雑をしているのですが、市といたしましては斜路の利用に関する安全性の確保や秩序維持のために斜路の利用が混み合う土曜、日曜、祝日は午前4時から午前8時までの間斜路に管理人を配置しまして、不適切な利用に関する情報収集と利用状況の確認を実施しておりまして、今後も斜路も含めた漁

港の適正な利用について進めていきたいと考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 制限というか、登録して許可をもらわないと、お金も払わないと下ろせないことになっていきますので。ただ私が見ている範囲ではかなり無許可の方も多かったように思います。これはしようがないのです。いろいろなことでみんながみんなそれを周知していてできるというのは難しいのですが、そういう管理もやっぱりちゃんとしていかないと不公平感出てきますし、やはりもぐりで下ろすなんていうのはとんでもない話なので。

ボートの特質上、トレーラーボートで運んでこられる大きさというのは決まっているのです。30フィートぐらいが限度なのですが、それ以上大きい船というのは係留しなくてはいけない。係留するためには、当然網走川の係留施設を活用される方も多いのではないかなというふうに思います。

急に飛んでしまいますが、能取のほうから網走川の係留についてなのですが、これも小田部議員が委員会の中で、新しく釣り船を購入してある程度の大きさがあるので川に泊めたいけれども、泊める場所の確保ができない、話合いも誰としていいのかわからないということで、担当課長のほうからはそれぞれ今までは事業者さんたち、利用者さんが話合いの下に円満にやってらっしゃったということなのですが、新規参入でではそこに泊めたくてもそれは全く泊まれない、今現状でいっぱい、多分ある程度の隻数というのは埋まっている状況ではないかと思うのですが、その辺についての見解をまずは教えていただきたいと思います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 網走川の漁船、ボートの係留についてですが、船舶については係留、操船などについて知識や経験が必要なものであり、特に川筋エリアは川の流れがあるなど、一般的な係留施設であるマリーナなどとは条件が異なるものと考えております。

また、多くの利用者は10年以上現在の場所に係留し、前後の船舶とのやり取り、あと多層係留にて係留しているのが現状でございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 10年以上泊めているのか、それとも新しい方がどこで変わっているのかというのは、私は管理していませんからわかりません。そういう

答弁があったので、多分そういうことなのだろうなと思うのですが、いつまでもその10年の人が永久に使っているわけでもないでしょうし、入替えは実は私も20年前ぐらいにはあそこに係留していた時期があります。そこからかなり船は変わっています。状況も変わっています。そういうことを理解した上で言わせてもらおうと、もうそろそろしっかりとした市の管理体制、その中で利用者さんに任せているほうが担当課は楽ですよ。だけれども、お金を取って係留をして、市の設備として、もちろんあそこは川筋ですから、今度はいろいろな部分であそこも整備が進んで、景観という部分も出てくると思います。いろいろなあそこは網走のこれからの大切な観光の目玉になろうとしている場所ですから、そういうことも考えたときには本当に今のままでいいのかなと。それが何千も何万もあるのであれば、ちょっと不可能かなという気もするのですが、多分お金を頂いている以上は全部所有者、場所、その他を把握していると思うのですね、原課のほうで。それについての管理だとか、今度新規参入の方はこういうルールで、ここだったら可能ですよというようなインフォメーションをしたり、原課では全然そういうサービスについてする気はないのでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 現在の川筋地区は空きスペースというのがない状況にあります。今後新規の係留についての相談が増加するようであれば、他港の係留施設の調整方法の調査や、また現在の利用者への申請許可に対する意見聴取なども実施し、市と利用者間との調整の在り方などについて検討を行う必要があると考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 検討を行う必要がある。よく聞く答弁であります。検討しますでしょう。必要があるのではなくて検討しなくてはならない、だからお願いをしているわけですから、私は、もっと現場をきちんと確認をして、それがやっぱり必要なですよ。それをやってくれるのはやっぱり役所なのですよ。これ民間で誰もそれをやって調整するということは、お金をもらって指定管理者やればできるかもしれない。でもそこまでの話でもないと思う。そうすると、そこを管理している担当課がしっかりと管理をしてあげて、市民サービスを提供する。もちろん利用している方は網走市民だけではなくて、かなりほかから来ている方多いように感じています。そう

いう方々からもしっかりとした、これはもうみんなのものでですから、逆に言うと。そういう観点からしっかりと管理をしていただきたいのと、把握をしていただきたい。

今後、これがもう最後のほうになって、重要なことなのですが、網走市が釣り人に対する考え方というのを聞かなくてはいけないのですが、そこにつなげていくのですが、どういう考え方を持ってやっていくのか。勝手に釣っていけばいいのではなくて、僕はむしろ釣り人の皆さんが網走に来ていただけてすごい財産だと思っていますし、そういう漁場がある網走がすばらしい地域だというふうに自負しております。

皆さんも沖に出ていて、いろいろな、「おーら」でもいいでしょうし、出て網走を見たときに、海から見える網走って全然違いますよね。これぞまさしく網走のいろいろな再発見なのです。だからこそしっかりと外から来てくれる釣り人に対してもいろいろなサービスを供給するためにも、少なくとも網走川の係留施設の管理はしっかりとやるべきではないかなというふうに私は思います。

遊漁船も高齢化によりかなりの方がやめていっています。そうすると新しい方がいないと、遊漁船が来ても乗れないということになってしまうのですね。

最終的には、道の駅網走が海の駅に近いような機能を有して、あそこから釣り人がたくさん出ていくような体制というのをつくればすごくすてきな網走になるのではないのでしょうか。そういう考え方の下で私は話をしているので、その釣り人に対する、決してゴムボートが、いろいろなそこで邪魔するのはよくないですし、定置網の近くも寄ってはいけません。それはもう絶対駄目なのです。仕事している最中、皆さん非常に危険な仕事をしている中で、そこに行って遊漁ですからいいやって、釣り人というのは遊びなのだよね、と仕事をしているプロの方というのはやっぱりそれは線引きしてあげないと駄目です。その中でも何とか共存できないかなというふうに私は考えるのですが、原課にそういうことを聞いてもちょっといろいろと所管が違うところもあるのでしょうか。どういふふうに考えてらっしゃるのでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 現在において、川筋の係留についての問合せについては、繰り返しになりま

すけれども、今年については5件ということでした。空きスペースがない状況であります。また繰り返しとはなりますが、これが増加するようなことになれば、先ほど申し上げましたが、他港の係留施設の調整方法の調査や現在の利用者への申請許可に対する意見聴取など実施して、市と利用者の調整の在り方について検討していきたいと考えています。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 私のところにも大型のクルーザーを置きたいという要請も来ていますし、私もできるのであればそこに置かせていただけるのであれば、大型のクルーザーを置きたいのですよ、ぜひとも、必要なので。大きなものと先ほど言ったように、ボートヤードからはちょっと無理なので、あそこから上げ下ろしできるというのは小さい船に限られるので、そういうことも含めて、これができるのも網走しかできないと思います。そのための施設がある程度あるので、そこはしっかりと活用して、いい形で網走の観光の復活のために寄与できるようなことにつなげていければなというふうに思います。

これからその部分については、いろいろな要望がありますから、事細かく原課のほうで打合せをしながら来年に向けてのお話をしていきたいと思えます。ぜひとも前向きな検討をしていただければなと思えます。

繰り返しますが、安全性、法律が変わって、要するに船長という資格がない人たちが海に出るとするのは非常に危険なのです。船の操縦というのが船長でなくても無資格者もできます。ただ、港湾の中だけは今法律が変わって、船長自ら操船しなさいと。昔はもっと緩くて、船長は乗っていればいいと、飲酒してようが何してようが、自分が操船するのではないからいいというような緩い法律でした。いろいろな飲酒事故だとかいろいろなことが、プレジャーボートだとか多くなった関係でこういう規制があった反面、もっと気楽に楽しんでほしいと。どちらかという湖対象だと思えるのですがね、ゴムボートに関しては、ちょっとね、外海に出るのは危険です。僕も見ている範囲で今回の事故は、一応あれは資格のいるサイズだったのですね。長さもオーバーしていますし、エンジンも10馬力のエンジンがついている。ただし漁師さんが出ないような、しけているときに出してしまうということが、これが全くビギナー、素人さんの愚かなことなのです。わざわざ遠くから多分来ているのだと、あの方がどうか僕

はちょっと忘れたのですが、結局せっかく来たのだからちょっと出たいなというところを我慢できないというところが今回の事故の原因なのです。漁師さんも出られないときにゴムボートで行けば、それは必ずひっくり返るのは当たり前なのです。波が立てば絶対出ないという自制心が働かないとやはり海というのはそんな甘いものではないですから、そういうこともやっぱり啓蒙しなくてははいけません。

最後にもう1点。これは場合によっては、開発もあそこに大きな船を持っていますよね。ああいうものも活用しながら、啓蒙したりパトロールしたりする必要も出てくるのかなという、僕は気がしています。市が単独に船を持って、それをやりなさいとは言いませんが、そこは民間に外注するなりして、いろいろな調査だとかはする必要が僕はもう出てくるのではないかなという気がしているのです。

朝早くで、特に土日がそういう船が多いということですから、それに対する対応というのはやっぱりどちらかという民間委託をしてしっかりと管理をして、調査する必要があると僕は思うのですが、その時期が来ているのではないかなと思うのですけれども、最後ですけれども、それについての見解を。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 今年実施しました関係機関との啓発活動は継続して行うこととしまして、今議員がおっしゃいました調査も含めて引き続き航路、泊地における水域施設の適正な運営と安全確保について適宜適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 もちろん協議だとか、おかでの話は幾らでもいいのですが、どこから下りるかわからないのです。そうすると、最終的に浮かんでいるところを押さえなくてははいけません。そこで注意したりお願いをしたりということをして啓蒙しないと、多分そんないろいろな規制をして、でも一応網走市ではこういうルールづくりをしました、そういうことをしっかりホームページ等で発表することも大事だと思います。それを見て、こういうふうになっていますからそのルールに従って楽しく遊んでくださいという方法でPRするのも大事です。しばらくの間、僕はやっぱり現場にいろいろ見て、皆さんがやっぱり現状を把握していないところに一番の問題点があると思います。もちろん難しいのですよ、朝3時頃からは皆さんが早出して行って調査し

て、全部やったり写真撮ったりというのもできないですし、沖はましてや船がなければ行けないわけですよ。沖のアキアジがどういう釣り方をしているかって、あれ移動して歩くのですね。回遊していますから、頭に船は、だから本当に接触する寸前の危険もありながら、馬力のあるエンジンのやつは速く走ってみたりとか、けんかみたいなものですよ。そういうのが沖の釣りなのです。そういうこともやっぱり皆さんがそれを把握してくれないと話が全然進まないの、そういうこともぜひとも検討課題に入れて、というといつまでも検討していても始まらないので、やるべきことはすぐやると。そういう姿勢がないと、いつまでたっても検討します、検討しますで、そういう話を15年私は聞いていますから。それはもういいですから。もう前に進みましょう。

以上です。

○井戸達也議長　これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変御苦勞さまでした。

午後2時03分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 工藤英治

署名議員 近藤憲治

12月16日（木曜日） 第5号

令和3年第4回定例会
網走市議会会議録第5日
令和3年12月16日(木曜日)

○議事日程第5号

令和3年12月16日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案7件
(議案第1号～第7号)

日程第2 議案第8号

日程第3 議案第9号

日程第4 その他会議に付すべき事件(1件)

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第2号 令和3年度網走市市有財産整備特別
会計補正予算(同)

議案第3号 令和3年度網走市国民健康保険特別
会計補正予算(同)

議案第4号 令和3年度網走市介護保険特別会計
補正予算(同)

議案第5号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市附属機関条例及び報酬職員給
与条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

議案第7号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(同)

議案第8号 網走市教育委員会委員の任命につ
いて(同意決定)

議案第9号 網走市固定資産評価審査委員会委員
の選任について(同)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査につ
いてに付した事
件(2)

立崎聡一

○欠席議員(1名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 後藤利博

企画総務部長 秋葉孝博

市民環境部長 武田浩一

健康福祉部長 桶屋盛樹

農林水産部長 川合正人

観光商工部長 伊倉直樹

建設港湾部長 吉田憲弘

水道部長 柏木弦

庁舎整備推進室長 立花学

企画調整課長 佐々木司

総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁

.....
教育長 岩永雅浩

学校教育部長 田口徹

社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 林幸一

次長 石井公晶

総務議事係長 法師人絵理

総務議事係主査 寺尾昌樹

係 早淵由樹

○出席議員(14名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、立崎聡一議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、栗田政男議員、古田純也議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案2件、委員会審査報告案7件、その他会議に付すべき事件1件の合計10件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案7件、議案第1号から議案第7号までを一括して議題とします。

本件は、去る12月9日の本会議において関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会、小田部照委員長。

小田部委員長。

○小田部照議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和3年度網走市市有財産整備特別会計補正予算、議案第3号令和3年度国民健康保険特別会計補正予算、当委員会所管分、議案第4号令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算の合わせて4件であります。

本件につきましては、去る12月9日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第4号までの合わせて4件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査経過の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

松浦委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、当委員会所管分、議案第5号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号令和3年度網走市一般会計補正予算の合わせて5件であります。

本件につきましては、去る12月9日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌10日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び議案第3号、議案第5号から議案第7号までの合わせて5件につきましては、いずれも委員会全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第7号までの7件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第7号までの7件につきましては、各委員長の報告のとおり可決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第8号網走市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 議案第8号網走市教育委員会委員の任命についてでございますが、本市教育委員会委員の伊藤亮人氏は、令和3年12月27日で任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それではお諮りします。

本件は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第8号は原案に同意することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第9号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 議案第9号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本市固定資産評価審査委員会委員の塩川顕児氏、西川伸一氏、多田吾郎氏の3氏は、令和3年12月25日で任期満了となりますので、塩川氏と西川氏につきましては引き続き選任いたしたく、また多田氏の後任者として浅川正氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により本市議会の御同意

をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それではお諮りします。

本件は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第9号は原案に同意することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、その他会議に付すべき事件1件を議題とします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてであります。既に印刷してお手元に配付のとおり、本会議で関係常任委員会に付託した案件1件及び既に付託されている案件38件の合計39件は、それぞれ関係常任委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように承認することに決定いたしました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これをもって、閉会としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これをもちまして、令和3年網走市議会第4回定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 栗田政男

署名議員 古田純也